

平成20年 第4回

# 身延町議会定例会会議録

平成20年12月15日 開会

平成20年12月16日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 0 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 5 日

平成20年第4回身延町議会定例会(1日目)

平成20年12月15日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告並びに施政方針
- 日程第5 提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 提出議案の説明
- 日程第7 提出議案に対する質疑
- 日程第8 提出議案に対する討論
- 日程第9 提出議案に対する採決

2. 出席議員は次のとおりである。(20人)

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 松 浦 隆   | 2番  | 河 井 淳   |
| 3番  | 望 月 秀 哉 | 4番  | 望 月 明   |
| 5番  | 芦 澤 健 拓 | 6番  | 上 田 孝 二 |
| 7番  | 福 与 三 郎 | 8番  | 望 月 寛   |
| 9番  | 日 向 英 明 | 10番 | 望 月 広 喜 |
| 11番 | 伊 藤 文 雄 | 12番 | 渡 辺 文 子 |
| 13番 | 奥 村 征 夫 | 14番 | 中 野 恒 彦 |
| 15番 | 松 木 慶 光 | 16番 | 近 藤 康 次 |
| 17番 | 笠 井 万 汜 | 18番 | 石 部 典 生 |
| 19番 | 川 口 福 三 | 20番 | 穂 坂 英 勝 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員（3人）

9番 日向英明  
11番 伊藤文雄

10番 望月広喜

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

（21人）

町	長	望月仁司	総務課長	市川忠利
会計管理者		中沢俊雄	財政課長	笠井一雄
政策室長		依田二郎	町民課長	秋山和子
税務課長		佐野治仁	身延支所長	望月和永
下部支所長		小林英雄	教育委員長	小松文雄
教育長		佐野雅仁	学校教育課長	赤池一博
生涯学習課長		佐野正美	福祉保健課長	広島法明
子育て支援課長		近藤正国	建設課長	柴原信一
産業課長		佐野由雄	土地対策課長	滝戸文昭
観光課長		赤坂次男	環境下水道課長	赤池義明
水道課長		串松文雄		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（2人）

議会事務局長 遠藤 守  
録音係 馬場徳之

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（穂坂英勝君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

平成20年身延町議会第4回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

師走に入り、年の瀬もいよいよ押し迫ってまいりました。特に昨日の雨では四方の高い山に積雪が見られるようになりました。議員各位におかれましては、年末多事多端の中をご出席いただきまして、心より敬意を表す次第でございます。

さて、本定例会に町長から提案されます議案は、平成20年度身延町一般会計・特別会計補正予算、ならびに条例の制定、改正、廃止等29件、議会から発委1件、請願1件の併せて31件でございます。いずれも重要な内容を有しているものであります。議事が円滑に進められ、慎重なご審議により適正・妥当な結論を得られますよう、お願い申し上げます。

これから寒さもひとしお、厳しくなりますが、各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

なお、11月19日に教育委員会が開催され、その席上、教育委員長に小松文雄氏が選出されました。

本日、議会に出席されておりますので、紹介し、あいさつをいただきたいと思っております。

教育委員長、あいさつ。

○教育委員長（小松文雄君）

おはようございます。

11月の定例教育委員会の議案で、私、小松文雄が教育委員長を拝命いたしました。よろしくご指導のほどをお願いします。

当町の教育行政につきましては、今、非常に早い速度で進化・発展しております。その一例として、先般、久那土小学校におきまして、教育セミナーを実施しました。県下の10町村、150人ぐらいの先生方の出席を得まして、このセミナーを実施したわけでございます。その席上、研修モニターである東大大学院の教授であります佐藤学先生から、いろいろな講義を受けたわけでございますけど、非常に久那土小学校は素晴らしい学校だと、そういうお褒めの言葉をいただきまして、久那土小学校は山梨県の宝であるとまで、再三再四、言われました。私は、それを非常に誇りに思っております。

教育は、地域基盤の整備が主でございます。ぜひともソフト面、ハード面におかれまして、地域の皆さまのご協力を得ながら、この教育行政にまい進したいと思いますので、今後とも、よろしくご指導のほどをお願い申し上げます。あいさつに代えさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長のあいさつが終わりました。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。  
本日は、議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、

9番 日向英明君

10番 望月広喜君

11番 伊藤文雄君

以上、3人を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、平成20年12月15日から12月17日までの3日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、会期は平成20年12月15日から12月17日までの3日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、議長から今期定例会に執行部の出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、出席の通知がありました。

次に議会としての報告事項は印刷してお手元に配布のとおり、各種行事等に参加しておりますので、ご了承ください。

日程第4 町長行政報告並びに町長施政方針。

町長が行政報告並びに施政方針を行います。

町長。

○町長(望月仁司君)

皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成20年身延町議会第4回定例会の開催にあたり、行政報告と就任後、初の定例会でございますので、私の施政の一端を申し述べ、議員各位ならびに町民の皆さんのご理解・ご協力を賜りたいと存じます。

不肖私が10月5日、町民の皆さんの信任をいただき、10月24日より新身延町の2代目町長として、素晴らしい実績を残されました依田光弥前町長のあとを受け、町政の執行にあらせていただいております。

ご案内のとおり、本町や地方にとりましては、少子高齢化や人口流出に加え、三位一体改革によるわずかな税源移譲に比べ、5兆円を超える地方交付税の削減により、都市と地方との地域間格差が拡大し、自主財源の乏しい本町や地方の町村は、かつてない財政的苦境に追い込まれております。

この時に、その任に当たらせていただけることは、光栄と同時に、その責任の重大さを痛感しているところでもございます。

どうか議員各位におかれましては、今後の町政運営に絶大なるご支援・ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は私にとりまして、初めての定例会を招集いたしましたところ、議員各位には年末の何かとお忙しい中にもかかわらず、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、世界的な金融危機により世界の株式の時価総額は約1年前のピーク時に比べ、約3千兆円減少したといわれており、ざっと半分になったともいわれております。3千兆円はどのくらいか、とても実感のわく数字ではありません。このことを捉えてか、世界大恐慌だといっている学者もおいでになるようです。

そんな中で、社会的治安を保つことは、大変難しくなることは当然であり、そのため国の内外を問わず、暗いニュースが非常に多かったように思います。そんな中であって、私たちに元気を与えてくれた明るい出来事もあります。

世界中の人たちが一喜一憂した北京五輪、その中でわが国では女子ソフトボールの金メダル獲得など、女性の活躍が多かったように思います。と同時に男子400メートルリレーのメダル獲得は、何か日本人の文化を見るような気がいたしたところでもございます。また、4人の先生方が同時受賞されたノーベル賞等、全世界にわが日本の力を示していただいたことは、私どもも勇気をいただきました。

さらにわが町にあっては、身延山に全国に誇れる五重塔が竣工されました。この五重塔の竣工は、過日の全員協議会で本栖湖の富士山世界遺産登録への資産候補入りを承認していただきましたので、登録に向けて加速がつくことになることと併せ、わが町の観光振興に弾みがつくものと期待をしておるところでもございます。

さらに図書館朗読ボランティア、「千の風」の皆さんが朗読を通して、地域の皆さんへ奉仕を続けてこられた実績が評価をされ、山梨県では団体で初めて、しかも個人も含めて2例目という野間読書推進賞を受賞という、大変、名誉なことがございました。この賞は全国で年間、個人2名以内、団体2団体以内という大変な賞でもあることを、皆さんに報告をさせていただきたいと思います。

また、中部横断自動車道の開通を視野に入れた、波高島バイパスのトンネル部分と富山橋が県のご努力で開通の運びとなり、また秋の叙勲で深澤嘉元さん、遠藤靖公さん、望月美良さん、教育功労者に岩本好さん、県政功労者に加藤基道さん、望月忠男さんの6名の皆さんがそれぞれ受賞されました。心からお祝いとお喜びを申し上げます。

さて、私は10月24日の就任以来、身延町福祉まつり、産業まつりなど定例の行事にそれぞれ参加をさせていただきました。また11月の末には全国町村長大会等、全国大会に参加をし、20年度の補正予算の獲得や21年度予算の確保等のため、関係機関や関係者に陳情を行ってまいりました。さらに町で執行しております各種事業につきましては、現時点でそれぞれ予定どおりの進捗を挙げていることをご報告させていただきます。

最後に、公共下水道事業の各戸の早期接続をお願いしているところであります。しかし、11月25日現在、角打・丸滝処理区と帯金・塩之沢処理区はおおむね完了していますが、中富処理区は加入戸数811戸で、接続率56%でございます。まだまだ、満足できる数字ではございません。町民の皆さんには、ぜひ早期接続をお願い申し上げますと同時に、議員各位のご

協力をもお願い申し上げます。

以上申し上げ、行政報告とさせていただきます。

次に、施政の一端を述べさせていただきます。

私は「住んでよし、訪ねてもよし、おらが身延(まち)」を、わが町の理想の姿であると考えております。住んでいる町民の皆さんはもちろん、訪ねていただいたお客さんにも、訪ねてよかったと満足していただいて、二度、三度と訪ねていただける町にしていかなければなりません。

しかし、わが町の財政状況はといいますと、11月18日の新聞に掲載されたとおり、2007年度、町の経常収支比率は県内ワースト4で、89.8%であります。このことでも、わが町の財政がいかに厳しい状況にあるかが分かります。こんな時だからこそ、行財政改革を行わなければなりません。

行財政改革には、まず職員の意識の改革が必要であります。私は就任時に職員に対し、各自が仕事のプロになって、町民の目線で、町民の皆さんの思いを先取りして、各自が思う存分、仕事をしてください。そして、町民の皆さんから、辞めてもらっては困るという職員になってほしいと約束をいたしました。また、こんな厳しいときだけに、自分の担当している仕事の内容を見直し「あれもこれも」から「あれかこれか」を選択してほしいと指示を出したところでもあります。

私どもの仕事や各種団体に出させておられる補助金等に、不必要なものはございません。ただし、100%必要なもの、あるいは80%のもの、60%のもの、あるいは40%必要なものもあると思います、これらを厳選する能力を高めることによって、各職員の資質が向上すると考えます。また、私や上司から言われるのではなく、職員各自がそれぞれ目標を立てて、日々、自分を評価していく習慣を身につけるよう、指導をまいります。

北川正恭前三重県知事の話の中にもありました。「小さなことから始める勇気」と、そのことを「大河にする根気」、このことが実行できる職員を育て、意識の改革に努めてまいります。

次に観光について、また中部横断自動車道の開通と地域活性化インターチェンジの設置について申し上げるべきですが、明日の一般質問の中でそれぞれ通告をいただいておりますので、割愛させていただき、安全・安心なまちづくりについて申し上げたいと存じます。

東海地震が起こったときには、山梨県内で一番の被害を受けると想定されているのが、わが身延町でございます。身延町には、ご案内のとおり山間地の集落が多数存在し、災害時には陸の孤島になるおそれが多分にあります。そこで、ヘリコプターによる救命救助活動が必要になります。したがって、県に対し町内へのヘリポートの設置を要望してまいりたいと思います。また、山間地が多いことから土砂災害対策として、急傾斜地崩壊対策事業を県にもお願いしながら、推進をまいります。

町内の公共交通につきましても通告をいただいておりますので、「身延いちいち運動」と「ふるさと町民制度」について、申し上げたいと存じます。

まず、「身延いちいち運動」についてであります。

町民の皆さんが最低一人、1競技以上のスポーツを楽しみ、体の健康を維持し、一芸で心の健康を維持していただく運動であります。このことが元気な町民、心豊かな町民が増えると思うからであります。

次に「ふるさと町民制度」についてであります。



この制度は町内に関係のある人、身延町を「心のふるさと」と考える人たちを広く全国から募集し、年間費をいただき、ふるさと会員となってもらい、JAや商工会などの協力をいただいて、年に3回程度、地元で収穫された、また、加工されたふるさとの味をお送りし、ふるさととの絆を深めていただくと同時に、年1回、ふるさとツアーを計画し、懇談の中から町の進むべき方向等のご意見をいただいて、ふるさと再生の一助とする計画であります。これの導入をしたいと考えております。

いずれにしても、厳しい財政下ですので、職員の意識改革が一番であると思います。このことにより、町民の皆さんが喜んでいただける仕事を町民の皆さんと協働で推進していくことになると思います。さらに町民の皆さんが計画の時点から参画することによって、「自分たちの地域のことは自分たちで考え決める」という精神が根付くと考えられます。そうしますと、必要性の低い仕事は当然、なくなるだろうと考えております。これは町民の皆さんの意識改革から生まれてくるのであります。町民の皆さんの意識改革は、私ども役場職員の意識改革についてくると考えますので、私を含む職員の意識改革を、まず推進してまいることをお約束申し上げます。

結びに「住んでよし、訪ねてもよし、おらが身延(まち)」の実現に向けて、私が職員の先頭に立ってまいっている所存でありますので、町民の皆さんや議員各位の格段のご協力をお願い申し上げます。ごあいさついたします。

ありがとうございました。

○議長(穂坂英勝君)

町長の行政報告、ならびに施政方針が終わりました。

日程第5 提出議案の報告、並びに上程を行います。

議案第88号 身延町地域情報通信施設の指定管理者の指定について

議案第89号 身延町地域情報通信施設条例の制定について

議案第90号 身延町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

議案第91号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第92号 身延町農村情報連絡施設整備基金条例の一部を改正する条例について

議案第93号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第94号 身延町農村情報連絡施設の指定管理者の指定について

議案第95号 身延町農村情報連絡施設条例の一部を改正する条例について

議案第96号 身延町分湯料条例を廃止する条例について

議案第97号 身延町立小中学校適正配置審議会条例を廃止する条例について

議案第98号 峡南衛生組合規約の一部を変更することについて

議案第99号 平成20年度身延町一般会計補正予算(第5号)について

議案第100号 平成20年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第101号 平成20年度身延町老人保健特別会計補正予算(第3号)について

議案第102号 平成20年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

議案第103号 平成20年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第104号 平成20年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

- 議案第105号 平成20年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第106号 平成20年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 議案第107号 平成20年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第108号 平成20年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第109号 平成20年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第110号 平成20年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第111号 平成20年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第112号 平成20年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第113号 平成20年度身延町西嶋財産区特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第114号 平成20年度身延町大河内地区財産区特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第115号 身延町地域情報通信施設整備運営事業の契約について
- 議案第116号 財産の処分について
- 発委第7号 身延町議会会議規則の一部改正について
- 請願第3号 父子家庭や母子家庭を「ひとり親家庭」として平等な取り扱いとする請願について
- 以上、31件を一括上程いたします。

日程第6 提出議案の提案理由の説明を求めます。

議案第88号から議案第116号まで、町長。

○町長(望月仁司君)

提出議案の提案理由について、一括ご説明を申し上げたいと思います。

今回、提出しました議案は条例関係について、制定と廃止、さらに一部を改正する条例を合わせて8件、指定管理者の指定について2件、組合規約の変更、契約の締結、財産の処分がそれぞれ1件ずつ、平成20年度補正予算が16件の計29件となっております。

それでは個々について、順を追って申し上げます。

議案第88号 身延町地域情報通信施設の指定管理者の指定について  
指定管理者を、次のとおり指定する。

平成20年12月15日 提出

身延町長 望月仁司

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地  
名称 下部コミュニケーションテレビ  
所在地 身延町常葉1093番地

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

団 体 の 名 称 株式会社 ネットワーク下部

主たる事務所の所在地 山梨県甲府市富士見1丁目4-24

代 表 者 の 氏 名 代表取締役 信田一信

3. 指定の期間

2010年(平成22年)10月1日から2020年(平成32年)9月30日まで。(ただし、施設の供用開始が遅延した場合は、指定期間の開始日を変更することがある)

提案理由

身延町地域情報通信施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由である。

以後につきましては、提出日および町長名は省略をさせていただきます。

議案第89号 身延町地域情報通信施設条例の制定について

身延町地域情報通信施設条例の議案を提出する。

提案理由

情報化社会に適応した情報通信環境を地域住民に提供し、魅力ある地域づくりを進めるために、テレビジョン放送や地域情報通信サービス及び公共サービス情報の提供を行う身延町地域情報通信施設(以下、施設という。)を設置するとともに、施設の管理を指定管理者に行わせるため、身延町地域情報通信施設条例を制定する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第90号 身延町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

身延町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

独立行政法人 国際協力機構法の一部を改正する法律(平成18年法律第100号)の施行に伴い、身延町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第91号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について

身延町手数料条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

住民基本台帳カードの普及促進のため、交付にかかる手数料について、期限を区切り無料とするため、身延町手数料条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第92号 身延町農村情報連絡施設整備基金条例の一部を改正する条例について

身延町農村情報連絡施設整備基金条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

身延町農村情報連絡施設及び身延町地域情報通信施設の整備を行うにあたり、身延町農村情報連絡施設整備基金条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第93号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

産科医療補償制度の導入に伴い、身延町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じた。  
これが、この議案を提出する理由である。

議案第94号 身延町農村情報連絡施設の指定管理者の指定について  
指定管理者を、次のとおり指定する。

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 下部コミュニケーションテレビ

所在地 身延町常葉1041番地1

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

団 体 の 名 称 株式会社 ネットワーク下部

主たる事務所の所在地 山梨県甲府市富士見1丁目4-24

代 表 者 の 氏 名 代表取締役 信田一信

3. 指定の期間

2009年(平成21年)4月1日から2010年(平成22年)9月30日まで。

提案理由

身延町農村情報連絡施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第95号 身延町農村情報連絡施設条例の一部を改正する条例について  
身延町農村情報連絡施設条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

身延町農村情報連絡施設の管理を指定管理者に行わせるため、身延町農村情報連絡施設条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第96号 身延町分湯料条例を廃止する条例について  
身延町分湯料条例を廃止する条例の議案を提出する。

提案理由

身延町下部965番地及び下部966番地地先に湧出する町有鉱泉は、温泉成分分析の結果、温泉法(昭和23年法律第125号)に定める温度、又は物質にかかる基準を満たしていないので、身延町分湯料条例を廃止する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第97号 身延町立小中学校適正配置審議会条例を廃止する条例について  
身延町立小中学校適正配置審議会条例を廃止する条例の議案を提出する。

提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づいて設置された身延町立小中学校適正配置審議会は、その所掌事務を終えたため、身延町小中学校適正配置審議会条例を廃止する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第98号 峡南衛生組合の規約の一部を変更することについて  
峡南衛生組合同約（昭和45年4月30日県指令地4-25号）の一部を次のとおり変更する。

提案理由

峡南衛生組合の議会議員の定数を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により関係町の協議が必要であり、この協議には、同法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第99号 平成20年度身延町一般会計補正予算（第5号）

平成20年度身延町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,726万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億9,046万4千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以後につきましては、2は省略をさせていただきたいと思えます。

議案第100号 平成20年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成20年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,984万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,218万4千円とする。

議案第101号 平成20年度身延町老人保健特別会計補正予算（第3号）

平成20年度身延町の老人保健特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,329万円とする。

議案第102号 平成20年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成20年度身延町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,379万円とする。

議案第103号 平成20年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成20年度身延町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ591万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5,432万9千円とする。

議案第104号 平成20年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成20年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,015万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億152万2千円とする。

(繰越明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

議案第105号 平成20年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)

平成20年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

議案第106号 平成20年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

平成20年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,777万6千円とする。

(繰越明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

議案第107号 平成20年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)

平成20年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,239万4千円とする。

議案第108号 平成20年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)

平成20年度身延町の下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ647万7千円とする。

議案第109号 平成20年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)

平成20年度身延町の広野村山外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)は、次

に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81万2千円とする。

議案第110号 平成20年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)

平成20年度身延町の第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28万1千円とする。

議案第111号 平成20年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)

平成20年度身延町の大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48万円とする。

議案第112号 平成20年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)

平成20年度身延町の仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42万8千円とする。

議案第113号 平成20年度身延町西嶋財産区特別会計補正予算(第1号)

平成20年度身延町の西嶋財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49万円とする。

議案第114号 平成20年度身延町大河内地区財産区特別会計補正予算(第1号)

平成20年度身延町の大河内地区財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18万9千円とする。

議案第115号 身延町地域情報通信施設整備運営事業の契約について

下記の契約締結について、民間の資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第9条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1. 契約の名称 身延町地域情報通信施設整備運営事業契約
2. 契約の金額 2億8,151万6,550円
3. 契約の相手方 山梨県甲府市富士見1丁目4-24  
株式会社 ネットワーク下部 代表取締役 信田一信

提案理由

身延町地域情報通信施設整備運営事業の締結につき、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第116号 財産の処分について

下記の財産処分に関わる町有財産譲与契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1. 財産の種類 有線テレビジョン施設
2. 処分の目的 有線テレビジョン施設の民間企業への移管
3. 処分をしようとする物件 身延町常葉1041番地1  
身延町農村情報連絡施設及び設備一式
4. 処分の方法 譲与（無償譲渡）
5. 契約の相手方 山梨県甲府市富士見1丁目4-24  
株式会社 ネットワーク下部 代表取締役 信田一信

提案理由

身延町の農村情報連絡施設及び設備一式の譲与契約締結につき、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由である。

以上29件について、提案理由を申し上げました。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますよう、お願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

町長の説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時10分といたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時10分

○議長（穂坂英勝君）

それでは、再開いたします。

次に担当課長より詳細説明を求めますが、議案第90号から議案第93号まで、議案第97号、議案第98号、議案第115号、議案第116号、以上8議案については詳細説明を省略させていただきます。

それでは、担当課長より詳細説明を求めます。

はじめに議案第88号、議案第89号、議案第94号、議案第95号について、総務課長。



○総務課長（市川忠利君）

それでは議案第88号、議案第89号、議案第94号、議案第95号につきまして、詳細の説明をさせていただきます。これらの議案につきましては、下部コミュニケーションテレビ整備事業に関わる議案であります。よろしくお願いたします。

まず、議案第88号 身延町地域情報通信施設の指定管理者の指定についてであります。

下部コミュニケーションテレビの再構築に伴いまして、新たな施設の管理運営を民間事業者に行わせるため、指定管理者の指定を行うものであります。

指定管理者となるものは、甲府市に事務所を置きます株式会社 ネットワーク下部であります。指定の期間は、平成22年10月1日から平成32年9月30日までといたします。

なお、指定管理者選定委員会の審査を受けての提案であります。

次にめくっていただきまして、議案第89号 身延町地域情報通信施設条例の制定についてであります。

施設についてであります。テレビジョン放送だけではなく、インターネットへの接続および公共施設間の通信環境の整備、行政情報・緊急情報の伝達等、さまざまな情報交流の場としての施設とするための名称とさせていただきました。

第1条であります。設置の目的であります。

情報化社会に適応いたしました情報通信環境を住民に提供し、魅力ある地域づくりを進めるための施設を設置し、その管理運営のために必要な事項を定めるための制定であります。

第2条は、用語についての定めであります。

第3条、サービスを行う施設の位置および名称であります。名称につきましては、下部コミュニケーションテレビ、略称SCTといたしまして、位置は身延町常葉1093番地であります。

第4条、サービスの内容であります。テレビジョン放送およびFM放送の再送信、インターネットへの接続による情報交流の場の提供、公共施設間的高速通信環境の提供、行政情報および緊急情報の伝達等のサービスを行っていきます。

第5条、サービスの区域は下部地区全域であります。

第6条、施設管理であります。端末設備は加入者が設置管理をいたしまして、それを除く施設につきましては、町長が管理をするものであります。

ただし、音声告知機につきましては、町が所有しまして、加入者に貸与するものといたします。

第8条、第9条の加入負担金使用料についてであります。7ページの別表をお願いしたいと思います。

一般住宅についてであります。使用料は保安器1基につき月額3,150円とさせていただきます。加入負担金につきましては、保安器1基につき8万4千円の負担をお願いするわけですが、これは新規に加入する方のみで、現在、SCTに加入している方につきましては、負担の必要はありません。

次に分譲集合住宅、マンション等ありますが、使用料1戸につき3,150円。加入負担金については、導入時に工事費用と合わせまして支払うこととなります。これについては管理組合、管理会社との契約ということになります。

次に賃貸の集合住宅、アパート等あります。使用料3,150円。なお、2台目以上につ

きましては、割引の対象となります。加入負担金8万4千円、それぞれ持ち主、大家さんとの契約になります。旅館、ホテル、病院等でありますが、使用料、1から5台目が3,150円。6台目以上は割引の対象となります。加入負担金につきましては、8万4千円の負担をお願いすることになります。

第10条は加入の手続き、第11条は使用料・加入負担金の免除、第12条は引き込み設備等の利用負担について、定めたものであります。

第13条につきましては、利用停止等について定めたものですが、第3号におきまして、使用料の納入期限到来後、3カ月以上、納入しないときは停止をすることができる旨の規定としております。

第15条から第18条までは、指定管理者による管理を行わせることができる条項、その業務管理の基準、利用料金の取り扱いについて定めたものであります。

なお、この条例は平成22年10月1日からの施行であります。

それから、17ページをお願いしたいと思います。

議案第94号 身延町農村情報連絡施設の指定管理者の指定についてであります。

現在のSCTの施設、農村情報連絡施設を民間に移譲いたしまして、その施設の管理運営を指定管理者に行わせるための指定管理者の指定を行うものであります。

指定管理者となるものは、事務所を甲府市に置く株式会社 ネットワーク下部。指定の期間は、平成21年4月1日から平成22年9月30日までとするものであります。

なお、指定管理者選定委員会の審査を受け、提案するものであります。

19ページをお願いしたいと思います。

議案第95号 身延町農村情報連絡施設条例の一部を改正する条例についてであります。

内容は20ページからであります。第7条第2項におきまして、文言の整理、現状に即しました見直しをいたしまして、加入者は加入等の工事にかかる費用を負担するというように改正をさせていただくとともに、第9条、減免の措置におきまして、工事費負担金を削る改正であります。

さらに現在の施設であります農村情報連絡施設を民間に移譲し、その施設管理を指定管理者に行わせるため、第12条から第14条にかけまして、指定管理者による管理、指定管理者の業務、管理の基準等を設けた改正であります。

なお、新しく条項を設けたことによる条番号の整理および文言の整理をするものであります。

この条例につきましては、平成21年4月1日から施行するものであります。

以上4件の議案につきまして、説明をさせていただきました。ご審議をいただきまして、ご議決いただきますよう、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第96号、議案第99号、議案第109号から議案第114号までについて、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは議案第96号 身延町分湯条例を廃止する条例について、詳細を説明させていただきます。

この条例は旧下部町から新町に引き継がれたものでございまして、通称、三者共有泉といわれているものでございます。この三者とは富士ミネラルウォーター株式会社、株式会社 下部

ホテル、身延町の三者でございます。湯町の河川敷を県の占用および取水にかかる許可を受け、使用しているものでございます。

町では昭和30年の9月に鉱泉分析をいたしまして、メタホウ酸が基準値以上あったため、現在に至るまで温泉として分湯しておりましたが、平成19年10月に改正温泉法が施行され、平成12年以前の分析のものにつきましては、平成21年12月までに再分析をしなければならないことになりました。

このため、本町では施設的な変動も考慮した上で、本年2月と8月の2回、財団法人 中央温泉研究所に依頼し、成分分析を実施いたしましたが、結果につきましてはメタホウ酸、温度についても温泉の基準に及びませんでした。このため、町では分湯料条例を本議会に提出し、営業等に配慮した上で、来年4月1日から施行することとし、廃止するための議案でございます。

続きまして、議案第99号 平成20年度身延町一般会計補正予算(第5号)の詳細説明をいたします。

8ページをお開きください。

まず歳入でございますけれども、10款1項1目の地方交付税でございます。今回4,398万3千円を計上させていただきました。これにつきましては、今回、12月の補正で一般財源の分につきましては、普通交付税で補正をさせていただいたということになります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。1目の民生費国庫補助金につきましては、1節の民生費補助金に7万4千円。これは、障害者の区分認定等の事業費の補助金でございます。介護認定と同じように、広域に認定調査を委託しておりますけれども、対象者の増により7万4千円でございます。広域の負担金が14万8千円、本町でしなければなりませんけれども、この2分の1を補助してくれるものでございます。

2目の土木費国庫補助金でございますけれども、1節住宅費補助金1,975万4千円、地域住宅交付金でございます。これについては、支出のほうでご説明をいたしますけれども、雇用促進住宅身延宿舍の買い取りにあたりまして、地域住宅交付金をいただけるということで、購入費は4,389万8,750円。この45%が国庫補助金として、本町にまいります。

15款県支出金、2項の県補助金でございますけれども、2目の民生費県補助金でございますが、574万5千円の計上でございます。重度心身障害者の医療費助成事業補助金でございますが、これにつきましては、窓口無料化に伴いまして、助成対象医療費が増加したための計上でございまして、医療費といたしまして、1,148万9,518円でございますが、この2分の1を県で補助してくれるものでございます。

続きまして、4目の農林水産業費県補助金、1節農業費補助金につきましては、560万2千円。まず、耕作放棄地の再生支援事業補助金ということで300万円。これにつきましては、9月に町単独事業として、300万円補正をしました古関三堂平農道でございますけれども、今回、補助内容が300万円補助をしてくれるということで、歳出のほうでもご説明いたしますが、さらに300万円補正して、600万円の事業費で、そのうちの300万円を県からいただけるということでございます。補助率は50%でございます。

それから、県営中山間総合整備事業県補助金ということで、260万2千円でございますけれども、これは中山間の和田圃場地の整備に関しまして、換地業務に関する補助金でございます。

2節の林業費補助金125万円でございますが、特定鳥獣管理捕獲事業の補助金でございま

す。これについては支出のほうで、報償費のほうに250万円の計上をいたしておりますけども、鳥獣費に経費がかかって、予定よりも伸びているということでございますけども、250万円の2分の1を県で補助してくれるものでございます。

5目の商工費県補助金につきましては、25万円計上しております。郷土伝統工芸振興対策費補助金でございます。これにつきましては、和紙の里で実施をする事業に対しまして、県で補助金をくれるものでございまして、意匠開発事業という事業でございますけども、内容といたしましては、水明の開発のパンフレット印刷代、それからそれに対する研究材料費、研究のための経費について、補助をしてくれるものでございます。50万円の2分の1、25万円が補助されます。

6目の土木費県補助金につきましては、2節公共下水道事業費補助金でございますけども、292万円、公共下水道普及促進費補助金ということでいただきます。これにつきましては繰出金として、下水道事業に繰り出しをいたします。

それから9目の教育費県補助金でございますけども、8万3千円の減額補正でございます。これにつきましては、小中学校の適正規模化支援事業補助金でございますけれども、これにつきましては、8月5日、適正規模の関係で結審をいたしました小中学校の適正配置審議会等の経費にかかる部分の金額を、6回開催する予定を3回で済んだということで、その部分を減額補正いたします。

次に3項の県委託金でございますけども、4目土木費県委託金につきましては、1節住宅費委託金16万5千円。住宅統計のほかに5年に一度、住生活総合調査を実施しなければならないということで、今回、その5年に一度の年でございまして、それに対する補助金16万5千円でございます。

16款財産収入、1項財産運用収入でございますけども、これにつきましては、それぞれの基金の利子分でございます。歳出予算のほうを見ていただければ分かると思いますけども、すべて基金に積み立てるということになっておりますので、よろしく申し上げます。

次に17款の寄附金でございます。1節の指定寄附金でございますけども、地域福祉基金寄附金10万円でございます。切房木の259番地の中澤泰雄さまより、ご寄附をいただいたものでございます。それから教育施設整備基金寄附金につきましては、3万円でございます。兵庫県神戸市、深澤栄次さまより、ご寄附をいただいたものでございます。それから町立図書館の図書購入費ということで、30万円。下山5270の2番地、上平淺藏さまより身延町の図書館の図書を購入してくださいということで、いただきました。

次の10ページにまいりますけども、繰入金でございますけども、4目の地域福祉基金繰入金につきましては、52万3千円。地域福祉基金の利子を一般会計に充当するための繰り入れでございます。先ほどの部分で、利子分を積み立てましたが、ここでその利子分を取り崩すということでございます。

20款の諸収入でございますが、1目雑入、3節の窓口無料化高額療養費返還金でございます。786万5千円の減額でございます。窓口無料化で、医療費自体は増加したわけでございますけども、入院の患者はそれほど多くなかったということで、入院の人にかかる高額療養費を本町で立て替えて出した部分でございますけども、国保会計、それから社保、後期高齢者医療からもらう分でございますが、入院が少なかったということで、減額の補正でございます。

それでは続きまして、歳出のほうに移りたいと思います。

11ページでございますけども、なお人件費につきましては、副町長の退職に伴うもの、および軽微な異動、あるいは各種手当の精査によるものでございますので、説明を省略させていただきます。また、各項目に燃料費等の補正がございますけども、これはガソリン等の値上がり、高騰による部分の補正でございます。

それでは11ページの2款総務費、1項総務管理費の2目文書広報費の11節需用費91万円でございますけども、光熱水費につきましてはケーブルテレビ、SCTのPS柱の電気料11万円。それから修繕費につきましては、ケーブルの改修工事、それらでございます、足りない分を80万円計上させていただきました。

それから19節の負担金補助及び交付金158万2千円でございますけども、これにつきましては、西嶋地区の有線放送施設の整備費補助金ということで、西嶋公民館を建設いたしておりますけども、西嶋区内の有線放送が公民館に設置をしてあります。その有線放送の改修、あるいは機械の新設等でございますが、それにかかる経費を補助するものでございます。総額は316万4千円でございます、2分の1を補助で出すということで、158万2千円の計上でございます。

それから3目の財産管理費でございますけども、11節需用費241万5千円につきましては、印刷製本費でございますけども、町内図、管内図でございますけども、町図が2万5千分の1と5万分の1、合併当時、作成をいたしましたけれども、足りないということで、それぞれ2万5千分の1と5万分の1を1千枚ずつ、印刷をするものでございます。

次のページをお願いいたします。12ページです。

23節の償還金利子及び割引料につきましては、過年度分、平成19年度に町有地を貸した分の返還金ということになります。これについては鯉沢町の十谷上之段、国道52号線、西嶋トンネル北側に和紙原料共同処理施設の在する敷地がございます。身延町と市川三郷町の楠南区の管理の土地が混在しております。土地は見かけ上、一帯であり、今までの経過や境が判然としておりません。町有地につきましては、工事の際の資材や残土、仮設置き場として使用を許可しておりましたけれども、平成19年と20年にかけて、連続する同一業者の2件につきまして、楠南区の管理する土地であるとの、楠南区からの申し出により現地を調査した結果、このような事実がございました。したがって、19年度の使用料を使用者に返還することといたしました。この件につきましては使用者、それから楠南区とも内々承諾を得ております。

ただ、境界につきましては、現地一帯がもともと山の裾野をなしていたわけでございますけども、これを削って平らにしたことから、公図等に表示されている赤道等が手がかりとならないこと。また、鯉沢町では地籍調査の対象地となっていないことで、確定できません。今後、資材置き場や残土等の仮設置き場に利用したいとの申請があったときは、楠南区とも協議をする中で、許可を出すようにしていきたいと考えております。

4目の企画費でございますけども、19負担金補助及び交付金に10万円の計上でございます。これにつきましては、身延語り部の会の関係の予算でございます、町で主催するガイド養成講座を受けた有志が集まり結成をした会でございます、会の充実を図るために有識者を招いて勉強会をするというものに対して、町が補助金を出すものでございます。総事業費は21万円で、2分の1、10万円を限度としておりますので、10万円の計上をさせていただきました。

続きまして、13ページにまいります。

13ページの3款民生費の1項社会福祉費、3目高齢者福祉費でございますけども、8節に報償費として71万5千円を計上いたしました。これにつきましては、敬老祝金の支給条例に基づきまして、100歳の長寿祝い金4人分、120万円。30万円掛ける4人分でございます。それを計上し、敬老祝金はすでに済んでおりますけども、精査をして48万5千円の減額ということで、合計71万5千円を計上させていただきました。

それから13節の委託料につきましては、地域福祉基金の発生利子分の財源組み替えになっております。

それから28節の繰出金につきましては、573万7千円につきましては、介護保険特別会計の繰出金でございます。

4目の老人医療費につきましては、繰出金に57万8千円。これにつきましても後期高齢者医療特別会計の繰出金でございます。

14ページにまいりたいと思います。

5目の障害福祉費でございますけども、19節の負担金補助及び交付金14万8千円でございますけども、歳入でもご説明いたしました、障害程度の認定負担金として14万8千円の計上でございます。

それから20節の扶助費につきましては362万5千円でございますが、重度心身障害者の医療費助成につきまして、窓口無料化に伴い増えた分、医療費の助成につきまして、増額をいたすものでございます。

それから23節の償還金利子及び割引料につきましては、10万6千円でございますけども、これは平成19年度に行いました事業で、国庫の補助金をもらいすぎた分を、ここで返すというようなことで計上させていただきました。

6目の高齢者保養施設費でございますけども、これにつきましては、すべて門野の湯の経費等でございます。

11節の需用費につきましては、レジオネラ菌対策による消毒用の塩素薬剤等の購入、あるいはボイラーの燃料費、A重油が不足している。それから修繕費につきましても、レジオネラ菌対策では、ガラスに紫外線のカットフィルムを付けると。紫外線が入らないとレジオネラ菌が発生しにくくなるということの経費で、188万7千円でございます。

12節の役務費につきましても、レジオネラ菌関係の検査の委託料、手数料でございますし、13節委託料につきましても、23万1千円につきましては、レジオネラ菌が検出されたための清掃関係の費用の委託でございます。

続きまして、2項児童福祉費でございますが、1目児童福祉総務費の13節委託料につきましては、105万円の計上でございます。次世代育成支援対策構造計画策定業務ということでございます。この計画は、10年サイクルでつくっているものでございますけども、平成17年に計画がスタートいたしました。5年経って、平成22年に見直しをして、後期の再スタートをするわけでございます。そのために平成21年度に、この計画を見直すことが必要になってきているわけでございますが、県の指導等により、その住民のニーズ調査を今回、105万円で委託するものでございます。これは今年度中に調査を実施してくれという、県・国の指導でございます。

次の15ページへいきまして、4款の衛生費、3項の簡易水道運営費、1目の簡易水道運営費でございますけども、1節報酬に9万8千円。これについては、料金改定等を審議していた

だくために、簡易水道運営審議委員さんの費用、12人分を計上させていただきました。3回分、9万8千円を計上させていただきました。

それから19節負担金補助及び交付金61万2千円につきましては、それぞれの鯉原地区の小規模簡易水道に18万3千円。これは、事業費は26万2,500円でございますけども、補助率10分の7でございます。それから中屋敷の、小規模簡易水道組合の補助金でございますけども、これにつきましては35万1千円。事業費は50万2千円の10分の7を補助するということでございます。それから波高島簡易水道組合につきましては、補助率が2分の1になりますけども、15万7,500円の2分の1、7万8千円をそれぞれ施設の整備等にかかる部分ですが、補助金を計上させていただきました。

28節の繰出金につきましては、簡易水道事業の特別会計の繰出金でございます。

次の16ページでございますけども、5款の労働費の1目労働諸費の委託料につきましては、10万円でございますけども、これにつきましては、蛾ヶ岳と八坂峠間の草刈り作業の10万円の計上でございます。身延町と甲府市、それから富士河口湖町、市川三郷町の1市3町で四尾連湖・精進湖観光道路開発協議会を構成しているわけでございますけども、この協議会が解散をいたしました。したがって、それぞれの草刈りは各町でやらなければならないということで、シルバー人材センターに10万円を委託するところでございます。

6款農林水産業費でございます。4目の農業土木費でございますけども、8節の報償費に12万1千円。和田の圃場整備推進委員さん、換地業務に関する推進委員さん、10人分、4回分を12万1千円、計上させていただきました。

11節の需用費124万9千円につきましては、和田の圃場整備の消耗品。それから修繕費につきましては、用排水路および農道の修繕費100万円を計上させていただきました。

13節委託料223万2千円につきましては、中山間地域総合整備事業の和田圃場整備換地業務ということで、山梨県土地改良団体連合会に委託するものでございます。

15節工事請負費300万円、これは先ほど歳入のほうでもご説明をいたしました、三堂平農道の改良工事でございます。今回、300万円を補正いたしまして、総額600万円の工事費にいたしまして、県から2分の1、300万円が入ってくるということになります。

16節につきましては原材料費、生コンクリート、砕石等でございます。農道および用水用排水路の補修原材料費として、各区や農事組合等に支給するものでございます。

それから5目の山村振興費につきましては、11節の需用費に20万円。これはゆばの里の施設、クラフトパークにあるゆばの施設、相又ゆばの施設等でございますけども、消防署の点検で指摘された項目を修繕する部分でございます。

次のページにまいりまして、2項林業費の2目林業振興費でございますけども、8節報償費250万円。これにつきましては、有害鳥獣の捕獲に関する報償費でございます。当初180頭を見込んでいたわけでございますけども、すでに10月31日現在で218頭と予想を上回っております。シカ、イノシシ、サル等でございますけども、これにつきましては250万円、今回、増額の補正をさせていただきます。

それから3目の林業土木費につきましてはでございますが、11節需用費につきましては林道三石線、湯町恩田間でございますけども、今、道路は開きましたけど、まだ供用開始にはなっておりません。供用開始になるために路面、側溝等の整備をするということで、修繕費120万円を計上いたしました。

22節補償補てん及び賠償金につきましては、27万円でございますけども、三石山線の開設事業の部分で、立ち木の補償料でございますが、これは土捨て場にかかる立ち木の補償でございます。

それから7款商工費の1目商工振興費、委託料35万2千円でございますけども、レジオネラ菌の対策で、ろ過循環配管系の薬剤洗浄作業が23万2千円。それから特殊建物定期調査の報告業務ということで、12万円を計上させていただきました。

2項の観光費でございますけども、これにつきましては旅費等、職員の普通旅費でございます。それぞれの富士の国やまなし館、観光キャンペーン等に当てられるものでございます。28万5千円の計上でございます。

次のページ、18ページにまいります。

8款土木費、5項の住宅費の1目住宅管理費でございます。1節の報償費14万円につきましては、住生活総合調査委員報酬7名分、14万円でございます。

それから17節公有財産購入費につきましては、町営住宅の用地取得、船原団地にかかる部分が52万1千円、減額補正でございます。これは9月に173万6千円、団地の土地を買いますということで計上した部分でございますが、実際に安くなった部分につきまして、今回、落とさせていただきます。

それから雇用促進住宅購入費4,389万9千円でございますが、土地が980万円、建物が3,247万5千円ということで、合計4,389万8,750円。消費税分、計上させていただき、差し引き4,337万8千円の計上でございます。

それから19節負担金補助及び交付金につきましては、3万2千円。これは遅沢地区の町営団地でございますけども、4戸ございます。遅沢地区でテレビの共同受信をするための整備、テレビジョンの共同受信施設の整備として行いますので、4件分を負担するというものでございまして、8千円掛ける4戸で3万2千円でございます。

6項下水道費、下水道総務費の28節繰出金でございますが、これは73万7千円の減額でございますけども、下水道事業特別会計の繰り出し、それから農業集落排水事業等の特別会計の繰出金でございます。

それから9款の消防費、1目の防災費でございますけども、11節の需用費93万1千円につきましては、防災行政無線の修繕にかかる部分でございます。道、水船、釜額局、それから井沼地区で有線ケーブル等を修繕する部分でございます。

それから16節の原材料費7万8千円につきましては、防犯灯の機器を購入いたします。これにつきましては、昔は防犯灯の蛍光灯とかカバーを東電でいただいていたわけですが、今はいただけません。それらを要望のあった地区に原材料として支給するわけでございますけども、支柱はその地区で、要望のあったところで立てていただきますけども、蛍光灯とカバーのみを今回、購入をして要望があるところに支給をいたします。

次に10款教育費の1項教育総務費、1目教育委員会費でございます。1節の報酬につきましては、21万1千円の減額でございます。これは小中学校適正化審議会委員の報酬、先ほどご説明いたしましたが、回数が少なく済んだということで、減額補正でございます。

それから7節の賃金につきましては、臨時職員の賃金、新規雇用いたしました町単の教員の6月分の賞与の減分でございます。

それから9節の旅費につきましては24万円の減額でございますが、これはA L Tに対する



渡航旅費等の減額でございます。

11節需用費につきましては、小中学校の適正配置審議会にかかる消耗品等の費用、食糧費を減額。それから、ALTに関する住宅等の補修費用の減額でございます。

2目の教育研修センター費の、11節の18万円の減額でございますが、これは教育センターだより等の精査によるものでございます。

次の20ページでございますが、2項小学校費につきましては1項学校管理費、委託料に110万3千円、減額の計上でございます。情報ネットワークの機器の保守点検業務でございますが、更新をして業者が変わった。あるいは、その内容を見直した結果の減額、131万3千円。それから省エネ法に基づく特定建築物の定期検査の業務21万円の計上で、差し引き110万3千円の減額でございます。

4目の西嶋小学校管理費でございますけども、この工事請負費につきましては、体育館の屋根の修繕の差金でございます。

それから5目の静川小学校管理費でございますけども、工事請負費133万9千円につきましては校舎の防水工事、図書室の天井が雨漏りをしてきてしまったということで、修繕費を計上させていただきました。

それから下にいきまして、11目の教育振興費でございますけども、特別支援教育支援員、勤務時間の増分でございます。これにつきましては、発達障害の傾向の児童が教室から飛び出したり、騒いだりというようなことを防ぐための支援員の賃金、48万6千円の計上でございます。

それでは、3項の中学校費になります。1目の学校管理費の13節委託料につきましては、先ほどと同じように小学校と同じでございますが、中学校全体の機器の情報ネットワークの保守業務を更新による業者の変更等に伴う減額、58万円の減額でございます。

それから下部中学校管理費につきましては、修繕費ですが、職員の電話機等が故障しており、NTTから資材を借りて対処しているわけでございますけども、修繕が必要ということで、27万3千円を計上させていただきました。

それでは次のページ、22ページにいきます。

4項の社会教育費の2目公民館費でございますが、44万円の計上でございますが、これにつきましては、西嶋公民館の下水道加入負担金20万円と集落公民館の整備費補助金の24万円でございます。手打沢の公民館の床の修理が15万7千円。それから元町公民館の建物の塗装が8万3千円でございます。これはそれぞれ工事費が、手打沢は47万2,500円のうちの3分の1の補助。それから元町につきましては25万円の3分の1、8万3千円の補助ということになります。それから3目の図書館費でございますけども、備品購入費に30万円を計上させていただきました。先ほど、歳入でご説明をいたしました、寄附金を30万円いただきましたので、その分の図書を買わせていただくものであります。

5項の文化振興費、1目の文化財保護費でございますが、11節需用費35万7千円。これにつきましては、旧市川家の住宅のパンフレット5千部、それから門西家の住宅パンフレット5千部の印刷でございます。これにつきましても、合併後、つくったわけでございますけども、在庫がなくなったということで、35万7千円の予算計上でございます。

それから6目和紙の里運営費でございますけども、需用費等の66万1千円につきましては、電気料やガス代等の上った分の計上でございます。

それから7目の現代工芸美術館の運営費につきましては、13節委託料81万1千円の減額。これは作品の輸送業務にかかる部分の残額、差金を落とさせていただきました。

6項の保健体育費にまいります。1目の保健体育総務費でございますけども、19節の負担金補助及び交付金に13万1千円、補助金を計上させていただきました。スポーツ大会の出場補助金ということで、第16回の関東地区グラウンドゴルフ大会で、体協グラウンドゴルフ部、それから第24回の関東小学生バレーボール大会にスポ少西嶋レディースが参加したため、グラウンドゴルフ部には6万6千円の補助、それから西嶋のスポ少には6万5千円の補助ということで、13万1千円の計上でございます。

それから3目の中学校給食費でございますけども、賃金に39万5千円を計上させていただきました。この部分につきましては、調理員が病気のため、ある程度の長期休暇をするための職員の代行賃金でございます。

次のページ、24ページへいきますけども、4目の身延学校給食費でございます。11節の需用費につきましては燃料費、LPガス等の部分でございます。それから修繕費につきましては、ガス警報遮断機が故障いたしまして、警報機が鳴りっぱなしということで、32万4千円の計上をいたしました。

それから18節の備品購入費につきましては、機械器具の食器・食缶洗浄機の差金でございます。

それから13款諸支出金につきましては、これにつきましては、先ほど歳入のほうでもご説明をいたしました。すべて基金に発生利子分を積み立てるものでございます。ただ、この中で、11目の地域福祉基金につきましては、発生利子52万3千円と寄附金10万円が含まれております。それから次のページ、26ページの17目教育施設整備基金につきましては、48万5千円の利子と3万円の寄附金が含まれておりますので、ご承知を願いたいと思います。

以上、一般会計の補正予算の詳細説明でございました。

それから議案第109号 平成20年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)から議案第114号 平成20年度身延町大河内地区財産区特別会計補正予算までの6議案につきましては、基金が満期になり利子が発生したため、この利子分を予算に計上し、基金に積み立てるものでございます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長(穂坂英勝君)

議案第100号から議案第102号までについて、町民課長。

○町民課長(秋山和子君)

それでは議案第100号 平成20年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、ご説明をさせていただきます。

説明をさせていただく前に、今回の補正予算については平成20年4月よりの退職者医療制度の改正による補正が大半を占めていることを、先にご報告させていただきます。

それでは、6ページをお開きください。

歳入ですが、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分、補正額は4万9千円の減となっております。

次に1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分、補正額は6,387万1千円の減です。これは退職被保険者の制度

改正による減額分です。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目療養給付費等負担金、1 節現年度分、2 億 4 2 9 万 4 千円の増につきましても、制度改正により一般被保険者の増によるものとなっております。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、4 目特定健康診査等負担金、1 節特定健康診査等負担金 9 万 3 千円の増については、健診による特定保健指導分となっております。

5 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金、1 目療養給付費交付金、1 節現年度分、3 億 1 , 1 9 2 万 9 千円の減であり、これも制度改正によるものとなっております。

7 款県支出金、1 項県負担金、2 目特定健康診査等負担金、1 節特定健康診査等負担金 9 万 3 千円の増については、健診にかかる特定保険指導分となっております。

7 ページをご覧ください。

9 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、1 節利子及び配当金 1 5 2 万 2 千円の増については、財政調整基金積立金利子となっております。

それでは、8 ページをご覧ください。

歳出になります。歳出ですが、2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、1 9 節負担金補助及び交付金、補正額は 1 億 9 , 9 0 0 万円の増です。これについては、一般被保険者療養給付費等の負担金となっており、これについても制度改正によるものとなっております。

2 目退職被保険者等療養給付費、1 9 節負担金補助及び交付金、補正額は 3 億 4 千万円の減で、先ほど申しました制度改正によるものです。

次に 3 目一般被保険者療養費、1 9 節負担金補助及び交付金、補正額は 1 7 0 万円の増で、制度改正によるものです。

4 目退職被保険者等療養費、1 9 節負担金補助及び交付金、補正額は 1 8 0 万円の減で制度改正によるものとなっております。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、1 9 節負担金補助及び交付金、補正額は 9 0 0 万円で制度改正によるものです。

2 目退職被保険者等高額療養費、1 9 節負担金補助及び交付金、補正額は 3 , 1 0 0 万円の減で制度改正によるものです。

3 目一般被保険者高額介護合算療養費、1 9 節負担金補助及び交付金、補正額は 5 0 0 万円の減で制度改正によるものです。

9 ページをご覧ください。

4 目退職被保険者高額介護合算療養費、1 9 節負担金補助及び交付金、補正額は 3 0 0 万円の減で、制度改正によるものです。

次に 8 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目特定健康診査等事業費、1 9 節負担金補助及び交付金、補正額は 2 8 万 1 千円の増額となっております。これについては、特定保健指導積極的支援および動機付け支援者の施設利用者の増によるものです。

2 目保健衛生普及費、1 1 節需用費、補正額は 5 5 万円の減となっており、これについては医療費通知の共同印刷代の減となっております。

9 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金、2 5 節積立金、補正額は 1 5 2 万 2 千円の増となっており、利子積立金となっております。

次に議案第 1 0 1 号 平成 2 0 年度身延町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）について、

ご説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入の説明をさせていただきます。

歳入ですが、1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目審査支払手数料交付金、1節現年度分、補正額は4万6千円の増で、審査支払手数料となっております。

次に7ページをご覧ください。歳出になります。

歳出ですが、2款医療費、1項医療諸費、3目審査支払手数料、12節役務費、補正額は4万6千円の増で、審査支払手数料となっております。

次に議案第102号 平成20年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

歳入ですが、3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目事務費繰入金、1節事務費繰入金、補正額は57万8千円の増で、一般会計よりの繰入金となっております。

次に7ページをお開きください。歳出になります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費については人件費ですので、説明を省略させていただきます。

次に2項徴収費、1目徴収費、11節需用費、補正額は5万9千円の増で、保険料決定に伴う納入通知書の印刷代となっております。

次に1款総務費、3項保健事業費、1目保健事業費、19節負担金補助及び交付金、補正額については31万3千円の増となっており、国保連への特定健診等システム管理に伴う負担金となっております。

以上になります。ありがとうございました。

○議長(穂坂英勝君)

議案第103号について、福祉保健課長。

○福祉保健課長(広島法明君)

議案第103号 平成20年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、説明をさせていただきます。

今回の補正は591万円を追加し、歳入歳出それぞれ17億5,432万9千円をお願いするものです。

それでは、6ページをお開きください。

歳入につきましては、1款1項1目第1号被保険者保険料5千円の増です。

7款1項1目利子及び配当金、これにつきましては、給付準備基金の利子分16万8千円の増額です。

8款1項3目のその他一般会計繰入金、これにつきましては歳出のほうで説明しますが、職員給与等繰入金、事務費繰入金で、合わせて573万7千円をお願いするものです。

それでは歳出のほうに入りまして、1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費、人件費の2、3、4節につきましては、介護保険事務担当が今、3人でしていますけど、そのうちの1人が11月中旬、産休に入るということで、それに伴いまして、育児休暇明けの職員が10月1日付けで配属されたことに伴う増額分です。

13節の委託料409万5千円の内容ですけど、説明にありますように、新介護保険システム移行作業業務の委託料となっておりますけど、その内容につきましては、介護保険のシステ

ム機器を今、すこやかセンターに設置してある機器が16年2月に購入した機器で、保守の契約年数が5年間ということで、ちょうど20年3月に切れるということにも伴いまして、そして今まで使っていたのが、Windows 2000に対応のサーバーおよび機器ということで、今後、介護保険の介護報酬等の変更等に伴う事業運営、これからはWindows 2000では対応が厳しくなる、動作補償ができませんということで、今後のことにつきましては、Windows XPおよびVistaでの運用をお願いしたい、そういったことに伴いまして、内容につきましてはサーバー1台、144万円。そしてクライアント一式ということで、すこやかセンター2台、身延支所1台ということで72万3千円。住基連携用機器1台26万円。それから、導入費として140万円。5年間のハード保守料として59万円等々を合わせまして、409万5千円をお願いするものです。

次に2款1項3目の地域密着型介護サービス給付費483万1千円、19節としてお願いするものですが、これにつきましては、地域密着型の介護サービス給付費、4月から10月の実績をふまえて、今後3月までの年間見込みを立てまして、不足分の補正をお願いするものです。

7目居宅介護福祉用具購入費の、19節の23万円についても同様に、4月から10月の実績をふまえて、3月までの平成20年度の見込みを立てましての不足分の補正をお願いするものです。

2項介護予防サービス等諸費の1目介護予防サービス給付費につきましても、逆に4月から10月までの実績、また3月までの見込みを立てましての減額、506万1千円をお願いするものです。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

議案第104号について、水道課長。

○水道課長（串松文雄君）

議案第104号 平成20年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を申し上げます。

4ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費でございますが、2款2項身延公共下水道工事負担金930万円。2款3項下部特定環境保全公共下水道工事負担金1千万円につきましては、下水道工事に併せて水道管の敷設工事をしております。このことから、下水道事業の繰り越しに伴い、繰越明許費として設定をさせていただきました。

次に7ページをお開きください。

歳入であります。2款1項1目身延簡易水道負担金につきましては、加入者負担金へ57万7千円を追加し、受託工事負担金は県道身延本栖線改良工事に伴います、排水管布設替え工事負担金として45万円の計上でございます。

次に3目中富簡易水道負担金につきましては、加入者負担金へ190万1千円を追加するところでございます。受託工事負担金につきましては、県営溜め池等整備事業に伴う水道管の布設替え工事負担金として、582万3千円の計上でございます。

次に5款1項2目身延簡易水道一般会計繰入金につきましては、身延簡易水道管理費などで543万3千円の追加計上です。

同じく3目下部簡易水道一般会計繰入金につきましては、下部建設事業費へ1万円の追加計上でございます。

4目中富簡易水道一般会計繰入金につきましては、中富簡易水道管理費へ充当してありました5万6千円の減額。さらには、公債費へ充当してありました3万5千9百10円の減額分も合わせた4万1千2百20円の減額補正でございます。

次に9ページをお開きください。

歳出であります。補正予算の中におきまして、燃料費の追加計上を今回、させていただきます。これにつきましては、ガソリンの高騰による燃料費の不足見込み額をそれぞれ追加計上とさせていただきます。

それでは1款1項1目11節需用費の消耗品でございますが、水道水消毒用塩素滅菌代の不足が見込まれるため、7万5千4百円の追加計上をさせていただきます。修繕費につきましても不足が見込まれるため、200万円の追加計上をさせていただきます。

次に15節工事請負費であります。下山簡易水道、下山第一水源、取水ポンプの故障によりまして、ポンプの取り替え工事費、さらには県道身延本栖線、道路改良工事に伴います東谷清住地区の配水管布設替え工事費の計上でございます。

次に1款3項1目でございますが、職員の退職に伴っての給与費4万3千6百40円の減額補正でございます。

次ページをお願いします。10ページになりますが、15節の工事請負費でございますが、県営溜め池等整備事業費に伴います、西嶋地区の水道管布設替え工事費の計上であります。

次に3款3項1目の元金でございますが、中富簡易水道管理の給与費減額に伴います一般財源による財源組み替えをお願いするものでございます。

以上、今回の補正では1,015万5千円の増額補正によります歳入歳出を9億1,522万2千円とするものでございます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長（穂坂英勝君）

議案第105号、議案第106号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

議案第105号 平成20年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）について、詳細の説明をさせていただきます。

今回の補正予算は繰入金、ならびに町債の間での財源のやりくりで措置するものでありますことから、歳入歳出予算の総額に増減があるものではございません。

まず、予算書の4ページをお願い申し上げます。

第2表 地方債補正であります。特定地域生活排水処理施設整備事業債について、事業費の確定によりまして、県との協議をいたしております。その限度額を10万円追加しまして、190万円といたすものでございます。地方債の総額は、370万円となるものでございます。

次に歳入予算でございますが、予算書の7ページをお願いいたします。

4款1項一般会計繰入金、3目戸別浄化槽整備事業繰入金を10万円の減額でございます。

引き続き7款1項町債、1目戸別浄化槽整備事業債、1節下水道事業債に10万円の追加でございます。

引き続きまして歳出予算でございますが、併せて予算書の8ページをお願い申し上げます。

3款1項戸別浄化槽整備事業費、2目戸別浄化槽整備事業建設費中、財源の組み替えといたしまして、繰入金と町債の間で同額の、10万円の増額でございます。

以上、議案第105号の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第106号 平成20年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、詳細の説明をさせていただきます。

まず、予算書の4ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございますが、身延公共下水道事業では処理場建設工事のほかに管渠の布設工事として21工区、下部特定環境保全公共下水道事業については、県代行によります事業を除き7工区で工事が進捗しているところでございます。施工上、全面交通止めを余儀なくされております個所での地域住民との協議や、地下埋設物の調査によります施工方法の検討などに不測の日数を要してしまいました。今回、繰越明許費をお認めいただきながら、成功に万全を期したいとするものでございます。

続きまして、歳入でございます。7ページをお願いいたします。

3款1項国庫補助金、1目身延公共下水道事業国庫補助金につきましては、当初、汚水処理施設整備交付金で措置をいたしてございましたが、国における財源の都合により通知がございました。通知の結果によりまして、交付金の一部でございます5,170万円を減額して、同額を国庫補助金として措置いたすということによります、補正計上でございます。

また4款繰入金、1項4目身延下水道事業一般会計繰入金を63万7千円減額するものでございます。

次に歳出でございます。8ページをお願いいたします。

1款下水道事業費、2項2目身延下水道事業建設費でございますが、処理場周辺の水路の付け替えに伴う用地の測量、ならびに登記業務として、13節委託料に58万円の計上でございます。

続きまして、15節工事請負費につきましては、精査推計をいたしました結果、121万7千円の減額というふうなことでございます。

次に3目下部下水道事業建設費でございますが、13節委託料に登記業務として8万5千円の追加。14節使用料及び賃借料に管渠の布設用地の借地料といたしまして、本年度分の月割分として5千円の計上。15節工事請負費に管渠布設工事費の見込み額といたしまして、180万円の追加。県道舗装復旧工事負担金の決定に伴い、19節負担金補助及び交付金を189万円減額いたすものでございます。

以上、議案第106号の詳細説明でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(穂坂英勝君)

議案第107号について、生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐野正美君)

議案第107号 平成20年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)の詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入ですけれども、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料ですが、これは61万2千円の計上をしていただきたいと思いますというものでございますけれども、10月末で当初の見込み額を上回る利用がありました。そのための食堂利用料の増でございます。

それから、7ページをご覧いただきたいと思います。

まず8節の報償費9万4千円の減額ですけども、これは県から委託された事業が人数に達していなかったために中止となりました。そのための、講師への支払いがなかったためでございます。

それから6万2千円の減額、普通旅費の分でございますが、これは県外で実施された協議会、それから総会および研修等に参加をしなかったため、不要となりましたので、減額させていただきました。

それから消耗品の20万円の減ですけども、これは県の委託事業を実施しなかったため、材料費が必要となくなったための減額でございます。

それから修繕費の37万7千円の分ですけども、これは昨年、体育館の水道タンクを交換したわけなんですけども、宿泊等の水道タンク、呼水槽も交換する必要が出てきたため、また9月の補正以後に落雷がありまして、煙感知器6カ所が故障したため、その部品の交換の必要が出たためであります。

それから12節の自動車損害保険料、これにつきましては、県の車両、セレナ分ですけども、損害保険料、当初予算に計上を忘れていたために、今回、保険料としまして2万3千円を計上させていただくものでございます。

それから19節の研修負担金4万4千円の減額でございますけども、これもやはり県外で実施された協議会、総会、研修会等に参加しなかったための不要の減額でございます。

それから7節の4万1千円の減額ですけども、その他賃金でございます。昨年までは、大豆作り等の手伝いを2名お願いしていましたが、今年度は1人に依頼し、また職員で対応できる分については、職員で作業を行ったということで、その賃金の減額分でございます。

それから11節の4万1千円の燃料費、これは陶芸工房のガスポンベの燃料費の追加をお願いしたいというものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ61万2千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出4,239万円としたいものでございます。

以上、107号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

議案第108号について、下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

それでは議案第108号 平成20年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明をさせていただきます。

予算書の6ページをお開きください。

まず歳入予算でございますが、1款温泉事業収入、1項1目温泉使用料でございますが、使用料といたしまして、30万2千円の減額でございます。これは当初予算におきましては、来年、平成21年3月分までの使用料まで見込みまして計上しておりましたが、3月分の納期というのは4月末日になります。それで4月には、もう出納の整理期間に入るということもありまして、これは適当ではないのではないかというような考え方から、2月分までとするものでございます。

なお、平成20年、今年の4月からは、使用者が1件増えまして28件となりました。それで28件分の11カ月分を見込むこととして、その差額として30万2千円の減額をお願いし



たいとするものです。

それから次に2款分担金及び負担金ですが、1項1目の温泉事業加入者負担金につきましてですが、これは62万9千円の減額でございます。これは最初、平成20年度になってから加入を予定していた旅館がありました。この方が20年度中、3月中に加入契約をしていただいたために、19年度中に、このお金が入ってしまうということなので、これの科目設定分を除いた62万9千円を減額するという部分でございます。

それから次の、3款の繰越金の65万4千円ですが、これは19年度、奥の湯温泉事業、決算の確定により追加計上をするものでございます。

次に歳出の予算ですが、7ページをご覧ください。

1款の温泉事業費で、温泉管理費に需用費に1万7千円、12節の役務費に可燃性天然ガス濃度の確認申請手数料として、8千円を計上していただきます。

次に2款基金積立金の1項1目基金積立金の減額ですが、これは歳入の一番最初の使用料の減額分に呼応した30万2千円を減額とさせていただきたいというものでございます。

以上、歳入歳出予算の総額から、それぞれ27万7千円を減額とするものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（穂坂英勝君）

次に発委第7号について、提出議員であります奥村征夫君より趣旨説明を求めます。  
奥村征夫君。

○13番議員（奥村征夫君）

発委第7号

平成20年12月15日

身延町議会議長 穂坂英勝殿

提出者

身延町議会運営委員会委員長 奥村征夫

身延町議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、次のとおり地方自治法第190条の2第5項および身延町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出します。

提案理由

議会の活性化を図るため、身延町議会会議規則の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

裏面をお願いします。

身延町議会会議規則の一部を改正する議会規則

身延町議会会議規則（平成16年身延町議会規則第1号）の一部を、次のように改正する。

第63条中、「55条、質疑の回数および」を削る。

附則

この規則は、平成21年3月1日から施行する。

よろしくお願いたします。

○議長（穂坂英勝君）

次に請願第3号について、紹介議員であります近藤康次君より趣旨説明を求めます。

○16番議員（近藤康次君）

では、請願についてのお願いをいたします。

宛て先は、議長になっております。

申請者は甲府市丸の内2-35-1、山梨ボランティアセンター内の代表 佐野臣功であります。

紹介議員は日向英明議員、それから私でございます。

では、請願の趣旨を朗読いたします。

父子家庭や母子家庭を「ひとり親」として、平等な取り扱いをする請願書

請願の趣旨

- 1．昨年9月の山梨県議会において、父子家庭や母子家庭を「ひとり親家庭」として平等な取り扱いをする請願書が全会一致で採択された経緯をふまえ、町に対しても県と同様の請願をする。
- 2．父子家庭は、母子家庭と同様のひとり親家庭である。父子家庭の生活実態として、子どもを中心とした生活の父子家庭の場合は母子家庭と同様、育児や家事を優先するために残業や出張、休日出勤など、土曜・祭日は休みといった条件で働いており、収入が低い世帯も少なくない。また、父子家庭の家計の実態は、平成16年度の県児童家庭課の調査によると年収300万円未満が約34%となっており、平均、18年度の母子世帯等調査によると、家計に困っている父子家庭が約40%となっている。このような実情の中で、父子家庭も母子家庭と同様に育児をしている。
- 3．母子家庭に対する経済的な支援は児童扶養手当、母子家庭自立支援給付金、母子福祉資金などがあるが、父子家庭に対しては、経済支援は皆無といっても過言ではない。
- 4．児童扶養手当に相当する手当や、それに準じた手当を独自で支給している自治体は増加傾向になっている。また平成13年より継続して、全国市長会の席上において、少子化対策に関する要望として、児童扶養手当を父子家庭についても支給する対象とすることと国に対して要望が出されている。

なお、県では父子家庭や母子家庭に対して、県営住宅入居への配慮（優先枠は全管理戸数の約20%とする）が実施されている。

- 5．以上により次の項目において、町にお願いしたい。

請願項目

- 1．母子・父子という区別をなくし、ひとり親家庭として平等な取り扱いをお願いしたい。
- 2．児童扶養手当や母子家庭自立支援給付金など、国の制度の対象外となっている父子家庭に対する経済的支援を町と県の努力により、実施を願いたい。

参考としては、以下の町が挙げられております。

右、地方自治法第124条の規定により、請願するものであります。

皆さん方によろしく、ご配慮を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

以上で、提出議案の説明は終了いたしました。

議事の途中ですが、昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（穂坂英勝君）

午前中に引き続き、議事を再開いたします。

日程第7 提出議案に対する質疑を行います。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。

議案第88号について、質疑を行います。

笠井万汎議員。

○17番議員（笠井万汎君）

それでは、議案第88号の身延町地域情報通信施設の指定管理者の指定について、2点質問させていただきます。

今回、指定管理者となるネットワーク下部、信田一信氏が管理者となるとお聞きしたわけがありますけども、指定した経緯、それから選定委員会での選定経緯について、1点について質問いたします。

それから指定期間が10年となっているわけがありますけども、この10年の根拠、併せて2点、答弁を願います。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

お答えをさせていただきます。

まず1点目の、指定管理者の指定のことなんですが、これにつきましては、ハード部分をPFI事業で整備をしていきます。その事業者が日本ネットワークサービス株式会社であります。実際の事業を行うのは、その会社が設立をいたしました特別会社のネットワーク下部でございます。これらによりまして、本事業を進めていく上で、効率的に正しく、確実に事業を行っていくには、この提案のあった1社が適当であるということで、選定委員会で認められました。

まず選定委員会の経緯であります。財務関係、それから実績等を考慮いたしまして、選定した経緯であります。

以上であります。

10年につきましては、この情報関係の社会というのは、日々目まぐるしく変わってきております。10年の経緯につきましては、ある程度、見通した中で、10年間の設定をさせていただいたわけでありまして、目まぐるしく変わる情報化社会、今、仮契約を結んでいるわけですが、10年後の3年前に一応、見直しをして、今後どうするかということで、仮協定を結んでいるところでありまして、目まぐるしく変わる社会でありますので、ある程度、期間が必要ということでありまして、10年とさせていただきました。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

芦澤健拓君。

○5 番議員（芦澤健拓君）

この1番の所在地、これは開発センターでしょうか、そうだと思うんですけど、それともう1つ、この指定期間の10年の、指定期間の開始日を変更することがあるという、この施設の供用開始が遅延した場合ですね。この開始日だけを変更して、終了は同じなのかどうか。このへんについて、ちょっと。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

まず所在地であります。この1093番地は、現在、支所で使っている保健センターの地番でございます。これにつきましては、今現在の所在地がSCTの施設があるところでありまして、取り壊しとか改修がありますので、今度は建物を建てるのではなくて、コンテナみたいなものを置いたサービスセンターとするわけでありまして、下部支所の敷地内の駐車場の一画を使用していきたいと思っております。

それから開始日が遅延した場合ということなんですが、この22年の10月に間に合わせないと、あとのスケジュールがありますので、あとの後半のほうは9月30日までということではいきたいと思っております。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございますか。

（ な し ）

ほかにないので、質疑を終結いたします。

議案第89号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

日向英明君。

○9 番議員（日向英明君）

それでは89号につきまして、3点ほど質問してみたいと思います。

第11条、町長は特別な理由があると認められるときは、第8条、加入者負担金、第9条に規定する使用料は免除することができるかとあるが、この町長の特別な理由とは、基準等があると思いますので、そのへんはどんな理由か、これが第1点目。

それから現在、その理由によって、今、1,050円払っている人も、その理由のうちにあると思うんですけど、現在、町長が特別な理由によって免除されている、いわゆる件数がどのくらいか。答弁によってはまた、少し関連して聞きたいと思っておりますので、先にこの2点だけ、ちょっとお尋ねします。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

免除の関係でありますけど、生活保護の家庭とか、被災にあわれた家庭と考えております。それから現在ですが、生活保護の家庭が3世帯ございます。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

3世帯というのは、下部町には生活保護を受けている家庭が3世帯ということですか。それとも、もう少し、旧下部町の中には生活保護を受けている方が私はあるかと思いますが、その中で3世帯というのは何か、特別な理由があるんでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

この免除につきましては、あくまでも申請主義をとっておりますので、申請された方が3世帯でございます。

○議長（穂坂英勝君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

そういう答弁が返ってくると思ひまして、さらに聞きたいわけですけど、こういうのはもちろん、免除申請をしておかないとできないわけですけど、なかなか生活保護、こういう言い方をすると大変、申し訳ないですけど、いろんな回覧物、あるいは広報等を通じて、免除申請のことが載るわけですけど、なかなか理解がいかなくて、本来、もう少し、生活保護世帯はあると思うんですね。ですから、こういうようなことであってみれば、生活保護世帯を一番よく理解されているというか、分かっているのは地域の民生委員さんたちが一番、お分かりと思うので、もし今、1,050円で、このことが3,150円になれば、当然、3倍の負担になるわけですから、そういうことの中で、もし、この旧下部町の中に3世帯でなくて、もっと多くあれば、民生委員さん等を通じて、免除申請をしていくような方向付けをとったら、いかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

これからも住民の説明会等を考えております。こういう制度がありますよということを、ぜひ啓発していきたいと思っております。

○議長（穂坂英勝君）

3回目ですから、質問を打ち切ります。

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

それでは、89号の一番最後のところですが、保安器1基につき8万4千円とありますが、何を根拠で8万4千円なんですか。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

利用料金も含めてそうなんです、まず町内の他の地域との状況、それから近隣の町村を含めた山梨県下の状況、それから事業者の提案を考慮いたしまして検討した結果、8万4千円とさせていただきます。

○議長（穂坂英勝君）

望月君。

○8番議員（望月寛君）

それは分かりました。

次に、この8万4千円の件とは違いますけども、旧身延地区、旧中富地区、やっぱり、別の会社が今、やっていますよね。自分たちの地区は、すでに加入したが。では、そういう人はもう、泣き寝入りということですか。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

今回の件につきましては、下部地区の下部コミュニケーションテレビの整備の関係でありまして、今現在の中富地域につきましては、下部地域と同じ事業者が事業を展開しております。同じ料金であります。身延地区につきましては、また、他の民間の業者が事業を展開しているわけですが、料金は若干違うわけですが、民間の方が事業を展開しております。

○議長（穂坂英勝君）

望月君。

○8番議員（望月寛君）

それは分かっているんだけど、下部はタダにして、中富と身延の人たちは、もうとっくにやっているんだから。自分のほうで入りたくて入った、金を払って入ったわけですが、そちらのほうはそのままにしておくんですか。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

他の地域につきましては民間がやっておりますので、公共が関与するということは、今のところ、ちょっと考えておりません。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

2点について、質問いたします。

さっきの日向議員に関連しているんですが、3,150円、生活保護世帯に対しては、先ほどの答弁にあったような形なんですけど、山奥の年金だけで暮らしている方、生活保護を受けないで、なんとか自給自足に近いような形で生活をなされている方が、非常に多いわけですね。そういう方々が、この3,150円、今まで1,050円が3,150円、約3倍になったと。このことについて、非常に疑問を持っている、またテレビを見るために、たしかに中富、身延の地区の方々は、今、望月議員がおっしゃったように加入金も払ってやっているわけなんですけど、しかしながら、旧下部に関しては、そういう1,050円、最初は500円でスタートしたわけですね。その流れの中で、今、急に3,150円ということで非常に困惑もしている、そういう方々が多くいらっしゃるわけなんですけど、そういう方々、生活保護世帯とは別に、その方々の救済的なものは、どうなんですか。まず1点、そこをお聞きします。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

今、救済の措置につきましては、考えておりません。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

それはやはり、本当に少ない年金だけで生活なさっている方、いらっしゃるわけですね。特に一人暮らしという方が多いわけですから。実際に山奥の実態を町のほうがもっと確認して、そういう方々がどういう状況で生活しているか。また、その方々がこのテレビをどういう使い方をしているか。ある意味では一人暮らしですから、テレビが話し相手の方もいらっしゃるわけですね。そういう方が非常に多いんです。そういう方々に、やはり同じように3,150円、これはやっぱり、今までの流れからいくと、なんとも納得のしがたい部分の方もいらっしゃるわけですね。だから、そのへんの救済措置的なものを、町も実態を把握した中でやっていただきたいと、そのように考えます。

それから、先ほどの望月議員が話しましたが、民間業者が今、日本ネットワークサービスが52号沿いに、中富のほうにきていますね。同じ系列の会社で、今度、下部のSCTをやるわけなんです。日本ネットワークサービスの説明を聞くと、52号の富士川があることによって、例えば下田原、それから宮木地区ですね、そちらのほうの川を渡すこと、ケーブルを渡すことができないという話を聞いたんですね。ですから宮木地区とか、下田原地区がすぐ川の向こう側までケーブルがきている。そして、日本ネットワークサービスのサービスを受けているにもかかわらず、川を渡れないということで、それが引き込めない、そういう現実があるわけですね。同じ会社が系列の中で、今回、下部でやるのであれば、この提案理由の中に情報通信環境を地域住民に提供し、魅力ある地域づくりを進めるためというふうに謳っていますね。それであれば、例えば下田原まで、SCTの今、ケーブルがきているわけです。それをちょっと延ばせばいいわけですね。それから一色のほうには、もうやっぱりきているわけですね。それをちょっと延ばせば、法律上、難しい川を渡さなくても、その方々も実際に利用できる状況にあるわけです。そのへんをもうちょっと、考えてやるべきではないかと思いますが、ご答弁をお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

今の件につきましては、今回の事業、また事業者と今後、検討を煮詰めていくわけでありませんが、検討課題とさせていただきたいと思えます。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そちらのほうも、実際に宮木の方々、それから下田原の方々も日本ネットワークサービスのサービスを受けたいと、それは若い人たちに関しては、特にインターネットのサービスなんかもありますから、そちらのほうの魅力ということもありますよね。そういう部分をやはり、今、

せっかく、こういうふうにするわけですから、いい方向のところは、どんどん取り入れて、日本ネットワークサービス等を交渉していただければ、同じ系列の会社がやっているんですから、それは同じことだと思うんですよね。それが法律上、川を渡れないということですから。川を渡らなくても可能であれば、その方向に進めていただく、そういう形がいいかと思いますので、ぜひ進めていただきたい。よろしくお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

要望ですね。

（はい。の声）

質問、次に移ります。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

先ほどちょっと、説明会の話が出ましたけれども、私も説明会、下部地区で行われたときに参加しました。下部と古閑と久那土と3カ所でやったはずですけど、これは参加者が何人くらいいたのかということ、まずお聞きしたいです。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

会場によりますけれど、20人から40人の参加者がありまして、約200人程度の参加者でありました。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

非常に少ない人数だと思います。これは提案なんですけど、この12月いっぱい、自主放送は終わりということですよ。自主放送は終わりなんですけど、説明会の放送は、このSCTを使ってできるのではないのでしょうか。ぜひ、そのへんを可能かどうかについて、お伺いします。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

ちょっと考えていなかったわけですけど、先ほどの説明会のことを補足させていただきますと、それ以降、4地区ほど、またまわっております。また年が明けまして、説明会という地域も2カ所ほど出ております。今の放送を使つての説明会、今のところ考えていません。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

なんか、そのへんをちょっと検討していただきたいと思いますが、第13条の放送および情報通信を妨害したときというふうには、加入者の利用停止、加入の承認の取り消しの条件がありますけども、この放送および情報通信を妨害したときということは、どういうときにそんなことができるのか、起きるのか。それから、その下の施設を故意に破損したとき、それから第14条の故意、または過失によって施設に損害を与えたものというふうにありますけれども、ここで言う施設というのは、放送設備とか、そういうもののことをいうのか。それとも、この



施設全体をいうのか、そのへんについてお聞きします。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

施設につきましては、全体であります。この妨害等の定義であります、やはり電波法等の  
関係の、電波の妨害等が考えられると思います。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君の質問を打ち切ります。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

19条なんですけれども、これに指定管理者はということで、減免、それから還付するこ  
ができるというふうにあるんですけども、これは先ほどの町長のほうの免除ですね、これとは  
どういう関係があるのか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

22年の10月以降は、管理運営を指定管理者にお願いをしていきます。当然、使用料、利  
用料とも指定管理者が徴収することになります。ただ、免除等をする場合は、町長の意見を聞  
いて免除するという項目であります。この19条ですが。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

分かりました。

それと、先ほど生活保護の方の免除のことがお話に出たんですけど、あと同僚議員の質問の  
中であつたんですけど、生活困窮者ですね。そういう方たちの部分で、この減免ですね、こ  
ういうところに、この方たちの減免の方たちは当てはまらないか、当てはまるように、要するに  
町でもらいたいというようなことができないかどうか。それから、これは旧下部だけの問  
題ではなくて、他の地域でも、こういう問題は生活困窮者がNHKの受信料を払わなければい  
けない。それから、こういう料金も払わなければいけないということで、先ほど話もありまし  
たけども、説明会に行った折にも、やっぱり住民の方たちが、そこを一番心配していたんです  
ね。生活のためにテレビを我慢するということだと、この山の中に住んでいるというのは、  
ちょっと大変な部分があるので、テレビだけが話し相手という方もいらっしゃるわけですから、  
そここのところの状況を考え直して、今回は、この減免制度がここにありますが、先ほど、  
私、質問しようと思ったら、そういう制度を考えていないということなんですけども、いい機  
会ですので、他の地域の方たちも含めて、生活困窮者に対する減額とか、免除は生活保護の方  
たちにしても、減額のところを検討していただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

先ほどの答弁と同じになるわけですけど、今のところ、考えておりません。

以上であります。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

今回、指定管理者になって、この施設そのものを運営管理していくわけでありまして、今までやってきたSCTと今回、移行することによって、財政的なものについては、どう変わるのでしょうか。1点だけ、答弁願います。

現在のSCTと変わったあとの財政的なものは、どう違うのか。1点だけ、お願いします。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

現在のSCTは、平成4年に建設されました。15年が経っているわけですので、老朽化が目立っております。修繕等が重なっております。デジタル化が、2011年には迎えます。そんなことで、どうしても、これは設備をし直さなければなりません。公共でやる場合と民間でやる場合とは、やはり初期投資だけでも2億円程度の差が出てくると思います。当然、管理運営につきましては、指定管理者にすれば、指定管理者のほうで行っていくわけでありまして、その点が財政的に違ってくるということでもあります。

○議長（穂坂英勝君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

具体的に1年間でどのくらい変わりますか。財政的に。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

このあとの議案で、10年間の管理委託料、公共にかかる部分、イントラネット、音声告知機の部分等の負担金が出てきます。10年間で8千万円ぐらいですか、年間で800万円くらいということになるわけですが、今現在、SCTの決算を見ますと、人件費を除きましても、3千万円程度の決算、費用がかかっております。そんな状況であります。

○議長（穂坂英勝君）

ほかに質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第90号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

それでは第90号について、1点だけ、ちょっと説明を求めたいと思います。

今回の条例、提案でありますけれども、職員の自己啓発休業に関する条例ということで、例えば職員で高校卒の人が大学に行きたい、大学卒の人が大学に行きたいというような状況のときの条例なんですね。例えば、行きたいという場合には行かせると。そのほかに何が考えられるのか、併せて説明を求めます。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

この条例は今、議員さんがおっしゃるとおり、地公法に定めがありまして、職員が大学課程の履修、それから国際貢献活動への参加等をするためには、条例によりまして休業ができるというような条例であります。今回の改正は、この引用部分の13条が、業務の範囲を定めるところであります、ここへ1項追加になりまして、法のほうで、その引用部分の改正であります。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第91号について、質疑を行います。

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

それでは議案第91号 身延町手数料条例の一部について、1点だけ伺いたいと思います。

先般、課長のほうから身延町の交付枚数が129枚と、非常に枚数が少ないという中で、時限立法の中で、これを推進していくんだというような答弁があったわけでありまして、町民に知らしめるために、例えば広報で、これを発表する。あるいは、ほかにも方法がいろいろあると思うわけでありまして、どんなことを考えているのか、1点だけ答弁を求めます。

○議長（穂坂英勝君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

この条例については、先般、ご説明させていただいたところなんです、住民への周知といたしましては、1月の広報への掲載、ないしは各支所、本庁、窓口のところに、こういうふうに、無料になりますという、パンフレットも備えつける予定になっております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございますか。

（ な し ）

ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第92号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第93号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第94号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第95号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第96号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

日向君。

○9番議員(日向英明君)

今年の6月定例会の中で分析予算ですかね、16万円を計上した結果、この廃止条例になったと思うんですけど、先ほどの課長の説明では、三者ということで、身延町、下部ホテルさん、そしてミネラルウォーターということで、身延町がこの廃止条例をしたわけですけど、あとの二者に対しては、この条例を廃止する説明なり、経過なりを当然、当事者ですから説明に出向き、このことを周知したと思うんですけど、そのときの感触というんですか、話し合いはどんなふうだったんですか。

○議長(穂坂英勝君)

財政課長。

○財政課長(笠井一雄君)

富士ミネラルウォーターさんにつきましては、現在、この温泉をミネラルウォーターのためには使っておりません。したがって、富士ミネラルウォーターさんにつきましては、私たちはどちらでもいいですと。廃止をするのであれば廃止をしていただいて、私たちも使わなくても構いませんという立場でございました。また、下部ホテルさんにつきましては、もし温泉でなくなっても、普通の鉱泉として利用をしていきたいということで、単独でも、これから使っていきたいという考えがあるようでございます。

以上でございます。

○議長(穂坂英勝君)

ほかにございますか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第97号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第98号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第99号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

それでは議案第99号 平成20年度身延町一般会計補正予算について、1点だけ伺いたいと思います。

18ページ。雇用促進住宅購入費4,389万9千円あるわけでありまして、財源内訳につきましては1,991万9千円と、それから一般財源ということになるわけでありまして、今回の住宅購入によって、将来展望を当然、町としては考えていると思うんですね。町有住宅にするうんぬんというようなことが、この間、課長のほうから説明があったわけでありまして、改めて将来展望について、答弁を求めます。

○議長（穂坂英勝君）

建設課長。

○建設課長（柴原信一君）

公営住宅につきましては、低所得者層を狙っての公営住宅です。これは町で設置をして造っているわけですが、現在、町内には16団地ございます。内容を見てみますと、昭和34年に建てた木造から始まっているようです。大変古くて、老朽化が進んでいるのが現状でございます。今度、買い求めます、この雇用促進住宅につきましては、一部、もう60戸のうち60%、36戸、入居されておりますので、この方々には説明をさせていただいて、同じような料金体系でいきたいと考えています。

そのほか、公的といいますか、町有住宅という条例を3月定例議会にお願いしまして、2つに分けていきたいと思っております。雇用促進住宅の入っている方と、それから今ある、先ほど申しました古い建物の皆さんに、そちらのほうに移っていただきたいと考えております。財産等、16の団地も整理しながら、よりよい公営住宅を目指していきたいと考えております。

○議長（穂坂英勝君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

当然、今回の予算が通ったあと、この住宅についての条例改正が必要になると思うわけでありまして、そのへんにつきまして、改めて答弁を求めます。

○議長（穂坂英勝君）

建設課長。

○建設課長（柴原信一君）

この雇用促進住宅を町に譲渡という事例が、県内では身延町が最初に手を挙げたかと思われ、全国的に見ましても、今、この雇用促進住宅を買い求めまして、町有住宅の条例をつくっているところが3つ、インターネットで調べてありました。今、山梨県さんとも相談させていただいているわけですが、そのへんの整備に向かしまして、遺漏のないようにしていきたいということで、予算計上をさせていただきましたが、3月定例会に詳しく、条例改正、新しい条例等を議員さんに提案をさせていただきながら、進めたいというふうに考えております。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにご覧ございませんか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

14ページの民生費社会福祉費、高齢者保養施設費、要するに門野の湯の件なんですが、これはレジオネラ菌が出たということで、新聞なんかでも報道されたことで、よく承知しておりますが、この補正によって計上したものは、これは現在の改善措置に使われたものだろうと思うんですよね。今後の管理については、これで十分なのかどうか。この点について、伺います。

○議長（穂坂英勝君）

身延支所長。

○身延支所長（望月和永君）

それでは、お答えをさせていただきます。

今、芦澤議員の質問にありましたように、今回、予算措置をさせていただきましたものにつきましては、レジオネラ菌の対策のために、急にこういうような事故が起きたものですから、補正で対応させていただくということでありまして、将来的にはどうかということなんですけど、その点につきましても、検査の回数を、例えば現在のままでいいのか、その点は十分、検討させていただきます。

以上であります。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございますか。

日向君。

○9番議員（日向英明君）

3点ほど、聞きたいと思っています。

まず、第1点目が民生費の中の目の障害福祉費ですけど、節の扶助費362万5千円。重度心身障害者医療費助成費ですけど、重度心身障害者は本町では何人いるかというのが第1点と、それから16ページの農林水産業費、4目の中の15節工事請負費、三堂平農道改良工事300万円ですけど、これは古関の三堂平だと思うんですけど、何メートルで、今年度のこの補正で終了するかどうか。また、次年度にかかるかどうか、これが2点目。

それから3点目ですけど、ページでいきますと23ページ、保健体育費。節の19節負担金補助金及び交付金ですけど、小さな額ですけど13万1千円。これは先ほどの説明で、関東大会の中で、体協等スポーツ少年団ということで、関東大会から補助金を出したんですけど、補助金の、今、いろんな面で削減をしているんですけど、この補助金に対しては関東大会、あるいは全国大会とか、あるいは地方大会もそれぞれあるわけですけど、そのへんの補助金を出す区切りというんですかね、区分はどんなふうに考えているのか。

以上3点について、ご答弁を求めます。

○議長（穂坂英勝君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（広島法明君）

重度心身障害者等の助成受給者につきましては、明確な数字は手元にありませんので、調べて、のちほど報告をさせていただきたいと思っております。

この重度障害者の医療費につきましては、先ほども説明、数字的なものは説明しましたけど、該当者につきましては、身体障害者手帳1級から3級のもの、国民年金・障害年金受給者1、2級、それに療育手帳A判定、そして精神障害者の福祉手帳1、2級の受給者から、これも申

請主義になっております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（佐野由雄君）

三堂平の件につきましてですけども、延長は9月の補正で50メートル分。今回、300万円が30メートル分、合計80メートルになります。今年度で終結という形になります。

○議長（穂坂英勝君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

保健体育総務費の補助金の関係ですけども、基準としましては関東大会、全国大会出場の対象事業費の2分の1を補助するという事で定められております。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございますか。

川口君。

○19番議員（川口福三君）

議案第99号について、2点ほどお伺いいたします。

まず第1点目は、14ページの児童福祉費の13節委託料、次世代育成支援対策行動計画策定業務の委託ですね、この内容はどんな内容か。

それから2点目は、17ページの有害鳥獣捕獲の250万円。この有害鳥獣に対しましては、先ほど218頭の捕獲がなされたということですが、この218頭に対する内容、サルが何頭、イノシシが何頭、それからシカが何頭か。それから、この有害鳥獣の今後の計画についても、併せてお伺いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤正国君）

次世代育成支援行動計画、この内容ということでございますけども、これにつきましては、次代の社会を担う子どもを育成する家庭に対する支援および、環境の整備のために町が講ずる施策、このことを次世代育成支援行動計画と申します。

この計画の策定に向けまして、今年度、ニーズ調査を、具体的には小学校以下の児童を養育している家庭の保護者の方にアンケートをいたしまして、どんなニーズがあるのかという部分を今年度、確認させていただきました。そのための、コンサル業務の委託ということでございます。

先ほど申し上げましたように、これは次世代育成支援対策推進法という法律で規定されておりまして、策定が義務付けられておるものでございます。財政課長が説明しましたように、前期5カ年と後期5カ年に分かれておりまして、来年度22年度以降の5カ年の計画を策定する。今年度と来年度で策定するというような形になります。よろしく申し上げます。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（佐野由雄君）

有害鳥獣の218頭の実績ですけれども、サルが、これが10月31日までの実績でございます。サルがトータル30頭、イノシシが90頭、シカが98頭で218頭でございます。また、今年については補正予算、もうオーバーしている部分がありますので、ただいま料金に入っているというようなことも含めて、あと30頭ぐらいを予定しているということでございます。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

川口君。

○19番議員（川口福三君）

この次世代の対策の計画、これは先ほどの課長の説明ですと、小学校以下の入園児というのは、その子どもを持つ家庭のこういった内容を捉えるのか。ちょっと分かりにくい点がありましたから、もう少し具体的をお願いしたいと思います。

それから有害鳥獣に対して、これは捕獲の方法ですね。猟友会で捕獲したのか。それとも、町で設置した檻等によって捕獲したのか、その捕獲内容はどんな内容で、これだけの捕獲をされたのか。この2点について、お伺いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤正国君）

対象者のことということで、よろしいですか。

対象とする児童につきましては、小学校就学前の児童が約420人ございます。それから小学生が650人ございまして、合計1,070人の児童があるわけございまして、これらの児童を養育しているご家庭のお父さんであるとか、お母さんにアンケート調査をお願いして、それを回収して内容を分析するという形でございます。

アンケートの内容でございまして、子育てに関する施策、いろいろあるわけでございますけれども、例えば保育関係であるとか、あるいは学童保育であるとか、あるいは児童館だよりとか、もろもろの子育てに関する支援の施策があるわけでございますけれども、そういった子育てに関するニーズ、要望がどのようなものがあるのかという部分を探るためのアンケート調査を行うと、こういったことでございます。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（佐野由雄君）

猟友会による捕獲と檻による捕獲等でございますけれども、野猿については檻による捕獲はありません。シカについても、檻によるものはございません。イノシシによるものについて、町で設置というような話でしたけれども、これはすべての猟友会と合同で、猟友会をお願いしてというような格好で、地元の人にも協力を得ながら、設置をするというような格好でやっているわけですが、このイノシシについて、檻と猟友会、狩猟によるものとの頭数は、つかんでおりません。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございますか・・・。



○福祉保健課長（広島法明君）

先ほどの、日向議員の質問の答えですけど、重度心身障害者医療費助成受給者証の発行者数は、12月15日現在、今日現在ですけど、758人です。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

ほかに質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第100号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第101号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第102号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第103号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第104号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第105号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第106号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第107号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

先ほどの説明の中で、減額措置の普通旅費とか、研修負担金で県外の協議会等に欠席をしたためにということなんですが、これはどういう理由で欠席されたのか。ただ、単にサボったの

か、そのへんをちょっとお伺いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

先ほどの、細かい説明ではありませんでしたので、申し訳ありません。

これは、決してサボったとかという意味ではございません。それぞれ通知がまいります。内容がきます。それに伴いまして検討した結果、出席しなくても可能な会議、それから研修ということで、欠席をさせていただいたという意味のものでございます。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございますか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第108号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

日向君。

○9番議員（日向英明君）

ページでいきますと、6ページですか。歳入の中で減額補正を30万2千円ということは、先ほどの所長の説明で、理由ははっきりしたわけですけど、これ、私が今、質問するというのは、これは当然、入湯税が奥の湯温泉で23件でしょうか、その中で入湯税が入っているわけですけど、この中で、この30万2千円は、それと全然関係ないということで、大変、安心したわけですけど、その入湯税は順調に入っているかどうかということが第1点と、それから非常に三者共有泉のときもそうなんですけど、入湯税が入っていないくて、お湯を供給しているということがありまして、多額な入湯税の滞納が当時は1,200万円あったわけですけど、今度、この新しい奥の湯温泉の中で、そういうようなことが発生しないように願っているわけですけど、本当に3カ月過ぎたら、この分湯を停止するのかどうか。従前は、そういうことが決まっても、そのことがきちっと履行されていなくて、滞納が発生したわけですから、今度、そういうことは完全にないような方向付けで、業者と話をしているかどうか、その点をお伺いします。

○議長（穂坂英勝君）

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

使用料の件について、入湯税はまた税務の関係になりますので、使用料のことについてお答え申し上げます。

入湯税のことは、入湯税の問題がありますけども、温泉の使用料については、今は滞納になっているところはございません。また、3カ月規定というのがありますので、われわれも、本当に2カ月過ぎるようなところへは電話したり、行って催促したり、そういうことをしております、今のところ、そういうのは発生しておりません。

○議長（穂坂英勝君）

税務課長。

○税務課長（佐野治仁君）

ただいまの入湯税につきまして、お答えします。

10月末現在で、入湯税につきましては、昨年からずっと1千万円超えております。現在のところ、収納率が87.1%で、滞納分につきましては4.3%、率的には昨年並みなんですけど、今、滞納問題で非常に努力しているところなんですけど、なかなか入湯税につきましては、率が上がらないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

やはり、このことは最初が肝心でありまして、使用料を払わないと、これは止めるということが最初からきちっとされていれば、滞納は当然、発生しないわけですから、その点、くどくなりますけど、使用料については厳しく、3カ月過ぎたら必ず分湯しないということを強く希望します。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

要望ですね。

（はい。の声）

ほかにございますか。

（なし）

ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第109号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第110号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第111号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第112号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第113号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第114号について、質疑を行います。  
質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第115号について、質疑を行います。  
質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第116号について、質疑を行います。  
質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
発委第7号について、質疑を行います。  
質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
請願第3号について、質疑を行います。  
質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

提出議案については、委員会付託を省略し、討論・採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって、提出議案については委員会付託を省略いたします。

日程第8 提出議案に対する討論を行います。

議案第88号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第89号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第90号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第91号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第92号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第93号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第94号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第95号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第96号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第97号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第98号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第99号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第100号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第101号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第102号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第103号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第104号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第105号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第106号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第107号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第108号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第109号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第110号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第111号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第112号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第113号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第114号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第115号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第116号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
発委第7号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
請願第3号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第9 提出議案に対する採決を行います。

議案第88号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第88号 身延町地域情報通信施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第 89 号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第 89 号 身延町地域情報通信施設条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第 90 号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第 90 号 身延町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第 91 号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第 91 号 身延町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第 92 号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第 92 号 身延町農村情報連絡施設整備基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第 93 号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第 93 号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第 94 号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第 94 号 身延町農村情報連絡施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第 95 号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第 95 号 身延町農村情報連絡施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第 96 号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第 96 号 身延町分湯料条例を廃止する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。



議案第97号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第97号 身延町立小中学校適正配置審議会条例を廃止する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第98号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第98号 峡南衛生組合規約の一部を変更することについては、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第99号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第99号 平成20年度身延町一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第100号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第100号 平成20年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第101号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第101号 平成20年度身延町老人保健特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第102号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、議案第102号 平成20年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第103号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第103号 平成20年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第104号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第104号 平成20年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第105号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第105号 平成20年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第106号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第106号 平成20年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第107号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第107号 平成20年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第108号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第108号 平成20年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第109号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第109号 平成20年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第110号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第110号 平成20年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第111号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第111号 平成20年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第112号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第112号 平成20年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第113号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第113号 平成20年度身延町西嶋財産区特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第114号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第114号 平成20年度身延町大河内地区財産区特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第115号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第115号 身延町地域情報通信施設整備運営事業の契約については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第116号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第116号 財産の処分については、原案のとおり可決決定いたしました。

発委第7号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、発委第7号 身延町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決決定いたしました。

請願第3号について、原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、請願第3号 父子家庭や母子家庭を「ひとり親家庭」として平等な取り扱いとする請願については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。

本日は、ご苦労さまでした。

○議会事務局長(遠藤守君)

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時20分

平成 2 0 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 6 日

平成20年第4回身延町議会定例会(2日目)

平成20年12月16日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第1 追加提出議案の報告並びに上程

追加日程第2 追加提出議案の提出理由の説明

追加日程第3 追加提出議案に対する質疑

追加日程第4 追加提出議案に対する討論

追加日程第5 追加提出議案に対する採決

2. 出席議員は次のとおりである。(20人)

1番	松浦隆	2番	河井淳
3番	望月秀哉	4番	望月明
5番	芦澤健拓	6番	上田孝二
7番	福与三郎	8番	望月寛
9番	日向英明	10番	望月広喜
11番	伊藤文雄	12番	渡辺文子
13番	奥村征夫	14番	中野恒彦
15番	松木慶光	16番	近藤康次
17番	笠井万汜	18番	石部典生
19番	川口福三	20番	穂坂英勝

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

町	長	望月仁司	総務課長	市川忠利
会計管理者		中沢俊雄	財政課長	笠井一雄
政策室長		依田二郎	町民課長	秋山和子
税務課長		佐野治仁	身延支所長	望月和永
下部支所長		小林英雄	教育長	佐野雅仁
学校教育課長		赤池一博	生涯学習課長	佐野正美
福祉保健課長		広島法明	子育て支援課長	近藤正国
建設課長		柴原信一	産業課長	佐野由雄
土地対策課長		滝戸文昭	観光課長	赤坂次男
環境下水道課長		赤池義明	水道課長	串松文雄

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守  
録音係 馬場徳之

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（穂坂英勝君）

開会前に欠席の報告をいたします。

小松教育委員長は、教職員人事の会議に出席のため、欠席との届がありました。

本日は、大変ご苦労さまです。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第2号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

通告者は4人であります。

まず、通告の1番目は芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

本日、トップバッターということでございますので、改めて望月町長のご就任を心からお祝い申し上げたいと思います。とはいえ、アメリカ発の100年に一度という世界的不況という状況で、株式の暴落、派遣社員の首切りなどをはじめとする未曾有の経済危機に襲われております。これに対処すべき麻生内閣は、首相自身の度重なる失言と謝罪、朝言ったことを夕方には反対のことに言い換えるというような、まさに朝令暮改を絵に描いたような政治の迷走によって、国政は末期的症状を呈しております。それだけではありません。実際やられるのかどうかも分からない定額給付金支給の市町村への丸投げなど、地方に対するしわ寄せも大きく、経済危機への対応と財政改革のために、山梨県においても県職員の給与を2%カットするなど、大きな負担と影響を及ぼす状況もたらされております。

もちろん当身延町におきましても、行財政改革の必要性が指摘されておきまして、前町長当時から第1次身延町総合計画に基づいて、いろいろな政策が実施されてきているわけですが、このような混沌とした状況の中で、勇気ある決断をされた新町長には敬意を表したいと思いません。もちろん、町民からの大きな期待が寄せられていることを受け止められて、今後とも果敢に行動されるよう要望いたします。

それでは、質問に移らせていただきます。

最初に北部エリアの基盤整備のために、中山間地域総合整備事業を導入するか否かについて、質問させていただきます。

最初に議長をお願いなんですけど、提出した質問要旨には合併前の中山間地域総合整備事業導入実績として、北部と南部に分けて質問するようになっておりますけども、お許しいただけれ

ば、これを一括して質問したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

結構です。

○5番議員（芦澤健拓君）

ありがとうございます。

平成16年9月13日に身延・中富・下部の旧3町が合併して、新身延町が誕生いたしました。それぞれの町は中山間地域総合整備事業の対象として、この事業の恩恵を被った地域であったわけですが、北部エリアの中富、下部と南部エリアである身延とは、その事業年度が異なっております。この中山間地域整備事業というのは、平成2年から開始されております。中山間地域というものの特徴といたしまして、傾斜地が多く基盤整備が遅れている等、地形的・地理的に制約がある。過疎化や高齢化が進行している。社会資本の整備が平地地域と比べて、総体的に遅れている。就業機会に恵まれていない。市町村の財政基盤が弱い。耕作放棄地の増加などに伴う多面的機能の低下が懸念されているというような対象地域の、この中山間でございます。それから、そのほかに過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法などの対象になっている地域が、この中山間地域ということでございます。

一方で、中山間地域というのは都市住民のやすらぎの場であり、国土保全の役割も果たしているということから、地域としての役割は大変、重要でありまして、正常に機能することが不可欠であるということから、平成2年から、この中山間地域を対象とする各種事業が開始されたわけですが、その一環として、中山間地域総合整備事業というものがあるということで、ご理解いただきたいと思います。

お手元に配布いたしました資料のとおり、この事業を導入した時期は、下部地区が最も早く、この事業が開始された平成2年度から7年度までの6年間、総額約29億円ということで、事業が行われました。主な事業としましては、そこにございますように農道の整備、それから用排水路、農村公園、情報基盤施設整備事業としてのSCTの導入などがありました。

一方、中富地区では平成7年度から10年度までの4年間、ちょうど下部の終わったあとというか、終わる年からですね。総額、約14億円をかけて事業を導入してまいりました。主な事業としては農道用排水路、集落道、用地整備、活性化施設などの事業でございます。

表の下に下部地区、中富地区、身延地区のそれぞれの細かい内容もちょっと書いておりますけども、身延地区が最後になりまして、平成12年度から本年、平成20年度までの8年間で、総事業費19億円ということで、主な事業が農道11路線、用排水路11路線をはじめ、圃場整備2カ所、農村公園2カ所などが行われております。

こうすることで、今まで行われた新身延町、旧3町、下部・中富・身延における事業内容でございますけども、現在、国におきましても、行財政改革の一環ということで、各種事業や施設の見直しが進められております。中には今後の継続が認められないようなものも数多くありそうですけども、ご存じのように官僚の反対にあいまして、いろんなところが骨抜きにされようとしているということもあります。

当町における、いくつかの施設も中山間地域総合整備事業により設立されたものがあり、SCTについては、現在、PFI方式により地デジ対応のCATVが導入されようとしております。歴史的に見てもメリット、デメリットともにあると思いますけども、これらの中山間地域総合整備事業の成果を町長、どのように評価されておられるか。また、今後の中山間地域総合



整備事業について、具体的な方針がとおりかどうかについて、お考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま、芦澤議員から中山間地域総合整備事業について、詳細なご指導を頂戴いたしました。大変ありがたく、心から御礼を申し上げたいと思います。

それと、1点でございますが、ただいま私が聞き違ひかどうか知りませんが、官僚の反対にあって事業が骨抜きにされるということを言い切られておりますけれども、この1点について、回答の前にお聞きをしたいと存じます。

官僚も私も同じであって、国家公務員の皆さんが国家国民のために、私も町や町民のために政策を立案しているのであって、官僚が無駄づかい、あるいは私どもが無駄づかいをしているように受け取れますが、その点はまずお聞きをして、それからお答えに入りたいと思いますが、議長、よろしくお願ひします。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ただいまの問題につきましては、これは特に身延町ということではなく、国の施設とか事業に関する問題でありまして、これは私も実際に調査したわけではございませんので、テレビとか新聞等によって得た知識によるものでございますけれども、実際に私の仕事間とか、そういうものが実は、いったん取り止めることになったものが、またもう一度、復活しているとか、そういうふうなことがあるということをお聞きしております。そういうことでありまして、すべての官僚がすべての事業や、そういう施設に対する廃止を反対しているということではないと思います。それは、あくまでも私の、そういう新聞・テレビ等による知識の吸収でございます。特に私自身が調べたわけではございませんので、そのへんはお汲み取りいただきたいと思ひます。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この問題を言い切っているということは、少なくとも議場では不適切ではないだろうかというような気がいたしましたので、お聞きをいたしました。

それでは、芦澤議員の今までに実施されました中山間地域総合整備事業に対する評価と今後の中山間地域整備の具体的な方策の質問に、お答えをいたしたいと思ひます。

芦澤議員の示されたとおり、身延町におきましては、それぞれの地域において中山間地域総合整備事業が実施され、地域において、それぞれ活性化に向けての大きな貢献がなされたと、このことはご案内のとおりだろうと思ひます。各地域における事業の内容とすれば、それぞれ、ただいまご指導をいただき、あるいは、この資料の中でも示されたとおりでございますが、中でも農村公園整備事業につきましては、下部ふるさと振興館、通称、道の駅しもべ。中富においては、なかとみ和紙の里。身延地区においては精進料理を伝えた、ゆばの製造体験を含めるところのゆばの里豊岡などがあります。

特徴的なものとしたしましては、身延地区で圃場整備を行っておりまして、大きな区画で農

作業が行われ、生産の機械化・省力化が図られたことを申し上げておきたいと思います。

また、今後の中山間地域総合整備事業につきましては、導入をし、そして、このことをできれば事業化として進めていきたいと思います。その方策としては、ワークショップ方式を考えてございます。

以上、回答といたします。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大変、前向きなお答えであるということで評価したいと思います。

今後、ワークショップ方式ということで、私もこの件について、本日、お伺いすることがメインでございますけども、次、新町における中山間地域総合整備事業について、いくつか伺いたいと思います。

合併後の中山間地域総合整備事業というのは中山間地域総合農地防災事業、中山間地域総合整備事業ということで、その負担金として、平成17年度、約5千万円。18年度、約4千万円。19年度、約5千万円。20年度、約5千万円ということで計上されていると思っておりますけども、先ほど申し上げましたように、12年度から20年度まで身延地区の中山間地域総合整備事業が進んでおりますので、おそらく、この南部エリアにおける事業の負担金ではないかと存じますけども、どのような事業が導入されているのか、その負担率は平均で何%であったのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（佐野由雄君）

新町における中山間総合整備事業についてということでございますけれども、中山間地域総合整備事業と中山間地域総合農地防災事業、溜め池等整備事業、これらはまったく別の事業でございます。中山間地域総合整備事業につきましては国が55、県が30、町が15という格好の補助率になっておりますけれども、合併後、新規に導入した事業としては、これはすべて県営事業になるわけですが、農地管理保全事業として、西嶋地区における溜め池等整備事業、この負担割合は国が50、県が25、町が25でございます。そのほかに県単土地改良事業として、清沢地区における農村地域活性化農道整備事業、これの負担割合については県が70%、町が30%です。これらについての平均負担率というようなことでございますけれども、事業の負担割合も違いますし、事業費等がございますので、一概に平均的負担率というのは、ちょっと出しにくい状況でございます。申し訳ありませんけれども、出せないというようなことで、よろしく申し上げます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ちょっと、私が勘違いをしていたようです。中山間地域総合整備事業に含まれるものだというふうに考えて、中山間地域総合農地防災事業とか、溜め池等整備事業についてもお答えいただきまして、ありがとうございます。

それでは現在、ワークショップ方式によって導入されようとしているというか、実は私たち

が峡南農務事務所の担当者から話を聞きまして、北部エリア、中富・下部地区における中山間地域総合整備事業に取り組もうというふうなことで、今、考えているところでございますけれども、この件についてお伺いしたいと思います。

中山間地域総合整備事業というものが、一応、南部エリアで今年度、終了という運びになっておりまして、改めて中富・下部地区において導入したらどうかということで、峡南農務事務所からの提案がございまして、今のところ11月中に古関地区、今月はじめに下部地区において、一応、説明会を行ったわけです。それから中富地区においても、今後も説明会が行われるということで、話を聞いております。

この中山間地域総合整備事業ということのワークショップ方式というのは、どのようなものかということで、ちょっと説明させていただきましても、一度、私は伊藤議員とともに増穂町の、小室山妙法寺があります穂積地区において行われたワークショップに参加いたしまして、いろいろと教わってきたんですけども、ご存じのように穂積地区というのは、ゆずの産地として有名で、今年はなんかゆず羊羹というものを新たに作って、販売に取り組んでいるということも聞いております。ワークショップには、総勢200人ぐらいの人が集まって、それぞれ20、30人がグループになって、峡南農務事務所の職員と一緒に各地区を歩いて調査し、写真を撮ったり、メモをとったりしながら、要するに地区のいいところ、悪いところを拾って歩くということでございます。

穂積地区というのは、かつて台風による鉄砲水で陸の孤島になってしまったということで、山の上から下のほうまで、立派な水路が3本くらい造られております。間にヘリポートに使用できるような平地が用意されておりまして、農務事務所のほうでは、ここをなんらかの方法で舗装して、ヘリポートとしても使用できるようにするつもりだということをおっしゃってました。

増穂南小という小学校がございまして、この通学路の整備ですとか、そういう、本当に小学生から老人までが参加して、住民自身が地域を歩き、地域の不良の箇所、それから今後とも残しておきたい、あるいは景色のよい場所の確保とか、そういうことを写真に撮って、それを1つの大きなパネルにして、その中から優先順位をつけて、こういう事業をやってもらいたいということを提案していくと、そういう形がワークショップ方式というものでございます。

ワークショップ方式による、この中山間地域総合整備事業ということで、本当に自分たちが住んでいる場所の探索をする、あるいはそういう見直しをする、そういうことによりまして、要するにコミュニティを、しっかり立て直していくというふうな作業にもつながっていくのではないかという気がいたします。

一部、農務事務所の手伝いをするのではないかみたいな、そういう批判がないこともないと思いますけれども、私たちが考えているのは、要するにそういうことで、コミュニティ活動の育成と活動を支援するということが、第1次身延町総合計画の中にも盛り込まれておりますし、町長の選挙のときのマニフェストの中でも、コミュニティビジネスを活性化するということが述べられていたと思いますけれども、そんなことで、こういう事業の形を取り入れることによりまして、コミュニティ活動の育成、あるいはコミュニティビジネスの発掘ということに有益であるというふうに思います。

それから、この事業が先ほど補助率についてお伺いしましたけれども、この事業は基本的に国が50%、県が35%、計85%という補助率でございまして、町が15%ということの負担

金を出すということで、大変、有利なものであると思います。そういうことで、非常に今は、財政が逼迫している状況というのは理解しておりますし、年間でせいぜい5億円くらいしか自由になる金がないんじゃないかというふうな、前の財政課長からのご説明もございましたけれども、そんなことを考えると、この事業を導入することによって、メリットがかなりあるんじゃないかなということ、私は考えております。

町がやるよということで、金も出すよということを書いていただければ、コミュニティの意気込みも大変違ってくると思いますし、コミュニティ活動を活性化することが非常に可能な状況になってくるのではないかとこのように考えます。

町は、このワークショップ方式による中山間地域総合整備事業の導入について、お考えをお持ちであることは、先ほど町長の答弁の中にごございましたので、改めて、これを町がやってくれるということ、それから町がやってくれるよということになりますと、例えば説明会にしましても、今のところ、下部地区では下部地域振興推進委員会、それから古閑地区では活性化委員会などが、いわゆる自主的な組織として呼びかけをして、説明会を行ってきましてけれども、町がやってくれるということになると、また、その運営も非常にスムーズにいくものと考えておりますので、その点につきまして、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま、芦澤さんから2つの質問があったような感じでございますが、まず最初には中山間総合整備事業の導入についての必要性の問題、それからワークショップ方式による中山間地の導入について、どのように考えているかというような2点かなと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、まず中山間地総合整備導入に関する北部地区の基盤整備が必要かどうかという質問に対して、お答えを申し上げたいと思います。

皆さん、ご案内のように平成20年の第3回定例会におきまして、松浦議員の質問に対して、依田町長は有利なものがあれば、積極的に取り入れたいというように答えております。有利なものがあればというのは、有利な制度があればと、こう言っているのではないだろうかにも考えられます。そうしますと、先ほど議員がおっしゃられましたように、町の裏負担は15%でございますので、そのこともふまえ、また下部地区の事業はすでに完成から12年、中富地区が完成して10年が経過しているところです。この間における社会情勢の変化なども含め、新たな整備が必要だとされるところも、多々あるわけでございます。

一例としまして、維持管理に大変な労力を費やしている老朽化した水路等につきましては、高齢化が進んでおりまして、その修理もままならないというような部分もございまして、収穫を目の前にして、生産物をサルやイノシシに横取りをされてしまうというようなことも、大変、憂慮されるわけでございます。ということ等も考えまして、町の裏負担ができる範囲ですけども導入をしてまいりたいと、このようにも考えているところでございます。

次にワークショップ方式による中山間地域総合事業の導入については、どのように考えているかということでございますけれども、中山間地域総合整備事業の導入については、国の方針、それから県の方針等もワークショップ方式を採用してくださいということを、まず言っております。先ほど、議員からお話がありましたとおり、すでに増穂町の小室地区では、ワー

クショップ方式で計画の段取りに入っているというようにも伺っておりますし、議員もすでにお勉強はしてくれたということで、大変、敬意を表しているところでもございます。

このワークショップ方式というのは、私が言うまでもございませんけれども、皆さんが地域を、おおぜいの目で足で、見て歩いて、そして必要なものを決定していくということが必要であると、こういうように考えておりますので、先ほど町で金を出してくれる、仕事も出してくれるというのであれば、ワークショップの、私は本当の意味はないんじゃないかなと、こういうようにも思いまして、もちろん歩いていただいて、その地域の皆さんが必要なものをそれぞれ厳選して、計画に盛り込んでいただけるということでございますので、私はワークショップをやるのが、町民の皆さんの意識改革にもつながってくると、こういうように考えておりまして、本当に素晴らしいことだなというようにも考えております。

そういうことでございますので、まず地域の皆さんに見ていただく、そして計画を決めていただく。ただし、先ほども申し上げましたとおり、裏負担も必要でございますので、すべてができる、こういうことは到底考えられませんが、それらについては専門的な目で見ていただいて、本当に必要なもの、100%必要なもののみを施工していく、こういう手順になるんじゃないだろうか、こういうようにも考えておりますし、そしてワークショップで地域を見て歩くことによって、コミュニティビジネスなんかも生まれてくるのかなということも期待をしているところでございます。

したがいまして、ワークショップ方式で行っていただきたい、このことを私のほうからも町民の皆さんに特にお願いをし、このことが町民の皆さんの意識改革につながってくればと。そうすることによって、町でやる仕事だから無駄な仕事でもなんでもやってくださいというようにはならないだろうと、こういうようにも考えております。

以上を申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ただいまの答弁で、大変、前向きな形でいただいたということで、理解したいと思います。

このワークショップ方式ということで行う方式でございますけども、実際に、今、町長がおっしゃったように、自分たちが歩いて、こういうこととこういうことをやってくださいよという要望事項といいますが、そういうものをまとめていくわけでございますけども、当然、優先順位があっても、実際に事業として成り立つかどうかというのは、また、その次の段階で県とか国の判断があるということになっておりますので、その点につきましては、すぐに事業化されるということではないということ、住民の皆さんにもよく理解しておいていただかなければならないというふうに思っておりますけども、そういうふうに町がやってもいいですよということではいただければ、われわれもその一助になれるかなというふうに思います。

そういうことで、今後、これを進めていく段階で、ちょっとお願いといいますが、その要望があるんですが、われわれが今、やっております下部地域振興推進委員会、それから古閑地区の活性化委員会などが、実際に取り組みを始めてはいるんですが、反応があまりよくないといいますが、やはり区長とか組長とはいっても、行政連絡員であるということで、行政からの連絡がいかないと動かないという部分もございまして。したがいまして、もし、よろしければ、そういうふうなことで、名前だけでも貸していただくとか、あるいはもっと、もし多少でも余裕

があれば、町が、あるいは産業課が通知を出して、もう一度、改めて説明会をやっていただければというふうに考えますけど、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（佐野由雄君）

事業推進にあたって、産業課が前へ出てきて進めてくれたほうがいいというご意見でございますけれども、たしかにそういった面もあると思います。今後、これを進めていくにあたって、だからといって行政主導で進めていくと、行政におんぶにだっこというような状況が生まれかねないというふうにも思いますので、先ほどのワークショップの持つ意味というですか、本筋を生かしながら、この事業を進めていきたいと思っております。その手順としてのお手伝い、これは峡南農務事務所とも相談をしながら、ご指導も受けながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ありがとうございました。コミュニティについて、ちょっとふれさせていただきましても、私、常葉というところに住んでおりますけれども、ここは常葉区という大きな区にはいるんですが、これが本当にお祭りだけの区でございまして、各組がそれぞれ主体性を持って動いていかなければならないというふうな形でございます。そのコミュニティによっては、いろんな状況があると思っておりますので、改めて、ここでやはりコミュニティを見直すということで、このワークショップ方式の導入というのが、改めて、そういう意義を持ってくるのではないかと思いますので、ぜひ、そのようなご理解をいただいております。

次に民間業者による処分場予定地の法定外公共物である青線、赤線の使用不許可に対する行政訴訟について、質問させていただきます。ただし、現在、係争中の件でもございますし、相手方も町内に事務所を有しているという状況ですから、あくまでもお答えできる範囲で答弁いただければ結構でございます。

はじめに行政訴訟の経過と現状について伺いたしたいと思いますけれども、簡単に説明させていただきますと、この件は平成7年に北川、字花柄地区に最終処分場建設を計画して、現地で活動を始めた株式会社 山の都環境開発という会社が地元の反対によりまして、平成12年に撤退し、現在、後継者の株式会社 山の都という会社が当時の下部町に土地利用協議書と事業計画概要書を提出したことから始まったわけです。それまでは、北川組全体が反対をしていたのですが、今回は山の都と同調する地元地権者の活発な行動等もありまして、内部崩壊を招いてしまったという状況があります。

しかし、法定外公共物である青線、赤線の使用につきましては、北川組21人の共有入会地と昌福寺という寺院所有地がありまして、山の都としては、これらの同意が得られない状況から山梨県を相手に訴えている。他の2件の行政訴訟とともに、不許可になったという経過がございます。

つい先日行われました県議会におきましても、この土地が入会地であるかどうか、入会地であるというふうに考えるのはどういうことかみたいなことで、内田議員から質問がありまして、

それに対して森林環境部長が土地台帳に組持ちであるという記載があると。それから登記簿のほうにも21人の所有共有であるというふうな記載になっているということで、入会地であることの根拠というか、そういうものを示されたわけですが、身延町が被告となっております行政訴訟につきましては、私が会長を承っております、みのぶ緑と清流を守る会ということで、会員が応援傍聴として甲府地裁における口頭弁論にも積極的に参加させていただいております。

ところが最近、進行協議ということで連続して非公開で行われておりまして、われわれ町民としては、町が訴えられている裁判の内容を知る権利があるというふうに考えておりますけれども、その内容については現在、係争中ということで一切、知らされておりません。この行政訴訟の経過と現状についてということで、公開できる範囲で結構ですので、公表していただければと思います。

○議長（穂坂英勝君）

土地対策課長。

○土地対策課長（滝戸文昭君）

11月19日で、土地対策課長を任命されました滝戸です。よろしくお願いたします。

それでは、芦澤議員の行政訴訟の経過の現状について、質問にお答えいたします。

法定外公共物についての打ち合わせは、平成17年8月18日から行い、以後、計5回にわたり、株式会社 山の都と協議を行ってきました。その中で株式会社 山の都から身延町法定外公共物使用許可申請書が提出され、平成17年12月2日付けで受理しました。平成18年1月26日付けで、不許可といたしました。その後、株式会社 山の都は不許可を不服とし、3月27日に身延町に対し、法定外公共物使用不許可取り消しを求める異議申立書が提出されました。これに伴い、町は4月26日に招集された臨時議会において、異議申し立てに対する諮問を行い、同日、法定外公共物使用不許可処分は妥当であると答申をいただきました。その後、平成18年11月19日、株式会社 山の都は甲府地方裁判所に身延町の不許可処分は妥当ではないとして、法定外公共物使用不許可処分取り消しの提訴を行いました。

なお、株式会社 山の都は山梨県に対し、身延町の法定外公共物不許可処分は不当であるとし、平成18年6月4日付けで審査請求を行いました。山梨県は平成19年3月2日付けで、この審査請求を棄却いたしました。また、裁判については、口頭意見陳述を7回開催しております。争点整理が非公開で3回行われており、現在も係争中であります。

質問の中で公開できる範囲で裁判の内容を求めています。先、述べられたように3件の裁判は併合しているため、非公開で争点整理が行われていますので、現時点での内容の公開は控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

分かりました。われわれも平成13年から足掛け8年間にわたって、山の都といろんな交渉や県のほうにお願いに行ったりとか、いろんな活動をしてまいりまして、非常に関係者も高齢者が多くて大変なところもあるんですけども、この裁判がいつごろ結審になるかというふうな、そういう見込みはいかがでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

土地対策課長。

○土地対策課長（滝戸文昭君）

現在、係争中ですので、結審については、まだ分かりません。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

分かりました。

次に、この裁判につきまして、新町長がどのようにご判断され、今後の方針をどのようにお考えかについて、伺いたいと思います。

平成17年1月、当時の山本知事は身延町に処分場設置に対する意見書の提出を求めてまいりました。町はコンサルタントに審査を依頼し、その結果、同年3月、前町長は設置不同意の意見書を提出いたしました。その後、平成18年2月に県が山の都に対して、処分場の設置許可を出しましたが、同じ月に身延町は青線、赤線の使用を不許可ということで、先ほどの不許可の処分が下されたわけです。また18年4月には山の都からの異議申し立てを受けて、議会に諮問を行って、議会が町長の処分を承認する旨の答申を行っているということも、今のご説明の中にございました。

5月には県が林地開発の不許可、砂防指定地内行為の不許可ということをして山の都に通知したということで、先ほどおっしゃってありましたように、赤線、青線のほかに3件というのは、この林地開発の不許可と砂防指定地内の行為不許可という、この3件になると思います。その後、山の都はこの3件について訴訟を提起して、現在に至っているという状況で、今、お話のように3件が併合されて、裁判が進んでいるところであります。

こういう経過を辿りまして、現在に至っているわけでございますけれども、先日、NHKで放映された産廃処分場における重大な汚染についての番組を見ても、物事はやはり最初が肝心であるなということを改めて思い知らされたような次第です。われわれ町民といたしましては、身延町に民間業者による最終処分場は、絶対に造ってほしくないというふうに考えておりますけれども、最終処分場の建設と、これに反対する多くの町民の民意をお汲み取りいただきまして、この裁判についての新町長の判断と、今後に対するお考えを、それこそ披瀝いただけるだけの範囲で結構でございますので、お聞かせいただければと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

芦澤議員の、公共物の使用不許可に関する行政訴訟の町長の判断と、今後の方針についての質問でございますけれども、ご案内のとおり、平成18年1月16日に行いました法定外公共物使用申請不許可処分、これにつきましては、ただいまお話がありましたとおり、町長から議会の皆さんに諮問をし、皆さんも答申を承認するという事で答申も行われておりますし、私も書類を見させていただきまして、この判断は正しかったと、そういうふうに考えているところでもございます。

あと1点でございますが、今後の方針についてであります。現在、この問題は係争中であり



ますので、被告であります町長みずからコメントはすべきでない、こういうように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

以上で質問は終わりますけれども、われわれの戦いも非常に、先ほど申し上げましたように、苦しい戦いをもう何年も続けております。こういう状況をできるだけ早く打開したいということが、私をはじめとする反対者全員の気持ちであるということ、ぜひ、この議場にいらっしゃる皆さま方もお汲み取りいただきまして、今後ともよろしくご協力をお願いしたいということで、質問を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

以上で芦澤健拓君の一般質問が終わりましたので、芦澤健拓君の一般質問は終結いたします。ここで、暫時休憩いたします。

再開を10時20分といたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時20分

○議長（穂坂英勝君）

先ほど芦澤君の一般質問の冒頭、町長から答弁の前に確認ともとれる、質問ともとれる発言がございました。私どもの議会では、会議規則の中で反問権は認めてはおりません。だから、いいとか悪いとかの話ではないんですが、感情的になったような雰囲気があると指摘されますと、こういうことは避けてほしいなど。円滑に、集中した議論ができるためには、冒頭にあつたような、官僚とはどういうことだというふうな確認はすべきではないと、こんなふうに思ひますので、ひとつ、今後は質問の中でお考えを述べるのは、質問の中で、その中の答弁でお考えを述べるであれば、これは当然、然るべきだと思いますけれども、それを取り上げての、逆に反問ということになると、まさしく反問になりますので、よろしく願ひいたします。

それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次は、通告の2番は松浦隆君です。

松浦隆君、登壇してください。

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

町内公共交通の構築は本町の大きな課題であり、従前より何度となく多くの同僚議員により質問がされ、また議論を重ねてきたところでございます。デマンド交通の試行運転が本年10月から、南エリアによって始まりました。来年は北エリアの検討が進められている今、再度、公共交通について通告に従ひまして、質問をさせていただきます。

まず、本年10月24日より就任し、公務に専念され、新しいまちづくりにまい進されております望月町長にお伺ひしたいと思ひます。

町長選挙の際、町長の後援会、仁の会より組織内資料として、ふるさと再生プランが配布されたところでございます。この資料を私は町長のマニフェストと捉えて、この内容を確認させ

ていただきました。本町の将来を見据えた観点から共感をさせていただき、賛同もし、支持をさせていただいたところでございますが、このマニフェストは経済基盤確立、それから行政改革の断行、住みやすいまちづくりの3本の柱からなっておりますが、まず、この中の住みよいまちづくりについての、町長の基本的なお考えを簡略で結構ですから、お答えいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま、松浦議員のふるさと再生プランの中の住みよいまちづくりについての質問にお答えをいたしたいと思っております。

わが町の現状は、常住人口数で見ますと、平成12年が1万8,021人ございました。それが20年7月ですと、1万5,335人と激減を辿っております。さらに年代別人口を見ますと、65歳以上の人口は、ほぼ同じであるのに対し、15歳未満が激減をしております。さらに就労人口についても、年々200人近くが町外へ流出しております。また、町内の事業所についても平成13年度の1,169カ所に対して、平成18年度は1,033カ所です。そして、さらに減り続けているのが現状であります。それらをふまえ、まず人口の減少を食い止めることが大切であります。

そのため、企業誘致による雇用の場の確保や、静岡市など近隣の勤め先に通勤時間の短縮を必要としております。さらに豊富な観光資源を生かした観光振興であります。これらの実現には、中部横断自動車道の開通が絶対条件であると考えます。それと同時に、町内の複数の個所から利用できる活性化インターチェンジの設置が必要であると考えます。さらに商工会や県とも連携しながら、地場産業や商業の振興を図るとともに、身延竹炭企業組合のような、地域の資源を生かしたコミュニティビジネスの振興に努め、これらの商品を身延町の特産品化するよう努めてまいります。

過疎対策も極めて重要であります。山付きの皆さんが安心して住めるため、急傾斜崩壊対策事業等々を推進してまいります。また、有害鳥獣対策は早急に実行しなければなりません。さらにデマンド交通等で、お年寄りや子どもさんの足の確保に努めます。そして、何より行財政改革が必要であります。まず、役場の職員の意識改革からはじめ、無駄ゼロを目標に頑張ってまいりますことをお約束を申し上げ、答弁いたします。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。今、町長が答弁の中でおっしゃられた人口も含めて、すべてがこの町において減少していると、そういう問題。それから、それを打開するための観光振興、それから中部横断道、それから地域のコミュニティビジネス等々、それを断行するにあたって、行財政改革を進めていくんだという、そういう大きな流れの中での、この身延町の今後のあり方、非常によく理解できるところでございます。この本町におきましては、今の町長の答弁にもありましたように、地形的、また地理的、それから距離的な問題、これがあって、一番心配される人口の減少、これが非常に大きな要因があると、私も考えているわけです。これも先ほど申し上げましたように、地理的な問題とか地形的な問題、複合的な原因があるわけなんです、

本町の公共交通機関の運行が、こういう要素があって、非常に困難な状況になっている。これも現実の事実としてあるわけですが、現在、進められていますデマンド交通システムにおいて、今後、こういう問題が山積している中で船出ですから、非常に難しい課題をクリアしていくことが求められているところであると考えております。

今、町長がご説明いただきました、住みよいまちづくりの中でふれられましたけども、高齢者の買い物、通院、そして子どもたちの通所、通学の足を必ず確保すると、マニフェストには謳ってあります。この足の確保について、町長のお考えを再度、ちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

高齢者や子どもの足の確保についてでございますけども、高齢者や子どもの足の確保につきましてはJR身延線、それから山交タウンコーチ、富士急山梨バス、町営・町有バス、スクールバス、それにデマンド交通を組み合わせた地域交通網計画を策定して、足の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。民営のバスと、それから町営・町有バス等と絡めて、このデマンド交通を進めていくという答弁でございましたけども、このマニフェスト、住みよいまちづくりの中に、先ほど申しましたように、高齢者の買い物、通院、そして子どもたちの通所、通学の足を必ず確保するというふうに謳っているわけなんですけど、このデマンド交通、10月から試行運転がされました。このデマンド交通に関しては、リーダーである町長の意欲と考えが非常に反映される部分がある事業だと私は考えているわけですが、このデマンド交通システムに対する町長の取り組みへの意欲、このへんはどうなんでしょうか、お答えをいただきたいです。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま、デマンド交通につきましては、ご案内のとおり試行中でございます。その試行の片方は路線バスを廃止して、その代わりに運行をしている部分。それからJR身延線や山交タウンコーチ等が利用できない人たちのための運行をしているという2つの考え方で、今、試行中でございます。今後、この2つの考え方のそれぞれの成果を見ながら、本格運行に移行していくかどうか、検討をしてみたいと、こういうようにも考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今の町長の答弁、試行運転の今後の結果によって、いろいろデータが出てくるわけですが、このデータを最大限に活用して、効率的な見直しを図りながら、公共交通とも含めて、絡めな

からやっていくと。本町の事業にしていくというふうにとられるかと思いますが、当然、このデマンド交通システムは今後、いろんな試行、今までの現在の南エリアの試行、それから来年からの北エリアの試行運転を含めて、実際にそれをふんだ中で、最終的にこの本町のデマンド交通システムをつくり上げていくという、こういう流れだと思うんですが、その流れでいっても、やはり大きな、今のシステムを見直されなければいけないという部分が出てくると思うんですが、その見直しの中でも、その町長のマニフェストの中にあります通院、通所、それから高齢者の買い物、通院、そういうものを必ず確保すると、そういうふうに謳っているんですが、その見直しをした中でも、その町長の考えは変わらないというふうな認識でよろしいでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

そのとおりでございます。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君、3回目です。

○1番議員（松浦隆君）

次の質問に移ります。

現在、2路線で南エリア、試行運行されているわけですが、運行路線以外も含めて、空白地域、運行路線の中でもそうですが、また運行路線を外れた場合でも、地域でも空白地域が現在、あるわけです。事業の成功に向けて、今回の試行運転でのデータ等が今後の取り組み、それから方向性に重要なポイントになると思っていますし、また、それが今、試行運転が開始され、3カ月が経とうとしているわけですが、そういう中の今が一番大事な時期ではないかと、このように考えているわけですが、町長は今のデマンド交通の試行運転、このことに関して、どのように捉えていらっしゃるでしょうか。町長、お願いします。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

先ほどの質問と同じように考えますので、先ほど答弁をしたとおり、現在、試行中のデマンド交通は路線バスを廃止した部分と、それからJR身延線、あるいはその他の交通機関が利用できない人たちとの2つの部分で、それぞれ試行をしております。したがって、この2つの部分のそれぞれの成果を見て、そして今後の本運行について検討していくと、こういうように、今の試行運転は捉えているところでございます。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君、質問の前に通告の何を質問しているか、答弁者が苦慮しているようなところがありますので、はっきりと、どこをやっているかだけは分かるような質問の仕方をしてください。

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

それでは、次の2番のデマンド交通について、質問させていただきます。

デマンド交通についての1番、南エリアでの運行システムと路線の説明、これは今も試行運転されているわけですが、今度の北エリアに向けての中での、この南エリアでの運行、システ

ムと路線の説明を、時間の関係もあります、簡単にご説明いただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

お答えします。

現在、南エリアでは2台で運行しています。1号車は第1便が7時35分に大城区を出発し、身延山病院、身延駅を経由し、飯富病院まで行き、このあとは横根区へ戻っていきます。

第2便が8時55分、横根区を出発し、同じように身延駅、身延山病院を経由し、飯富病院まで行きます。第2便の帰りは9時45分に飯富病院周辺を出発して、同じように身延山病院、身延駅を経由し、お客さんがいれば、希望地へ送り届けるということになります。

第3便からは申込者があれば希望のところへ、大城、横根等を区別せずに送り届けるようになります。

2号車ですが、第1便が8時、大島区の広場がありますが、そこを出発して、身延駅、身延山病院を経由し、飯富病院まで行き、そのまま清子区へ戻るような形になります。

第2便は9時10分に清子区を出発し、同じように身延山病院、身延駅を経由し、飯富病院まで行くようになります。第2便の帰りは、9時45分に飯富病院周辺ということで、出発していきます。同じように身延駅、身延山病院等を経由し、お客さんがいれば希望地へ送り届けることになります。

同じように、第3便からは申し込み者があれば、送迎するようになります。

時間の関係で、今のところ5便半、動いております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。5便半動いているという、大城、それから大島地区の路線で、身延の南エリアの中心、それから足を伸ばして、エリアの形でいけば北エリアに入るわけですが、飯富病院の下山地区まで来ていると。下山地区を越えて飯富病院まで来ているという、そういう形だと思います。今の状況では、非常にきめ細かな対応をいただいているわけですが、2番に移りますけども、当初の利用予定者数等、10月、11月の利用実績、またこれに合わせた今後の予想ですね。こちらのほうは、どういうふうな形でしょうか。簡単をお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

お答えします。

国土交通省の地域公共交通の活性化再生事業補助金の確定を受け、10月1日から南部エリアを対象に試験運行を開始しております。10月中の利用者が413人、1日当たりになりますと19人。利用人数の最少は、10月1日の7人。最大は17日の30人という状況です。11月になりまして、利用者は421人。1日当たりになりますと23人。利用人数の最少は11月12日の10人。最大は28日の37人という状況でした。12月の、昨日までの様子ですが、

299人が利用しております。1日あたりにしますと26人。10月が19人、11月が23人ということで、12月が26人ということで、また伸びております。12月のうちですが、30人以上利用しているのが4日ありました。最少の利用は12月2日、火曜日の13人。最大は12月11日、木曜日の39人というような状況です。

当初は、1日の利用者は5人から10人くらいではないかと予想していましたが、だんだんと伸びてくるのではないかと考えておりましたが、1号車については大城線の廃止、中野線の減便等の関係で、固定客があるので、ある程度は見込めるのかとは思っていましたが、2号車、大島から出るものですが、今まで交通機関がなかったということで、その利用者が順調に増えていますので、今後も順調に利用者が増えていくと考えているところです。

なお、1号車については12日、金曜日に9人乗りということですが、限度の9人が乗るとこのような状況がありました。

当初は、5人から6人を予定しておりました。見込みとして。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

私の当初の利用予定者というのは、僕の書き方がまずかったんですが、今のお答えでいきますと、10月が19人、11月が1日平均23人、12月に入って26人と、こういうふうな形になっているわけですが、これは南エリアの形でなっていますね、今の試行運転。今の説明でいきますと、当初5、6人、4、5人、そのくらいの利用予定者ではないかと。それから見ますと、非常に今月26人と、すごい大きな成果を挙げている。また、これはとにもなおさず、住民の方々がこのデマンド交通に期待している。また、利便性があるから利用しているという形だと思うんですが、そういう中で、この今の南エリアで、僕が調べたところ、南エリアの場合は大河内が11人、アンケートをとったときですね、11人。それから身延が13人。そして豊岡が5人の29人でした。そうすると、もうほとんどの方々が利用しているという形ですけど、これは下山も僕は入っているのではないと思うんですが、このへんの数字はどうなっているんですか。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

下山地区は、今回は対象外になっています。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

下山地区が対象外になっているというのは、ちょっと僕、納得できないんですが、たしかに今、言いましたように、10月が19人、1日平均ですね。1日平均、11月が23人。それから26人と、今月が。こういう、いい結果が出ているわけですが、南エリアで下山地区を今、除くという話をしましたが、旧身延は下山地区、下山が身延となっているわけですが、計画当初、南エリアと北エリアで分けたわけですが、南エリアと北エリアの連絡路線というものが出来ますね。最初から南エリアの路線の中に、北エリアの連絡路線の中に、南エリアの運行が入っ

ていました。最初の計画から。南エリアの車が飯富病院まで行くと。そういう連絡路線の中に組み込まれていましたね。そうすると、これはあくまでも下山地区の方々が利用する路線は、下山地区は北エリアの中にあっても、南エリアの運行路線の中に入るとはならないかと、私は考えているわけです。といいますのは、下山の方々が身延のほうに行くこともありますけども、どちらかというと、飯富病院のほうに近いわけですから、そちらのほうに買い物に行くにしても、病院に行くにしても利用する率が多いのではないかと、こういうふうに考えるわけですよ。

今の答弁でいきますと、下山地区が入っていない。下山地区が入っていないということは、下山地区は実は12人いらっしゃるわけですね。最初の予定者。それが今、下山地区以外の29人で、先ほど言いましたように26人、今月ね。先月までは23人、先々が19人。そうすると、下山地区を入れるか、入れないかで、全然、率が違って来るわけですね。今の室長の話でいきますと、非常に利用率がいい。たしかに利用率がいいですよ。利用率がいいし、これは評価されるべきだと思いますが、しかしながら、この南エリアの中に下山地区を入れるか、入れないかで、この数が全然違って来るわけですね。僕は場合によっては、利用率がよいと思われるように、この下山地区をあえて入れないのかなと、そういう穿った考えをされても、これは仕方ない部分があるのかなという気はします。たしかに、南エリアと北エリアに分けていますから。そのへんを僕、ちょっと懸念するところなんですけど、どうなんですか。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

循環線が今、走っておりますので、循環線を利用してもらったほうが金額的にも下山地区の人たちが飯富病院へ行くのには、安いのではないかと思います。実は当初、補助金がもらえるという計画ではなかったということで、町の路線廃止と減便で対応した、減らした部分というようなことで考えておりました。それが補助金をもらえるということになりました。

下山地区については、今後、運行見直しというような形の中で、対応したいと考えています。以上です。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君、質問が3回になりましたので、質問の中身を変えてください。重複しています。

○1番議員（松浦隆君）

それでは、今の話で了解できたわけですが、その話の説明がないと、やはりわれわれは、先ほど申し上げましたように、悪い言葉で言えばデータの改ざんというふうな形にとられる可能性もあると思うんですよ、これは。町民の方々いろいろ見ている、やはりちょっとおかしいではないかというふうに指摘する町民の方もいらっしゃると思うんです。ですから、やはり、そのへんも来年の、また南エリアの試行運転に継続するための形ということ、やはり、それなりのなんらかの形で、やはり示すべきではないかというふうに、私は考えます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

デマンド交通の3の、この2カ月間の実績をふまえた中で、年間ベースでの、この収支、このバランスの予想、これはどういうふうに見ていらっしゃいますか。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

収支バランスについては、国土交通省の補助がなくなった時点、23年からの本格運行に移行したときが一番の問題であるのではないかと考えております。10月中の利用者が413人、11万1,500円。11月中の利用者が421人、利用料金が11万7,900円ということで、一応、2カ月の試験運行期間では、収支バランスについては、はっきり返事ができる状況ではないと思いますので、すみません、そういうところです。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

それでは、4番に移ります。

21年度実施の北エリアの路線を含めた、今度、試行運転をするわけですが、その路線を含めた計画の内容を、もう来年の7月からは運行するという予定になっていますよね。来年の4月から。そうすると、原案というか、そういう形ぐらいは、もうすでにできていなければおかしい時期ではないかというふうに私は考えるんですが、その北エリアの路線を含めた計画内容をお答えいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

昨年、NTTに依頼して作成した報告書によりますと、北部エリアについては下部地域で1台、中富地域で1台ということで、当初はいきたいということで考えております。報告書ごとに地域公共交通相互連携計画を作成して、国の補助金を申請していますので、その各地区1台でいきたいと思っております。地域が広く複雑な道路事情がありますが、予想利用者の数が少ないために、北部エリアは2台ということになって、計画は出ていると思います。

それから下部地域におきましては説明に、まだ数力所なんですけど、説明にいく中で、週に1回でもいいよということ言われています。週に一度、奥のほうから出発というような形で考えていきたいと思っています。中富地域につきましては、山間部から飯富病院に向かって1台を運行していきたいと思っております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今の答弁で、下部地区に関して、中富地区に関して、1台の各1台ずつ、合計2台ということで、試行運転をするということでの答弁がありました。その答弁の中に、下部地区の場合は特にそうなんですけど、先ほどの話も、僕の質問の中にもありましたけども、特に下部地区は地形的、それから行き止まりの道路状況、これがあるわけですね。その中で、その地域の方々の説明会の中で、週1回でもいいよと、そういう話がされました。これが実際に、現実の気持ちだと思うんです。今、何年も足がないから、子どもも遠くにいます。下の、買い物するような地域に行くのは、せいぜい、その病院の車で病院に行くだけだと。買い物には行けないと。トラックに積んで、出張販売で来てくれるような、そういうものを利用している、そういう実態が事実、あるわけですね。そういう人たちにしてみれば、このデマンド交通が週1回でもいい



から、来ていただきたい。こういう現実が、やはりあるわけですね。

そういう中で、今、週1回という話がありましたけども、この週1回にしましても、行き止まりの筋が何カ所もある。それから中富地区に関して、結構、山奥の集落があるわけではないですか。こういう中を2台の車で、本当に空白地域をなくす、解消するような形での運行ができるのかなど。もし、それをやるとすれば、僕は至難の業ではないかなというふうな気がするんですが、今言ったほかに、なんか妙案みたいなものが考えられることがあるんでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

妙案といわれても、今のところ、ちょっとないのですが、空白地域の解消には車両2台で可能かという問題なんですけど、1台では本当に無理があるんじゃないかと思いますが、当初の利用状況を見ないと、どういうふうな形で運行していくのがいいかというのが分かりませんので、試験運行をして結果を見てからということで行きたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そうですね、非常に条件が悪すぎるんですよ。それと、僕、室長に1つ、思っていることを、ちょっと話をさせていただきますけども、南エリアでの運行に関しては、1回の運行の時間帯を40分とか、みていましたね。先ほど、下部地区の地域説明会の中では週1回でいいよというぐらいの気持ちの方々が、奥の方は多く持っていらっしゃると思うんですよ。それを南エリアでは40分の運行。というのは、行って帰ってきて1時間をみているから40分という流れを言っていると思うんですよ。だけど下部地区に関しては、今後、試行運転を重ねる中で、やはり1時間といわずに2時間ぐらいの、その時間的な余裕をもってやれば、逆に南エリアが今、1日5回ぐらいやっているわけですね。それが、例えば3回であろうが4回であろうが、少なくとも、やはり奥のほうに入って行く。その空白地域がないような、そういう今後、試行運転をふまえながらやっていただけるような、そういう考えを持って行っていただきたいと、このように思うところであります。

次の質問に移ります。

今、望月町長が就任されたあとに、職員に対して、町の経済基盤の確立を目指すと同時に行政改革を進める、これを職員の方々に話をされたと聞きました。まず、職員が互いに知恵を出し合って、効率を考えて、職務を遂行するよという、そういう昨日の施政方針にもありましたように、仕事のプロになるよというの指示をされたと聞き及んでおります。この本町の新事業でもある、このデマンド交通システム、これこそ、先ほど僕が言いましたように、町長のこういう指示にしたがって、行ふべき事業であるところなんですけど、来年7月からの北エリアでの試行運転、これはデマンド交通システム全体での構築につながるころが大ではないかというふうには、私は考えているところですよ。町民の立場に立った、柔軟性と知恵を絞った中で、まさに仕事のプロとしての意識で、コストを下げながら住民サービスの向上を図る、このことを町長の指示に従ってやっていけば、私は可能かと思うわけですね。デマンド交通システム、足の確保が困難な町民、またとりわけ、本町において、先ほど来、話をしております山奥での一人暮らしのお年寄り、この方々が多い部分があるわけですね。この方々の足の確

保が大前提なわけですから。

先ほど、僕がちょっと話をさせていただいたような方法も含めて、いろんな形で進めていただきたいんですが、このことをふまえた中で、この北エリアでの試行運転、今、僕が話した中も含めて、取り組みについて、もう一度、お考えをいただけませんかでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

週に1回でもいいという話の中で、湯之奥と栃代を1つのセットにして2日間。中之倉と根子とか、そちらのほうをセットにして3日間。出発地を、湯之奥を月曜日とか、第1便の出発を湯之奥で、第2便は栃代というふうなことで、それを週に2日、3日、方向を別にすれば、ある程度、週5日というのは無理だと思うんですけど、一応、そういう形でやっていけば、下部地区については、満足ではないと思うんですが、試行的にやって、状況を見ていきたいなどは思っております。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君、先に進んでください。

○1番議員（松浦隆君）

先に進んでというのは、どういうことですか。

○議長（穂坂英勝君）

どこを質問したんですか。

○1番議員（松浦隆君）

先ほどの、だから議長がおっしゃったように、進むときに言ってくれということなので、進む前の段階で、先ほど僕が5番と言いましたよね。5番のところを今、やっているわけですから。

○議長（穂坂英勝君）

5番は、先ほどから入っているんですね。ずっと。ダブっていますね。いいです。5番をお願いいたします。

○1番議員（松浦隆君）

では、今の答弁の中にあるように、いろいろ考えて進めていただきたいと思いますし、確実に空白地域だけではなくしていただきたい。また、もし空白地域がどうしても出るような場面、週に1回しか行けないとか、そういう部分はほかの地域に関しても、やはり、その地域の方々との話し合いを進めた中で、ご理解いただく中でやっていただくのが当然かなと、このように考えます。

それでは6番に移らせていただきますが、町民の足を確保するというを目的として進められているわけですが、これは先ほどの利用者の数にも出ていましたけども、多くの町民に利用していただいて、はじめて、この本町全体の地域交通サービスの充実とサービス品質の均一化というのが図られる。このことは所期の目的でありましたので、その目的の達成ができるという形になるのかと考えているわけですが、それと同時に費用対効果、今は試行運転ですから、将来的には費用対効果も考えていかなければいけない、そういう部分もあるわけですね。その費用対効果を考えた場合には、できるだけ多くの町民に利用していただく、これが一番、大きな、一番大切なことだと私は考えるわけですが、そういうこともふまえた中で、今、いろいろ

説明会をしていただいているということなのですが、7月からの北エリアでの試行運転、これの実施に向けた周知、それから準備等も含めて、状況を説明いただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

お答えします。

11月7日に下部地区の区長会、11月18日に中富地区の区長会がありました。そこで一応、デマンドの今の状況等を説明し、各地区で説明会に入らせてもらうということで、お願いしました。それにつきましては、また町のほうから日程等について連絡するというので、今、まわっておりますが、一応、それを11月22日に根子区、11月26日に湯之奥区、12月6日に中之倉区にて説明会を実施しております。今後、各地区へ説明に歩く予定で、今、準備をしているということが現状です。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今までの、いろんな周知の問題もそうなのですが、町としては区の区長さん、それから区の会で組長さんなんかも集まっていたというわけですから、それである程度はつながるという部分は、たしかにあると思うんです。しかしながら、このデマンド交通の趣旨からいって、足の確保のできないお年寄りをなんとかしようということでのデマンド交通です。区会に出てくる足がない集落の方々がいらっしゃるわけですね。そういう集落の方々、お年寄りの方々に、やはり周知するには、区会、区長さんの集まりだけではなくて、その集落になんらかの区長さん、組長さんをお願いして、その集落の方々に集まっていたりするような、こちらから足の確保がないのに、その人たちに来て、話を聞いてくれるのではなくて、こちらから出向いてでも、その足の確保をできない人たちのために、その地域、集落に行き、これは説明して周知する。このことが私は大事だと思うんですが、そのへんはどうですか。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

先ほども言いましたように、各地区へ出向いて説明する予定です。先ほども言いました3地区の人たちは、来てくれた人が、では、家の隣の人にはうちで話をしておくということで、話をしてくれていますので、一応、なんらかの形では伝わっているのではないかなとは思っております。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

なんらかの形では伝わっているのではないかというのは、それはあくまでも政策室長の考えであって、町長が最初に言いましたように、やはり町民の目に立ってやるべきだということ、町長がおっしゃっているわけではないですか。やっぱり、そういうことをふまえた中で、もうちょっと、思うのではなくて、そこへ出向いて行ってやるべきだと僕は思います。そのへんはお答えいただかなくても結構なんです、そういうふうにしていただかないと、やっぱり町民

のための、この役場職員というのはなんだという話になってしまうと、僕は思います。

では、次の質問に移ります。

3番の、今後の公共交通のあり方についての部分にふれさせていただきます。

町営バス、それから町有バス、そして今、JRもこの町内を走っているわけですがけれども、この中で、町営バス等の経費、この内訳をざっとで結構ですから、お答えいただきたいと思えます。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

町営バス等の経費ですが、新早川橋鯉沢線、この運行経費が780万7千円。収入が452万円。赤字が328万6千円。上田原大塩岩間線が、経費が727万7千円。収入が80万円。不足が647万7千円。古関甲斐岩間線が1,101万1千円。収入が96万5千円。不足が1,004万6千円。甲斐常葉駅新早川橋線が、運行経費が260万2千円。運行収入が37万1千円。不足額223万円。山交タウンコーチへの委託料が5,024万2千円。富士急山梨バスに493万3千円。合計の不足が7,721万7千円。このほかに、町有バスに約500万円ほど、かかっております。このほかに補助金交付金ということで、赤字バス路線の補てんのために、県のほうから1,237万3千円ほどの補助がきております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今、説明いただきました。山交タウンコーチ、それから富士急山梨バス、2社それぞれに委託料、それから負担金を支払っているわけですが、今の説明でいきますと、19年度の話がされていましたが、17年から3年間見ただけでも、タウンコーチへの委託料が17年、4,750万円。18年、4,920万円。そして、先ほど話がありましたけれども、19年には5,020万円として支払われているわけですね。それと富士急山梨バスに関しては、負担金として平成17年、18年、19年と毎年、約490万円。補助金はあるにしろ、これだけ支払われているという、そういう実態があるわけです。また、室長に聞いたところによりますと、富士急山梨バスに関しては、この負担金について、今後、値上げしたいというような話もあるように聞き及んでいます。

デマンド交通が来年度より本町全体で動き出す中、この委託料、それから負担金の問題も真剣に考えて、知恵を出して、新たな方向へと進む時期ではないかと考えていますが、この町営・町有バス、それから民間のバスですね。このことについての方向性、今後の対応ですね。これは2番の質問になりますけれども、そちらのほうはどういうふうを考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

今、説明されたとおり、委託料がどんどん増えておるということで、利用者が減って、バスの利用ができにくくなってきた高齢者が増えている中で、バス利用が減っているということで、

利用者が減れば負担金、委託料は今後も増加が見込まれるということで、現在、試行中の乗り合いタクシー、この結果を見ながら新たな公共交通システムを構築しなければいけないのではないかと考えております。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

デマンド交通との絡みを、いろいろ流れを見ながら構築していく、それで、この部分も見直すという、これも大事なことだと思うんですよ。ただ、私が思うのは、これはあくまでも民営会社ですよ。一番恐れること、これは経営基盤が崩れることなんですよ。民営会社が一番恐れること。町として、町民と議論を重ねて理解を得る中、これはあくまでも、今、デマンド交通がスタートしたから、これからできると思うんですよ。デマンド交通がこうやって、これこれこうやって動き出すよと。また動いているんだよということを話して、その中で、町民と議論を重ねて理解を得た中で路線廃止も辞さない、そのぐらいの民営会社にもものを申す、そういう強い姿勢を持って、町が交渉に挑む、また、その姿勢を貫いて、最終的には民営会社がデマンド交通との共存、連携をしながらの運営、それしか道がないんだと、そういうふうな形に模索するよ、これは民間移譲の、町が交渉を進めるべきではないかと、私は考えております。

町としては、今、政策室長の話としては、デマンド交通ができ上がったら、さあ、どうしましょう、デマンド交通があるから、どうですかというふうな話ですよ。それは、あくまでも全部、デマンド交通に移管しようということです。そうではなくて、今の、ある公共交通機関も含めて、やっぱり連携しようというふうに謳ってあるではないですか。そのためには、今、すでにある民営会社とのそういう交渉が必要だと思うんです。そういう交渉が、行政が民間を渡り合う、ある意味では手段として、行政の中で民営経営の感覚を職員が身につけて、早急にこういうことを実施して、やるべきではないかと私は考えるところなんです、町長、どうでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これらにつきましても、当然のことながら、町の財政等々も検討する中で、町の全体的な共通のシステム等を考慮して、検討していきたいと考えております。

○議長（穂坂英勝君）

残り少ないから、気をつけてお願いいたします。

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

それでは、次の質問に移ります。

3番になります、現在、本町において、52号での新早川橋鞆沢線をはじめとして、先ほど話がありましたように、4路線で町有・町営バスが運行されております。貴重な町民の足として、現在、親しまれて、また利用していただいているわけなんです、先ほど政策室長から話がありましたように、どの路線においても運行収入より運行経費が上回っている、不足額が生じているという、こういう事実があるわけですね。しかしながら、さっき僕が話をしました、やはり町も民間感覚で、民営会社と交渉する、渡り合えるような、そういうものをつくっていい

てほしいという、それはとりもなおさず、今後の町有バス、町営バスのあり方をどのように進めるか、それにかかっていると思うんですよね。やはりデマンド交通だけでは、なかなか難しい部分もある。しかしながら、そういう町営・町有バスも含めた中で、それは例えば数が減るのかもしれませんが、便数が減るのかもしれませんが、そのへんはデマンド交通との絡みなんです、そのへんを今後、どうしていこうかという、そういう考えはどうなんでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

19年度の町営バス等の利用人数ですが、合計しますと約7万9千人ほど使っております。乗り合いタクシーで利用、6台として25人が使ったとしても、3万人ちょっとぐらいしかない、この8万人と3万人、5万人はどこかで、公共交通でカバーしなければいけません。そこらへんの考慮も全部、考えていきたいと思っておりますので、今の試験運行をしながら、町有・町営バスについて減便、廃線等はいろいろ、検討の対象にしていきたいと思っております。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そうですね。今、おっしゃったように、やはり、その5万人の部分ですね。その部分はやはり、デマンドだけでは難しい、デマンドの台数を増やすとか、そういうことも今後、考えられるわけでしょうけども、そうはいても町有・町営バス、これにはやはり利用しないと、これはできないということは、当然、思うわけですね。この町営・町有バスというのは、民営とは違うわけですから、採算だけで、これは是非を問う問題ではないかと思うわけですね。まして、今、デマンド交通が運行されることを、今の答弁でいきますと、5万人のことがあるわけですが、そうはいても、今、運行されている町営・町有バス、これをデマンド交通ができたから、その5万人があるけども、デマンド交通ができたからということで、安易な廃止とか、それから路線変更はしょうがないことなんでしょうけども、廃止ということに関しては、これは絶対、進むべきことであってはならないと、私はこういうふうに考えているんですね。ぜひ、そのへんは、今後、そのデマンド交通の動きを見ながら、皆さん、地元の理解を、また地元と相談した中で理解を得ていただいて、進めていただきたいと、このように考えます。

それでは最後に、4番の質問に移らせていただきますけども、このような、いろいろな課題を抱えて進めているわけなんです、この町内公共交通のあり方、最終的なところで、将来展望、このへんを町長にお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

現在、JR身延線、山交タウンコーチ、富士急山梨バス、それから町有・町営バス、スクールバス等、町全体の交通体系について検討していますが、複雑な地形と、それに合わせた交通網という悪条件下のもとで、乗り合いタクシー、要するにデマンド交通の充実で、どこまで対応できるかを、今、試行的に取り組んでいるところでございます。

将来的にも乗り合いタクシーの運行の結果を見ながら、新たな交通システムを構築して、足の確保には努めていきたいと、こういうふうに考えているところであります。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今、町長がおっしゃられましたように、いろんな問題があるわけですね。しかしながら、町内全域の足の確保の確立を目指して、今、デマンド交通システムがスタートしているわけです。スタートしたばかりですから、今、この時期が運営を左右する、最終的な運営を左右する大事な時期と私は考えているんです。人間には知恵という、大きな財産があるんですね。皆さん、個々にあると思うんですが、その知恵での勝負は何者にも勝るといような、そういう商売上の世界で言われている言葉があるんですよ。やはり財政的にも厳しい中、町長がおっしゃいましたように、財政を見直すと、そういうことも言っているわけですが、担当職員のみならず、職員全体が一丸となって知恵を絞っていただいて、町民の立場に立った、町長のリードのもとで、町長がおっしゃいました仕事のプロとして、まい進していただきたい。この事業が成功することを切に願って、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

以上で松浦隆君の一般質問が終わりましたので、松浦隆君の一般質問を終結いたします。

一般質問の途中ですが、ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

35分ほどあるんですが、まったく途中になりまして、一般質問の経過がおかしくなりますので、ここで暫時休憩。

再開は、午後1時といたします。

休憩 午前11時25分

再開 午後1時00分

○議長（穂坂英勝君）

欠席の連絡をいたします。

望月広喜議員は所用のため、欠席との届け出がありました。

それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次は、通告の3番は福与三郎君です。

福与三郎君、登壇してください。

福与君。

○7番議員（福与三郎君）

質問に先立ちまして、望月町長の新町長ご就任、心からお祝いを申し上げる次第でございます。

まさに今、アメリカ発の金融危機は、日本の経済に大きな打撃を与えながら、今もなお、さらにその傷を深く、また大きくしつづつあります。大企業のリストラ、従業員解雇、そしてまた中小企業、零細企業の倒産等、世の中、不安と閉塞感に覆われ、まったく先行き不透明という状況でございます。町政運営におきましても、非常に難しい局面を迎えているところでもございます。

こんなような状況の中でございますけれども、町長におかれましては、勇気を持って果敢に改革断行に取り組み、安定した身延のまちづくりにまい進されますように、お願いを申し上げます。

る次第でございます。

それでは、身延町の観光振興推進について、いくつかの質問をいたしたいと思います。

観光とは光を見る、あるいは光を見たいという意味ではないかと私は思っているところがございますけども、今日の私の質問、あるいはご答弁が町の観光振興の進展に向け、また結びつき、光り輝く身延町を見ることができればと、こんなふうに願うところがございます。

国では、本年10月より国土交通省に観光庁を創設いたしました。平成22年までには、訪日外国人旅行者を1千万人にするという目標のもと、観光立国実現に向けたさまざまな施策を展開しているところでもございます。また山梨県におきましても、横内知事は観光立県を掲げ、トップセールスを展開すると同時に大型の観光キャンペーン、DESTINATIONキャンペーンに取り組んでいるところでもございます。

そこで質問の第1点でございますけども、町長は選挙戦の中でいくつかの公約を掲げてございます。その中で観光振興を推進していくということでございますけども、まず第1点、政策遂行上の基本的なスタンス、そしてまた、どのようなビジョンを持って、描いていられるのか。そしてまた、具体的にどのように政策を推進していくのか。まず、お伺いをいたしたいと存じます。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

福与議員の町長の観光政策に対する基本的なスタンス、理論等々についての質問にお答えを申し上げます。

ご質問のとおり、私は選挙の中でローカル・マニフェストで、住んでよし、訪ねてもよし、おらがまちを町民の皆さんに示し、観光政策に対する基本的なスタンスとして、観光の町身延町として、身延町観光振興計画を策定し、その中で町民総ガイド運動を推進することを掲げました。

そんな折、議員も申しあげましたとおり、国では観光を21世紀の国の柱と位置づけて、本年10月1日に観光庁を発足し、2010年までに訪日外国人旅行者を1千万人とする目標を掲げ、観光立国の実現を目指しております。

このような中で、3町が合併したメリットとして、旧町の核であります身延山、下部温泉、中富和紙の里など、町内の観光資源を生かした観光振興のため、町民総ガイド運動の推進と全国に身延癒しの里として観光PRをするものであります。そして、それぞれの観光資源を点から線にする付加価値を加え、旅行目的地側の指導で行うことを目指す、着地型の観光でありまず体験と滞在型の観光振興を図る地域の活性化を推進するものでございます。

実施にあたっては、全世帯に配布をさせていただいております、身延のびのびマップを町民の皆さんに最大限に活用していただいて、お客さまのために、町民一人ひとりが地域の案内ができる町民総ガイド運動を展開し、お客さまから訪ねてよかった、また訪ねたいという身延町になるよう、身延癒しの里としてPR活動を町民の皆さま、NPO身延観光センター、観光ボランティア、語り部の会の皆さま等々と共同で、おもてなしの観光政策を強力に推進する所存でございます。

以上で、答弁とさせていただきます。



○議長（穂坂英勝君）

福与君。

○7番議員（福与三郎君）

スタンス、ビジョン、大変、分かりやすく、ご答弁をいただきました。

いずれにいたしましても、身延町の観光、これを語るときには、やはり、なんと申し上げましても、身延山を抜きにしては、なかなか語れないと。そのような集客力を、身延山は圧倒的に持っている。年間100万人という圧倒的なパワーのもとで、この観光振興の中心となって進めていかなければ、まず、駄目ではなからうかというふうに思っております。

当然、政教分離というふうなハードルもございますけれども、あまりにも、そのことに捉われてしまうと、本当の効率のよい観光振興の政策を進めていくということも、ちょっと無理なのかなということも考えられますので、ぜひ、今、町長のご答弁の中にございましたように、これは観光ネットワークにつきまして、また次の質問でお尋ねをしたいと思っておりますけれども、町長の観光推進のスタンスを確認できまして、今、ほっとしているところでございます。

それでは続きまして、2番の質問に移りたいと思います。

わが町の観光推進の拠点として、身延地区には身延山観光協会、そして下部地区には下部観光協会、中富地区においては西嶋和紙工業組合と、それぞれが地域の特性を生かした観光推進に積極的に取り組んでいるところでございます。

そんな中で、平成17年には、この3団体が協力、また一体となった活躍を展開していくことが必要であると、そんなふうな認識のもと、町長を会長とした身延町観光連盟を設立いたしましたところでございます。4年目を、ただいま迎えておりますけれども、今まで振り返ってみますと当初の目的、あるいはその役割を十分に果たしていないというふうな思いがしてならないわけでございますけれども、その身延町観光連盟を、これからどのような形で町の観光振興に取り組んでいくのか、お答えを願いたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この問題につきましては、観光課長からご答弁いたします。

○議長（穂坂英勝君）

観光課長。

○観光課長（赤坂次男君）

お答えします。

福与議員のご質問のとおり、身延町観光連盟は行政と身延山観光協会、下部観光協会、西嶋和紙工業協同組合と身延町商工会で組織され、先ほど言われましたように、連盟の会長には町長が、副会長には各団体の会長が、理事にはそれぞれの副会長で構成され、身延町内の貴重な歴史、観光資源等を活用し、宣伝や観光事業の振興に寄与することを目的に、平成17年8月18日に設立され、3年が経過いたしました。

設立後の取り組みとしましては、毎年度、事務担当者会議を開催し、各団体の前年度の事業報告と本年度の事業計画の内容を相互に確認し、情報を共有するとともに、毎年、県外において誘客宣伝の観光キャンペーンを行ってまいりました。平成18年7月には、日本橋富士の国やまなしに15人が参加し、また平成20年2月には同じところで13人が参加して、事業を

実施してまいりました。また、平成21年2月には静岡と浜松のコンコースで宣伝活動を予定しております。

今後、観光課は連盟の事務局として、団体相互の連帯意識の高揚と情報交換を促進し、併せて県観光部および富士川地域身延沿線観光振興協議会とも共同で、連盟の事業目的の達成のために観光客の誘客宣伝活動を展開し、入り込み客の増大を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

福与君。

○7番議員（福与三郎君）

私は目的の一番大切な、まず最初に取り組まなければならないと思うのは、この3町が合併をして、そして3地区でそういうふうな活動をして、今もなお、それが続いている。私は、この観光連盟の設立は、3地区の、いわゆる観光ネットワーク、これが一番大事なんではないかというふうに思うわけでございます。その構築を一刻も早くして、観光推進に実りのあるようなものにしていきたいということでございますけども、今、課長のご答弁ですと、事務局が集まって会議をしているということでもありますけども、やはり3地区のトップが集まって論議をし、そういうことをすることによって、それぞれの利害、得失そういうものがあるかと思えますけど、それをすることによって、そういう壁を乗り越えて、いわゆる観光の発展につながっていくというふうに思うわけですね。例えば、身延山へ観光ツアーが団体でたくさんまいります。これは信者でもなければ、お参りだけして帰るといふふうな団体でしょうけども、その方たちが身延山を参拝して、どこへ行くかという、石和温泉へ行ってしまふんですね。一泊で。それが非常に、私はもったいないというふうに思うわけです。その団体を、車1台でも2台でも下部温泉へ向ける、こういうふうなことが大事であって、そのためにはやはり、このネットワーク、3地区のトップが常に相談をし、議論をしながらやっていくというふうなことが、非常に大事であろうかと思うんですけど、そのへんは、課長の考えはどうでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

観光課長。

○観光課長（赤坂次男君）

お答えします。

先ほど、町長のほうからも回答がございましたように、3町が合併しまして、それぞれの旧町の核がございます。その3つの核を、先ほど町長から話がありましたように、点から線へ結ぶ、そのような中で、観光課としまして、来年度へ向けまして、当年度末に、福与議員さんが言われましたように、観光連盟のトップあるいは事務局等と会議をもちまして、新年度に向けての体制を整えていきたいと、こんなふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

福与君。

○7番議員（福与三郎君）

ぜひ、基本的なスタイルとして、そういうふうな形で、これから進めていっていただきたいと思えます。このことが非常に大事でありますし、また人的な交流も、そこから生まれてくる。そうすると、また仕事もしやすくなるのではなからうかと、こんなふうに思っていますので、どうぞよろしく願いを申し上げます。

それでは、3番の質問に入らせていただきます。

中部横断自動車道の開通は、身延町の再生が大いに期待されるところでございます。経済の活性化はもとより、緊急医療時における安全搬送の確保、地域間交通の利便性の向上等、一刻も早い開通が望まれるところでございます。そしてまた、そのことは身延町観光振興にとりましても千載一遇のチャンスであり、行政は果敢にその対策、受け皿づくりになろうと思っておりますけれども、これに取り組んでいく必要があるのではなからうと思っております。そういった政策がなければ、この高速道路はただのストロー高速道路になってしまうのではないかというふうな危惧もいたしております。そしてまた、この高速道路の活用によっては、町の衰退を招くというふうなことになるような感もいたすわけでございますけれども、町長の中部横断に対する構想をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま、中部横断自動車道についての質問でございますが、中部横断道につきましては、前依田町長さんが、この地域の推進の活性化の委員長でございました。推進の委員長でございました。長年のご努力をいただいたおかげで、町内の大門山トンネルにつきましては、本年度中に工事の発注という、目処もついてまいりました。そして町内への活性化インターチェンジの設置につきましても、徐々にではございますけれども、目処が立ちつつあるという報告をさせていただきます。と思っております。

おおむね10年後に中部横断自動車道が開通をしますと、特に首都圏、あるいは東海、上信越地方との時間短縮による効果が大きく、物流や交流圏域の拡大がなされ、本町の産業立地や広域的な観光産業の発展、平成21年の7月に開港予定の富士山静岡空港利用者の入り込み客など、地域活性化に寄与する効果が大きく期待をされております。

本町には核となる観光地が、西嶋和紙や句碑の里等の中富エリア、あるいは先ほども話しましたとおり下部温泉郷、あるいは湯之奥金山の下部エリア、または身延山で133年ぶりでしょうか、五重塔が再建されたという身延エリアなど、大きなエリアがあることは当然でございますが、中部横断自動車道の開通によって、それぞれ遠隔地から本町に多くの観光客が訪れていただくことが可能になります。しかし、東名高速道路と中部横断自動車道のちょうど中間に位置するわけですけれども、身延町が単なる通過点になってしまつては困ります。したがって、和田地内に要望しております地域活性化インターチェンジ、あるいは下田原地域に要望しております活性化インターチェンジを下りたときに、さらに八木沢に決定をされております、仮称ですが、身延インターチェンジを下りましたときに、それぞれ特色ある地域滞在型の観光振興を目指していかなければならないと、こういうふうにも考えております。

そのために平成18年身延町議会第3回定例会において、産業常任委員会の行政視察研修結果が報告をされ、その中で佐久市から佐久穂町間の新直轄区間になったがために、この間に4つの地域活性化インターチェンジの建設が認められると。本町でも地震時対応や緊急災害時の搬送の時間の短縮を考慮するなどして、使えるハイウェイの実現を目指して、さらには地震時に町の南部、中部、北部の移動が可能な活性化インターチェンジの設置が必要であるとの報告が、ただいま議長さんが、その当時、委員長さんとして報告がなされました。そして、ご案内のとおり、皆さん、全員の承認をいただいた経過もでございます。

すでに決定しております身延インターチェンジ（仮称）と併せて、和田地内に要望している地域インターチェンジと、下田原地内に要望している地域インターチェンジを設置することが工場誘致など、身延町の将来計画や体制に絶対条件であると考えますので、この実現に向けて、全力を投入してまいりたいと考えております。議員各位のご協力と、強力なご支援をいただきますことをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（穂坂英勝君）

福与君。

○7番議員（福与三郎君）

思いましたところは、同じ思いでございます。しかし、企業誘致のお話が最後の段階で出てまいりましたけれども、この中部横断自動車道が開通される予定の10年後、これは日本経済が果たしてどうなっているのかなということを予測するのが非常に難しく、しかも今までの定期計測から申し上げますと、企業誘致、非常に難しいんですね、これ。なかなか成功するには大変だというふうなご意見がございます。そんなことを考えたときに、まず地場産業ともいえる観光産業、あるいはこれからでございますけれども、観光と融合した農作業、これへの進展に取り組むことが大事なのかなと、こんなふうに思っております。高速道路開通に標準を併せまして、そういう受け皿を整備する必要が経済発展の要因となるというふうに思うわけでございますけれども、その点につきまして、町長のお考えをお伺いします。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

議員のおっしゃるとおりでございます。その方向で考えさせていただきたいと思えます。以上です。

○議長（穂坂英勝君）

福与君。

○7番議員（福与三郎君）

どうぞ、よろしくお願いを申し上げたいと思えます。

それで、政策提言というふうな大それた表題を付けてしまったわけでございますけれども、その受け皿、自動車道ができるに向けて、受け皿につきまして、これから3点ほど、提言をさせていただきたいと思うわけでございますが、第1点といたしまして、これは和田地内にインターチェンジが建設されるということを前提にして、ちょっと、このお話をするわけでございますけれども、町内のインターチェンジの名称を身延山および下部温泉、そういうふうに名称を付けることによって、身延町の全国的に向けたPRも効果があるでありましょうし、また観光客の誘致、その増員が非常に図られる。また、観光振興の上でもいろいろな手立てができてくるというふうに思うわけでございます。この名称については、今まで関係機関へアプローチしたことなどがあるのでしょうか。また、そういうふうな検討をしたことがあるのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この問題につきましては、担当の建設課長に答弁をいたさせます。

○議長（穂坂英勝君）

建設課長。

○建設課長（柴原信一君）

町内インターチェンジの呼称についてのご質問であります。現在、上八木沢地内に身延インターチェンジ、仮称であります。整備計画の中で設置することが決まっております。本町のまちづくりには、使い勝手のよい道路を整備していただくのが先決でありまして、身延の南部、北部に地域活性化インターチェンジの要望をしているところでございます。

つきましては、観光立町を目指す中で、本年11月10日、国土交通省に対しまして、地域活性化インターを含め、身延、下部、中富、身延山等の名称使用をしていただきたい旨の要望はしております。ただ、名称につきましては、供用開始の1年から2年前に決定すると同っております。また、町長から特命事項として指示を受けております。今後も観光等に寄与できる名称にするよう努力してまいり所存でございます。

○議長（穂坂英勝君）

福与君。

○7番議員（福与三郎君）

非常に重大なことであろうかと思っておりますので、ぜひ、この実現に向けて、ご努力をなさっていただきたいと、こんなふうをお願いをいたしておきます。

それでは2点目といたしまして、平成18年に町が実施したところの地域資源活用推進事業の中におきまして、今まで日の目を見ない、いわゆる資源および文化財がいっぱいあるわけですね。これを、このまま埋没させるのはいかにも惜しい。この有効活用の対策を一刻も早く検討しなければならないと思うわけでございますが、まず、そこで1点、代表的な文化財でございます、丸畑の微笑館および八日市場の歴史民俗資料館、これについて、直近でよろしいですから、直近2年ぐらいの運営状況を、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この問題につきましては、教育委員会の所管でございますので、教育委員会のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（穂坂英勝君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは、お答えさせていただきます。

議員さんのおっしゃる微笑館および歴史民俗資料館の運営状況ということですが、まず木喰の里、微笑館についてですが、運営状況につきましては、現状、臨時職員1人を配置しまして、入館者の対応や日中の施設管理を行っております。

利用料をいただいた年間の入館者数については、平成8年度以降のデータが残っておりますけれども、平成10年度の約3,700人をピークに、減少傾向にあることは確かであります。平成16年度以降については、約2千人から2,500人の間で推移しております。

次に歴史民俗資料館の運営状況についてですが、現在は常駐の職員はおりません。入館希望者については、事前に担当課のほうに電話等をご連絡いただき、施設を所管する文化財担

当と日時を打ち合わせていただきまして、その都度、開館しまして見学していただいております。また、隣にあります大聖寺さんに鍵の保管等をお願いしておりますので、急な来館者への対応をしていただくこともあります。

年間の入館者数ということですが、やはり利用料をいただいた方の年間の入館者数については、平成13年度以降のデータでございますけれども、平成13年度の459人を最高に、近年は100人前後の利用者数となっております。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

福与君。

○7番議員（福与三郎君）

資源の周知、あるいは展覧は来館者の立場に立って利便性の向上、そしてまた立地等を考慮しなければ、その目的を達成することは非常に難しい。おおぜいの人に来ていただく、そして見ていただく。そのための有効活用手法として、資源の融合、あるいは資源を1カ所に集めて、おおぜいのお客さんの目にとまるようなところで見てもらうということが考えられるわけですが、ただいまのご答弁で、微笑館、年間2千人から2,500人と。そして、歴史資料館につきましては、年間100人ということでございます、2千人といえますと、1日10人にも満たないわけですね。私は、いわゆる観光振興の観点から、すべて言っているわけですが、そういう立派な文化財をおおぜいの人目にとまることにおいて、そして見てもらう。そして、そこにそれがあるから行ってみたいというふうな形にしなければ、また、その文化財自身もかわいそうな気がするわけですね。微笑仏さまも笑っておられるわけですが、内心は怒っておるのではないかなというふうにも思うわけですが、

そんな意味で、この丸畑の微笑館、微笑館というのではなくて微笑仏を、金山博物館へ移設したらどうか。そしてまた、歴史民俗資料を西嶋の和紙の里へ併設したらどうか。それをするによって、おおぜいの人に見てもらえるし、そのもの自体が生きてくるのではないかと。そして加えて、それが、いわゆる観光振興につながっていく、観光振興の1つのシンボルになるということにもなるのではないかと、この点については、移設・併設の点についてはいかがでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

ただいまの福与議員のご質問については、丸畑の微笑館と八日市場の歴史民俗資料館の収蔵品を1カ所に集約し展示することでそれぞれの施設の抱える問題を解決し、来館者の利便性を高めることにつながるのではないかと、お趣旨を理解した上で、お答えさせていただきます。

例えば、微笑館について考えますと、多くのお客さまに足を運んでいただくには、第1に立地条件に難がありまして、利便性に欠ける地であることは、おそらく誰もが認めることであろうと思います。現状の道路条件では、普通車同士のすれ違いも容易でない道でありますから、幹線道路沿いにある施設に比べまして、来館希望者には大変ご迷惑をおかけしている面がございます。

一方、そのような立地条件にあいながらも、年間2千人を超す方々に訪れていただいておりますので、そのすべてではないにしても、微笑館が木喰上人のふるさと丸畑に立地するがため

に付加価値が生まれ、足を運んでくださっていると考えられないこともありません。

文化財は、その土地で、そのときの歴史や風土、人々の生活といったものの中から生まれてまいりました。その場所にあるからこそ、付加価値が高まったといったこともありますので、その点にも配慮する必要があります。

また、歴史民俗資料館につきましては、旧中富町の施設として整備運営されてきましたので、その展示内容も中富地域に依頼するものとなっております。教育委員会としましては、新町の施設として運営するために下部地域や身延地域の歴史、資料の収集展示を検討していく必要があるのですが、既存施設の展示スペース、また収蔵スペースの問題もありまして、容易にことを進める段階ではない状況でございます。

ご質問の趣旨につきましては、以上の点も考慮しつつ、既存の公共施設の利活用、あるいは新たな施設整備等の可能性も探りながら、町の財政面で許される状況が訪れた際には、将来的な課題として、施設のハード・ソフト両面での機能強化を図りつつ、また観光振興の視点も含めながら、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

福与君。

○7番議員（福与三郎君）

発想の転換が、私は必要ではなからうと思います。例えば微笑館、十分な人数ではないかとおっしゃいましたけども、中身、私、調べたわけではありませんから分かりませんが、マニアックな方たち、プロの方たち、そういう方たちが訪れているのではなからうかと思うんですね。彫刻家とか。そういう専門性を持った人たちが訪れている。一般の方は、そうないのではなからうかというふうに予想するわけですが、とにかく、こうなんだからというふうな理由づけでなくて、新たに、これを何か発想の転換をもって、変えていくというふうな、いわゆる先を見て政策を考えて、企画していただきたいと思うわけでございます。

当然、これをつくられるときには、おそらく民俗資料館もそうですけども、その地域の活性化ということも、造るための重大な要件にはなっていたとは思いますが、いまや、そういうふうな時代ではなくなってしまったということの時代ですので、ぜひ、これは前向きに検討していただいて、私はすべて、お客さま、来館者の立場に立って考えていただきたい。この人たちに対応するために、どうしたらいいのかということで、ぜひ進めていただきたいと、こんなふうに思います。

それでは、次に移らせていただきます。

観光客増員は、既存の観光資源のレベルアップを目指すことができないわけですが、それと同様に埋もれ、眠れる観光資源を発掘、再開発することも新たな経済効果を生み出し、観光産業、観光商業等の経済活性化には不可欠だろうと、こんなふうに考えております。ここで、JR身延駅の小高い裏山、金六山には丸山公園がございます。山頂には身延線創設50周年を記念して、昭和38年に建てられた高くそびえる記念塔があります。塔の下には富士身延鉄道創設の功労者6氏、小野金六、根津嘉一郎、堀内良平、河西豊太郎、小泉日慈、小野耕一の共同ブロンズ像が飾られ、永遠にその偉業を伝えられているところでございます。

東海道線は明治22年に、次に中央線、新宿甲府間が明治36年に開通をいたしたわけですが、この両幹線を結ぶ山梨県の郷土の動脈を、これらの方々の達見と努力によ

て、ようやく昭和3年に全線が開通したわけでございます。以来、モータリゼーションの到来に及び昭和40年代の後半までの身延駅の乗降客でございますけども、昭和39年度には年間乗車客が87万6千人、年間観光客24万9,500人でございます。町の観光の観光産業の大発展にこれがつながっていき、身延町の経済発展の礎を築いたといっても過言ではなからうかと思えます。このような歴史と伝統のある身延線創設者、6氏が顕彰されておりますところの丸山公園が、現在は塔のみがそびえ立つ、荒れ果てた荒原のような状態になってきております。

そこで、今まさに中部横断自動車道の開通を目の当たりにして、自動車による観光客の誘致、併せて身延線による観光客の誘致増大を図るために、この公園の整備は大きな柱になるものと、こんなふうと思うところがございます。これにつきまして、早期に整備に着手をされまして、地域開発の中での観光振興、そんなものを図っていく必要があるのではなからうかと思うわけですが、ご見解を伺いたいと存じます。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

同じく観光課長から、答弁をさせます。

○議長（穂坂英勝君）

観光課長。

○観光課長（赤坂次男君）

お答えします。

ご質問がありましたように、その場所は通称、丸山公園とっております。旧身延町誌を見ますと、福与議員が言われますように高くそびえる記念塔は、身延線創設50周年を記念して立てられたものであります。富士身延鉄道創設者の功労者の偉業が伝えられている場所でございます。

丸山公園を公園化する際には、全山をいわゆる桜のような樹木を植栽して美観を図り、身延線が80年前に開通し、当時の面影を復元して先駆者の功績を顕彰することを兼ねたものだと思いますが、このように全山を公園化として大規模な整備を図るとなると、財政状況から現実には厳しいものと考えられます。しかし、中山間地域総合整備事業で開設しました農道入り口から、頂上までの山道を間伐材等で整備や頂上にベンチの設置等で、地権者等のご協力がいただければ、今後、検討とさせていただきます。

○議長（穂坂英勝君）

福与君。

○7番議員（福与三郎君）

たしかに、このたびできました集落道からいきますと、頂上へ5分くらい、5分もかからないかと思えますけども、行けるわけでございます。これの登山道を整備するのを検討するということですね。もっと大事なことは、やはり頂上の面積もそんなに広くないんですけども、この整備、公園化することが大事でありまして、登山道の整備なんて言いますと、いわゆる地域力、地域のみなを集めて、これを整備することはそんな難しくはないですね。ぜひ、そうではなくて、頂上の整備をひとつ検討していただきたいと思うわけでございますけども、この公園が整備されることによって、身延駅にいるお客さまの滞留時間が非常に長くなるという、



そういう延長が図られていく、それによって、また商店街の活性化、そういうふうなことでありますし、また商店街の活性化が成し遂げられるということは、町の経済発展にもつながるといふ連鎖でございますので、ぜひ、いわゆる町が投資するのを、将来、十分、その見返りがある、還元がされるというものは積極的に投資をしていただきたいと、こんなふう思うわけでございますが、時間がありませんので、次へ移らせていただきます。

同じように、いわゆる資源発掘による観光振興事業でございますけども、下部温泉郷の分源泉には湯権現、また温泉宮と呼ばれる熊野権現神社の本殿がございます。この社殿は乱石積み  
の基壇上に自然石の礎石を築き、井桁に組んだ土台の上に建てられた東面する三間社流れ造りでございます。檜皮葺きの社殿でございます。現在は覆い屋によって保護されております。また、この傷み具合は原型を留めないほどの傷みでございます。

創建は天正2年、1574年の棟札がございます。昭和48年に町の指定文化財に登録をされております。歴史と伝統のある、この神社は下部温泉郷の守り神として、今もなお、松葉杖奉納祭、そしてまた脈々と伝えられているところの伝統芸能、太々神楽などが奉納、また奉行されていると伺っております。これにつきましては修復・再建、町の単独ではなかなか難しかろうと思うわけでございますけども、県および国の文化財指定ということの推進をされまして、この遺産を修復・再建、そしてまた下部の観光拠点の一角として復活をさせたい。そして、下部の来客の低落傾向にあるわけでございますけれども、この下部温泉郷の再生の起爆剤としたいというふう思うわけでございますけれども、ご見解を伺わせていただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

同じく教育委員会所管でございますので、委員会で答弁をいたさせます。

○議長（穂坂英勝君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

お答えさせていただきます。

下部温泉郷に所在する熊野権現神社の本殿は、議員さんのおっしゃるとおり、昭和48年4月1日に町の文化財に指定されております。棟札等の内容からしますと、町内に現存する建造物の中では、最も古い時代に属するものといえると思います。そこで、ご質問の趣旨、県あるいは国の文化財指定の認定を受け、補修工事をして、新たな観光資源の拠点にということでございますけども、教育委員会としましても、県指定への可能性を探るために平成18年度に県教育委員会の担当職員と建造物の専門家が来町した折に、現状を見ていただいた経過がございます。その際の話ですけども、県指定の可能性は非常に高いと、可能性はありますけども、現状では傷みが大変激しく、このままでは価値が損なわれるので、まず、その前提として、文化財としての修復を施してほしいとの回答でございました。

流れとしましては、現状の町指定文化財として修復工事をした上で、県指定へ向けた手続きを行うということになります。また、指定文化財の修復は所有者、いわゆる管理者が主体となつて行うことが原則となつておりまして、これに対して、町の指定文化財の場合は、町が指定に基づいて修復費用の一部に充てるための補助金を交付することとなります。当然、所有者側の費用負担が発生しますので、資金計画等を十分、検討していただく必要があります。所有者側

においても、現在、その修復等を苦慮しておりまして、資金計画等に向けまして、基金などを設けるなどしながら、検討をしまっているようにございます。

町としまして、今後も修復、あるいは県指定へ向けた取り組みにつきまして、所有者等、十分、協議を交わしながら、意向も確認しながら教育委員会としての支援を行ってまいりたいと思っております。

それから国の指定ということですが、まず順序がありまして、まず町指定、今、現状、町指定ですから、次に県指定の段階を踏むことによって、国の指定ということで、順序が原則となっております。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

福与君。

○7番議員（福与三郎君）

時間でございますけども、少々。これは最後のNPOにつきましては、また次回とします。このところだけ、ちょっとお願いをしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

発言を認めます。

○7番議員（福与三郎君）

分かりました。

実は今、大野山本遠寺、そしてまた五重塔をやっている、この設計管理者は同じ会社なんです。財団法人 文化財建造物保存技術協会というところで、測定管理をしているわけですが、この方が、先ほど石部議員に聞きましたところ、4月に、これを見に行っているというんですね。そして、なかなか、これだけのものは近年、見当たらない。安土桃山時代でしょうか、そのへんの時代のものであるということで、その文化財ですし、建築物としての価値がすごくあるというふうな、お話を聞きました。

たしかに修復・再建となりますが、地元負担が7割というふうな話を聞きました。3割が補助金で、7割が地元負担。これですと、ずっとできないわけですね。私も、大雑把ですけども、関連修復、再建ということになりますと1億円にはいかないけれども、その近辺もかかるではないかということになりますと、地元負担が7千万円とか6千万円ということであれば、これは修復再建が不可能ということになりますね。このへんも見据えて、積極的にこれを、県、国の指定をされるように頑張っていたきたいと、こんなふうに思うわけでございます。

最後に1点、富士山、金山の世界遺産の話でございますけども、富士山を含めた中で、甲斐金山遺跡、中山金山、これの世界文化遺産登録に向けて、今まで身延町も頑張ってきたわけですが、先月の11月27日ですね、県学術委員会によって、これは富士山と非常に関連付けが難しいということで、関連に外されてしまったわけですが、この継続ということは、もうされないのか。これで終局というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

富士山の世界文化遺産登録ということで、資産候補の中に富士山と関連付けているわけですが、一応、金山につきましては、文化財として、関連性が薄いというようなことで、資産候補

から外れました。一応、今回、外れましたので、復活することはたぶん、ないと思っております。

○議長（穂坂英勝君）

福与君。

○7番議員（福与三郎君）

質問を終わります。延長をさせていただきます、誠にありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

以上で福与三郎君の一般質問が終わりましたので、福与三郎君の一般質問は終結いたします。一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は、午後2時20分いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時20分

○議長（穂坂英勝君）

再開いたします。

一般質問を行います。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

まず、最初に望月町長におかれましては、身延町長ご就任、誠にめでとうございます。お祝いを申し上げて、質問に入らせていただきます。

私は2点について、質問いたします。

今回は12月議会ということで、本来だったら1年間の予算のことで、いろいろ質問の準備をしたんですけども、やっぱり新しい町長さんに、これからまちづくりをどういうふうにしていくのかということで、重要な点、2点を中心にお聞きしたいと思っています。

まず、最初に学校の適正配置について、質問をさせていただきます。

8月、身延町立小中学校適正配置審議会から町立小中学校を適正規模、適正配置にするための答申書が町へ提出されました。これによると、身延町では児童生徒が少なくなるので、10年後には小学校2つに、中学校を1つにすることが望ましいという内容でした。これは国や県がこうしてはどうかという指標に、数字だけを当てはめたものです。たしかに全国各地では、学校を統廃合しようという状況になっています。それは、市町村合併という流れの中で起きていることですが、全国の市町村では、その矛盾が表れていることも事実です。

自民公明党による政府は、2010年までに1万人の教員を削減することを閣議決定しました。そして教員を削減する手っ取り早い方法が、学校の統廃合なのです。学校を潰すことなのです。財務省の財政制度等審議会は、学校規模の適正化だといひ、政府の教育再生会議は学校の統廃合を推進する市町村を、国は支援をするといひています。政府は今年になって、閣議で学校の適正配置を決定しました。この決定は、8千人程度の住民に対して、1つの中学校があることが行政として採算がとれる、効率的だというものであり、子どもの教育にとって、どういう規模の学級が適正か、子どもたちにとって学びやすい、学力が身につく学校はどう設置することが必要かと、子どもを中心に考えたものではありません。それを身延町に当てはめれば、

身延町には小学校が2つ、中学校が1つあればいいということになるのです。これが適正なのでしょうか。単なる数合わせだけでなく、その地域の環境に合わせた学校の配置が本当の意味での適正配置だと思います。

そもそも、学校とは教育の場であることはもちろんですが、地域住民が集うことのできる地域文化の核でもあります。子どもたちを中心にした行事、いろいろな文化行事、お年寄りの集う場、家族が交流し合える場、地域と深く結びついた地域のシンボル、地域の拠点、それが地域の核となって、地域社会を維持する拠点、それが学校ではないでしょうか。身延町の小中学校は地域が育み、地域住民とともに歩んできた歴史ある学校ばかりです。学校の歴史は地域の歴史でもあります。地域の人々が学校をつくり、学校が地域の文化を育む、まさに学校は地域のシンボル、学校は地域文化の拠りどころなのです。

過疎化が進む中では、学校がなくなることによって過疎化へ、さらに拍車がかかるでしょう。児童生徒も減り続けているのも現実です。しかし、数合わせで学校をなくしていいのでしょうか。学校のなくなった地域に、若者が住み着いてくれるでしょうか。火を見るより明らかです。過疎化が進む身延町だから、必要なのは地域に現在ある学校を存続させ、荒廃した世の中だからこそ、豊かな自然に恵まれた、おらが地域の学校が必要なのではないのでしょうか。

心の豊かさを求めている若い人は、増え続けています。そういう中において、豊かな自然環境に恵まれている身延町を全県・全国に発信し、人口増加策を展開していくことが、為政者の責務ではありませんか。いったい、行政はそのための努力をどれだけ、しているのでしょうか。私は残念でなりません。町の活性化を考えたとき、学校の統廃合の促進は、政治力のなさをみずから認めるものでありませんか。各地域に現在ある小中学校を核として、若者たちが移り住み、何よりも宝物である、わが子を豊かな自然の中で育ていける学校が必要なのです。人数が少ないから統合し、廃校していく政治は、教育環境をまったく無視した論議ではないのでしょうか。学校がなくなれば、若い人たちは、その地を去っていきます。学校がなくなると、若い人たちが住める要素もなくなるのです。

地域文化の拠りどころ、地域のシンボルである学校は統廃合するのではなく、存続すべきであると私は考え、まず1点目、基本的な町の考え方として、お尋ねをいたします。

- 1．学校と地域の関係について、町の考え方をお尋ねいたします。
- 2．学校の統廃合で、今以上に児童生徒数が減少すると考えるが、町の考えは。
- 3．少人数教育の弊害は、学校間の交流を通じて解消できるのではないか。行政として、そのための努力が必要だと思うが、現状では検討しているのかどうか。

以上、3点についてお答えください。

○議長（穂坂英勝君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

渡辺文子議員の一般質問にお答えいたします。

まず、経過なんですけども、児童生徒数の減少というのは、全国的にも減ってきております。少子化でございますが、町内の小中学校の小規模化、過疎化が急激に進行しておりまして、学校の運営や教育活動に、さまざまな課題が生じております。仰せのとおりでございます。

このような現状を受けまして、昨年5月に小中学校適正配置審議会を設置し、本町の小中学校の適正規模、適正配置等について諮問したところ、8月22日に、これらに対する答申がご

ざいました。

教育委員会としての考え方でございますが、一定規模の集団の中での生活を通して、互いに学習意欲を高め合い、規律や規範意識を学び、多様な人間関係を築き、心身ともにたくましく、社会に柔軟に対応できる人材を育成することが必要と考えられています。このため、答申を真摯に受け止め、この実現を目指し、よりよい教育環境のもとで教育活動を展開するため、総合計画をはじめとする各種計画と整合性を持たせ、また財政状況を勘案しながら、町民の皆さまとよく話し合い、適正規模の学校を適正に配置することを目指しております。

以下のことについては、学校教育課長のほうで。

○議長（穂坂英勝君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

今、町の考え方については、教育長のほうから答弁させていただきました。

こういうような諮問をしなければならない現実というのを、渡辺議員もお分かりいただいていると思います。児童が1学級2人しかないというようなことの中で、たしかに学力面では、それなりの力がつくかもしれませんけども、例えば人間関係の醸成という面については、やっぱり、ある程度の数の中で切磋琢磨したほうがいだろうということで、審議会の委員さんも町なりの適正な規模の数を出したわけです。ただ、文科省がいう数字合わせというわけではありません。10回にわたっての会議を重ねて、その中で身延町では現状、それからこれから推移していく児童生徒数の中で、どういう規模がいだろうかということを長い間にわたって討論をして、最終結論を見出したわけであります。

学校間の交流というようなお話もありましたが、すでにそのようなことについては、例えば修学旅行を一緒にするとか、社会科見学はどここの学校と一緒にするかというようなことで、すでに、そういうようなことはしておりますが、やはり、ある程度の規模の中で、交流ができる、そういうことを求めて、今回の答申が出されましたし、それに向けて、町も新たなものを構築しようとしているような状況であります。

以上です。

○12番議員（渡辺文子君）

1点目、答えていないんですけども、学校と地域の関係について、町はどう考えているかという。

○議長（穂坂英勝君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

学校と地域の関係というのは、なかなか難しいものがございます、今も渡辺議員のほうから、冒頭、述べられたように、たしかに文化とかということになりますと地域でございます、ただ、子どもたちのためを思うこと、本当に思うことは何か。やはり、子どもたちのことを本当に思うのであれば、誕生から成人まで、人格の形成された人をつくる、これが一番重要ではなからうかと、私は思っております。でありますので、地域の関係というのは、なかなか重要性が増すものでございます。このへんのところが、誤解を招きますと、いろんな弊害が出てくると思いますけども、これにつきましても、町民の皆さま方とお話し合いをしながら進めていきたいなど、こう思っています。

○議長（穂坂英勝君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

児童生徒数がこれ以上、減少する、統合することによって進んでいくのではなからうかということではありますが、先ほども教育長からも申し上げましたとおり、各種の計画とも整合させて、これからも進めていくということにしております。すでに町でも定住促進の関係などで、若者に定住をしていただくということも力を入れておりますし、それから企業の誘致などにも力を入れております。これから、中部横断道が整備されるというようなことも、もちろん伝統において、これから答申を真摯に受け止めた統合計画をつくっていかうというようなものがあります。

少子化というものは全国的でありまして、一身延町だけの例ではないわけではありますが、やはり、そういう中で、渡辺議員も安心してお産ができる病院の配置とかということで、いろいろ、ご意見をいただいているようでありますから、そういうものをすべて網羅した中で、当面、今の児童生徒がお互いに切磋琢磨して、やっていける範囲の中で進めていこうというのが、これからの町の考え方であります。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

少人数教育の弊害ということですね。長所と短所がありまして、少人数教育というのは、例えば優秀な子どもは、小さな少人数で上にお兄さんがいますと、それにつられて、ほかの下級生は向かっていきます。ところが逆に、ちょっと荒っぽい子になりますと、逆にそっこのほうに、すぐなびいてしまうということがございます。ですから、このへんのことにも噛みしめて、この答申は出されたと思いますけども、やはり少人数でやるのがベターなのか、大きな器にしてやるのがベターなのかということで、すごく、10回も意見を交わしたと思います。しかしながら、適正配置でございますが、これは適正配置のことを言っており、適正規模となると、それは違うということで、おそらく委員の皆さん方も胃を痛めたと思われま。

少人数教育の弊害と申しましたけども、弊害というのは、今言われたことでございまして、もう1つには人格の形成が成り立つには、とても難しいと思われま。やはり、皆さんと一緒に切磋琢磨し、そして勉学に励み、そしていろんなことを聞き、学びというようなことが重要ではなからうかと、私は思っております。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

まず、学校と地域の関係についてということで、お尋ねをしたんですけども、子どもたちにとって、どうなのかということで、地域との関係というのは明確なお答えをいただけなかったんですけども、そうすると小規模で学ぶ子どもたちは、学力の問題はちょっと、さておいて、社会性とか人間関係で、問題があるというような見解なんですか。だから、こういう点で地域との関係ではなくて、子ども中心に考えるということで、お答えをいただいたような、私はそういうふうを受け取ったんですけど、それでいいのかどうなのかということと、それから

2点目、学校の統廃合で、今以上に児童生徒が減少すると私は考えるけれども、町としては、それに対してどうなのかということに対しては、定住、住宅とか企業の誘致ということで、なんかお答えが噛み合わないような気がするんですけども、今、そういうふうに学校をなくしてしまうと、今以上に子どもたちが減ってしまうのではないかと。まちづくりのためには、それはよくないのではないかとということをおっしゃるんですけども、それについて、もう1回、お聞きしたいと思います。

3点目は、先ほどお答えがあったからなんですけども、少人数教育で、前に私が一般質問する中で、単に統廃合ということだけではなくて、子どもが少ないということもあるんですけども、統廃合ということだけではなくて、少人数の学校同士、学級同士が連携をとって補いあうようなこと、それも選択肢の1つに付け加えていただきたい。ただ、統合先にありきではなくて、それも選択肢に付け加えていただきたいということで、お願いをしてあったんですけど、そのことに関して、今、しているとおっしゃったんですけど、それは単にしているということであって、統廃合に関わりがないということで、しているというふうに理解したんですけども、それでよろしいでしょうか。私はなんか、統合先にありきで、そういうような、せめて残したいという努力の中で、こういういろんな努力が出てくる、そういう実績も出てきていると思っています。そういう意味で、全国的にもやっぱり、地域にとって学校は必要だから、どうしても残したいという工夫の中で、いろんな取り組みが出てきたと思っています。そういう意味で、この3番目はそういう実績、そういうものが残したいという気持ちの中から出てきているのかどうかというのを確認したいと思います。再質問をお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

教育長、3点について、まとめてご答弁願います。

○教育長（佐野雅仁君）

まず、子どもを中心に考えるかどうかということですか。私は、子どもを中心に考えています。ですから、このような答申が出てきたはずなんです。身延町の、今の規模でいきますと、1中1小というのが普通なんです。

それから2番目の、今以上に減ってしまうという懸念があるというご指摘でございますが、考えられないことではないですね。というのは学校がなくなってしまうと、学校が遠くなるから、要するによそに行ってしまうという言われ方が、ある意味では考えられますね。しかしながら、そういう人たちが全部かということ、そうではない。さっき、議員さんが言われたように、地域でということがございますね。これはやはり、地域の人たちが今度は説得するか、こうだよというのか、その子どもたちの親がこの地域に残ってくれということをおっしゃるのか分かりませんが、そういうことは、否定はできません。ですから、リスクもあるということですね。

もう1点、少人数教育の学校同士で、総合ありきで残したいことを考えたことがあるかどうかということですが、十分、考えたと思います。答申の人たちは、いろいろ、やる中で、法の中で動いてくるわけございまして、その中に文部科学省ではこうですよ、山梨県ではこうですよということを全部かみ合わせながらやってきた答申が、こういう形できたわけですから、それを考えないのかというのは、私に言わせれば愚問にも等しい話であって、答申を受けて、その委員さん方は、本当に真剣になって考えたはずですよ。そして、最後に出た答えが1つの中学、2つの小学校でやむを得ないところへいったんではなからうと思います。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

最後なんですけども、どうも質問と答弁が噛み合っていないような気がするんですけど、最後なんですけど、別に考えていないことはないのではなくて、それはもちろん、十分考えたと思うんです。ただ、それを実行にきちんと移して、努力をしてみたかどうか。その結果、こういう形になったというところが見えてこないということなんです。もちろん、それは考えるでしょうね。誰だって残したいですから。ただ、そのための努力がどうだったのかというのが、私はちょっと見えていないんじゃないかと。あらゆる努力をしてみて、その結果、駄目だったのかどうかという、その努力の過程を聞いていました。

それから教育長には、3回目なので、あと町長に対して、もちろん教育委員会とは別なんですけども、最終的な予算の執行とか、そういうことで決断をされるということで、町長にこの質問について、総括的にお答えをいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

渡辺議員がおっしゃるとおり、所管が教育委員会でございますので、その点をまず、お断りを申し上げながら、答弁をさせていただきますけれども、先ほど議員は、審議会が数合わせというようなことをおっしゃられました。これは、議員そのものが、あとから、また話が出てきますけども、水道料金を審議会の委員さんであるというような部分を考えますときに、審議会です。一生懸命話し合いをして答申を出している、出てきた答申が数合わせでおかしいと言うのも私にはちょっと理解がしかねますけれども、それはそれとして、先ほどから学校と地域の関係、あるいは学校がなくなれば、子どもがなくなってしまうとか、おっしゃられておりましたが、もちろん学校があるほうが、その地域の皆さんがベターかもしれません。

しかし、私も6年前に、実は曙の小学校を廃校にしたときの張本人でございます。2年間で何が一番、印象に残っているかというような質問をされたときに、学校の統合が一番、私の印象に残っておりますと、私は答えました。学校を統合するということは、地域の皆さん、100年、あるいは100年以上の歴史の中で、自分たちの母校がなくなる、そういうような部分から考えますと、大変、切ないことは、私どもも十分、承知はしておりますけれども、本当に3人とか2人で、いい教育ができるのか。学校というのは、なんのためにあるんだろうか。子どものためにあるんだろうかというようなことを考えたときに、統合をさせていただいた経緯がございます。しかし、ここの統合に踏み切る手段としては、当然、地域の皆さんと十二分にお話をする中で、統合をさせてもらった経緯があります。

したがって、今回も答申をいただいておりますので、答申は当然、真摯に対応していかねければならないだろうし、また、そうすべきだろうと思っておりますけれども、地域の皆さんとも十分検討をして、教育委員会のほうでも進めていただければと。そのことによって、私どものほうへお金がいくらかかるからという部分がきましたら、またそのへんも検討させていただきたいと思っております。

あと1点だけ申し上げますと、学校がなくなれば、若い人が出て行ってしまうという議論の



ようですが、私も曙小学校の廃校、その前、若いときには大須成小学校の廃校等々で、本当に若い人と膝を交えて話し合いをしたときに、子どもは学校がなくなれば、ここに住んでいる。学校があるならば、1人や2人、あるいは3人の子どもをここで教育することはできませんので、外へ出かけて、よその町へ行って教育をさせます。それとかPTAにおいても、父兄が5人、6人でPTAとか、そういうのは成り立ちません。したがって、子どもは、ここに学校がなくなって、違う学校へ統合すれば、そこに住まさせていただきます、こういうお話もいただいたことも事実でございますので、念のために申し述べさせていただきます、答弁に代えさせていただきます。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

2点目の今後の・・・さっきの努力を。3回目で聞いたんですけど。両方の。努力をしたのかどうなのか。

○議長（穂坂英勝君）

質問は、町長ではなかったんですか。

○12番議員（渡辺文子君）

教育長と町長に。

○議長（穂坂英勝君）

教育長、分かっていますか。

○12番議員（渡辺文子君）

努力をしたのかどうなのかというところで。

○議長（穂坂英勝君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

出生者数などから見て、この問題は早くから学校をどうしていったらいいかということは、旧町時代からもそれぞれの町で、いろいろな問題がありまして、旧下部の中でも古関小中学校、その前に分校の廃校というようなこともありました。それから今、町長の答弁にありましたように、曙小学校などもありました。児童生徒数、出生数の推移を見ていきますと、その学校がいつまで持ちこたえられるかということを危惧したために、教育委員会も町長の命を受けて、審議会の条例をつくらせていただいて、答申をしていただいたというような経過がありますが、そういう中で各学校間においても、それなりの努力といえますが、教育課程の進み具合が数時間ずつ違うものがありますけども、そういうことで、どこまで、統合しなくても一緒にやっていけるかというようなことも模索したようなこともありました。現実の減少数が著しいがために、検討といえますが、努力よりも先に、そういう手を打たなければならないだろうという現実になったということで、これまでお話をしたようなことを対応させていただいたというようにあります。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

2点目の今後の方針についてということで、先ほど地域の住民の方たちとも話し合いをして

というお話を伺ったんですけども、具体的にはなんか出ているんでしょうか。どういうふうにしていくという。

○議長（穂坂英勝君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

今後の方針ということでございますが、答申の中には3段階方式により2小学校、1中学校とすることを結論としていますが、第1段階として提言された小学校2校、中学校1校を減じるところを前期の計画として位置づけ、町民の皆さまとよく話し合いを重ね、この実現に鋭意努力し、併せて第2段階、第3段階で提言された学校の統合のための事務を進め、最終結論のトータルを目指していきます。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

もちろん地域の方たちの了承というのは必要なんですけど、やっぱり当事者である子どもたち、それから親たち、それから教職員の皆さん、やっぱりいろんな人たちの意見を聞く中で考えていていただきたいということを要望いたしますけれども、その考え方はありますでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

私は財政のときは鬼といわれていましたけれども、今度、逆に立場になって仏さんになりますからね。ですから、そういうことは十分、頭の中に入っておりますので、ご安心ください。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

では2点目、水道料金改定について、お尋ねをいたします。

今、景気の後退が大きな社会問題になり、出口の見えない不況が進行しています。そんな中で、町民の生活もより苦しく、厳しいものになっています。水道料金を統一するための調整方針は5年ということで、特に中富地区においては、今まで以上の負担が増えています。この合併のときのサービスは高く、負担は低くという住民に対する約束が守られているとは思いません。旧中富町では、生活するのになくならない水道料金に、行政の力点が特に置かれていたからこそ、安い水道料金での住民サービスが行われていました。隣の町に住んでいた私は、町民の立場に立った素晴らしい施策に、町民の皆さんは本当に助かっているんだろうなと思っていました。その旧中富町長が身延町長に就任をされました。水道審議会でも、この統一のための水道料金改定について、議論をしている最中です。本当に水道の職員も、行政として本当に勉強をし、努力していることは理解をしています。しかし、この住民生活が厳しい中、値上げの方向に向かっています。住民が住みやすいまちづくりのために、水道料金の改定に対し、町民の負担が少しでも軽くなる施策は、とれないものでしょうか。町長にお答えをいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

渡辺議員の水道料金の改定の目的の質問に対して、お答えをいたしたいと思います。

まず議員におかれましては、議会代表として簡易水道の運営審議会委員ということで、ご活躍をいただいておりますことについて、まず感謝を申し上げたいと思います。

議員ご案内のとおり、平成16年の4月27日ですから、3町の合併前、その27日に調印をされました合併協議書に基づきますと、水道料金については現行のまま新町に移行して、そして合併後、5年を目途に適正料金を念頭にして、統一的な料金体系を構築する、こういう方針が3町、それから当時の合併協議会の皆さんで確認をされているところでございます。

これを受けて、17年11月21日に簡易水道運営審議会に水道料金の改定について諮問を行い、同18年4月25日に答申をいただいております。その後、審議会において健康で文化的な生活や、さまざまな社会活動を支えている必要不可欠な生活基盤施設として、重要な役割を果たしていることから、災害に強い水道施設を造りなさいというようなことから、町としても、それに向けて努力をしているところも事実です。

毎年、多額の資金を投入しております。さらに町民の視点から、公平性も勘案しなければならないというようにも、審議会で審議が行われてきたことも事実でございます。この結果、本町では水道普及率が高くなりまして、加入者負担金というのがもとはあったんですが、それを軽減するために、工事分担金については廃止をいたします。水道料金については、2段階にして改定することが望ましいとの意見集約が行われております。基本料金は現行のまま、超過料金について、1立米で100円に統一する内容にて、答申が行われています。この答申を受けて、18年9月の議会において、身延町簡易水道事業給水条例の一部の改正を議決していただきましたので、19年4月から超過料金に関わる水道料金の改定を行わせていただいていることも、ご案内のとおりでございます。

今回の簡易水道運営審議会に、料金格差是正と今後の水道事業の健全な運営を図るため、水道料金の改定について、平成20年7月17日に諮問を行い、すでに3回、議員さんも出席をいただく中で、開催をいただいております。年度内に答申をいただけるのではないかとということでもございまして、ただいま慎重に審議を行っていただいております。

その答申を受けまして、平成21年度に身延町簡易水道事業給水条例の一部改正、さらには町民への料金改定周知期間として、22年の4月分から基本料金を統一した料金体系としたいと考えております。財政需要の大変厳しい中であります。水道事業運営においても経費の見直し、建設コストの縮減を図るなど、経営の能率化に引き続き努めてまいります。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

もちろん水道審議会の中での論議は、ずいぶんしているんです。けども、やっぱり5年を目処に統一をする。どこに統一をするのかといったときに、だんだん上がってきている傾向にあるということで、本当に職員も努力して、いろんな策を提示はしています。その中で審議委員さんたちが論議しているわけですけども、私もその中でやっぱり、どうしたら住民の皆さん

が暮らしやすいまちづくりのための、水道の料金を決めていったらいいのかということで、本当に苦しんでいるというような状況の中で、やっぱり水はなくてはならないものですから、財政も厳しいですけれども、やっぱり出口の見えない不況の、これからまだ先が続く中で、どこに統一をさせるかという意味で、やっぱり住民の目線で、住民の皆さんの、あんまり負担にならないようにということで、政策として水道料金を考えていただけたらということで、今回は質問をしました。そういう意味で、今、質問をしたんですけど、そういうことで、そういう約束だからということで、やっているということであれば、もうこれ以上、質問しても仕方がないので、これで質問を終わりにしていきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（穂坂英勝君）

以上で渡辺文子君の一般質問が終わりましたので、渡辺文子君の一般質問は終結いたします。

日程第2 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長より所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

以上5委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、町長より追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

よって、追加日程第1として議題にすることに決定いたしました。

追加日程第1 追加提出議案の報告、ならびに上程を行います。

議案第117号 財産の取得について

同意第10号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理委員会の選任について

同意第11号 身延町大河内地区財産区管理委員会の選任について

以上3件を上程いたします。

追加日程第2 追加提出議案の提出理由の説明を求めます。

議案第117号、同意第10号、同意第11号について、町長。

○町長（望月仁司君）

追加提出のお認めをいただきましたので、財産取得の議案1件、財産区管理委員の同意2件について、説明を申し上げます。

議案第117号 財産の取得について

身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分を定める条例（平成16年身延町条例第50号）第3条の規定に基づき、下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

記

1. 財産の種類 物品（事務備品）
2. 物品名および数量 職員用パソコン90台
3. 購入金額 1,515万1,500円
4. 購入先 中央市乙黒158番2  
株式会社カルク 代表取締役 田中雅貴

平成20年12月16日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

身延町役場町内に配置された既存のパソコンがリース期間終了となるので、機種更新のため90台を購入するにあたり、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由である。

以後については、提出日および町長名は省略させていただきます。

同意第10号 身延町入ヶ岳二山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について

身延町入ヶ岳二山恩賜林保護財産区管理委員会に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理条例（平成16年身延町条例第194号）第3条の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理委員会委員

住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

住所 身延町大崩152番地

氏名 佐野馨

生年月日 昭和6年9月14日

住所 身延町大島1500番地

氏名 小笠原修治

生年月日 昭和10年1月24日

住所 身延町帯金2734番地

氏名 鈴木進

生年月日 昭和3年2月22日

住所 身延町椿草里384番地

氏名 吉野政市

生年月日 大正12年9月28日

住所 身延町大島4939番地

氏名 依田至

生年月日 昭和7年3月31日

住 所 身延町大島 1 2 8 4 番地

氏 名 名取好巳

生年月日 昭和 7 年 1 1 月 2 4 日

住 所 身延町帯金 3 5 4 9 番地 1 2

氏 名 松野 拡

生年月日 昭和 3 2 年 1 0 月 1 7 日

提案理由

身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が、平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これが、この議案を提出する理由です。

同意第 1 1 号 身延町大河内地区財産区管理会委員の選任について

身延町大河内地区財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町財産区管理会条例（平成 1 6 年身延町条例第 1 9 5 号）第 3 条の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

身延町大河内地区財産区管理会委員

住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

住 所 身延町大島 2 0 1 8 番地 1

氏 名 佐野喜一

生年月日 昭和 8 年 3 月 1 7 日

住 所 身延町丸滝 8 6 3 番地

氏 名 鈴木正男

生年月日 昭和 1 1 年 1 月 2 2 日

住 所 身延町角打 1 7 5 番地

氏 名 平田 登

生年月日 昭和 9 年 2 月 4 日

住 所 身延町和田 1 9 6 9 番地

氏 名 松永竹久

生年月日 大正 1 5 年 5 月 6 日

住 所 身延町帯金 6 5 9 番地 1

氏 名 吉野賢造

生年月日 昭和 2 0 年 5 月 2 0 日

住 所 身延町大島 1 3 5 9 番地

氏 名 若林庄明

生年月日 昭和 1 4 年 4 月 3 日

住 所 身延町丸滝 2 3 3 番地 1

氏 名 佐野菊一

生年月日 昭和 1 1 年 3 月 1 4 日

提案理由

身延町大河内地区財産区管理会委員の任期が、平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これが、この議案を提出する理由である。

以上3件について、提案理由を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご議決・ご同意いただけますよう、お願いを申し上げます。

○議長（穂坂英勝君）

町長の説明が終わりました。

追加日程第3 追加提出議案に対する質疑を行います。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。

議案第117号について、質疑はございませんか。

日向君。

○9番議員（日向英明君）

それでは議案第117号について、いくつか質問をしたいと思います。

参考資料、関係資料ですか、これを見ますと、落札した価格が99.44%、非常に高い価格であります。内容を見ますと、職員用パソコン90台。今日現在、うちの町の職員数は194人です。もちろん、これは出先機関を含めての数でありますけども、それで、第1点目としては、職員用のパソコン90台はどこのどういう部分に使われるんですか。それが第1点目。

それから2点目は、90台で、今度で最後なのか。または、次回のリース期間の更新はいつなのか。また99.44%というのは、落札率としては非常に高いと思うんですけど、そのへんの経緯をご説明をお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

職員の90台のパソコンでございますけども、これは合併以前からパソコンが、職員用がございまして、それぞれ契約期間、買い取りをしたもの、あるいはリースをしたもの、混在をしております。

今回の90台につきましては、その中の身延本庁舎と支所、それぞれにある中の90台でございます。バラバラになっているものでございます。契約期間が切れましたので、その90台について、購入をするわけでございますけれども、これからは随時、契約が切れる部分がありますので、それはまた、そのときに購入なり、リースなりの検討をしていきたいと考えております。

それから、落札率が非常に高かったということでございます。提案理由にもございますけれども、12月31日をもってリース期間が、今回、切れるわけでございますけれども、今回、この90台を購入ということで、9月の定例会に補正予算として90台分、1,530万円を計上させていただきました。この補正予算の経過でございますけれども、定価1台27万円のパソコンでございます。これを90台で2,430万円でございます。これだけのもの、これだけの価値のものでございますけれども、計算センターで共同調達をすることを、まず一番最初に考えました。そうしましたところ、1台当たり22万円で、総額1,980万円ということでございました。このため本町では、単独で導入することを決め、当然、導入機器については、身延町の庁内ネットワークに接続するとともに、峡南地域6町と峡南広域行政組合で構成する

峡南地域広域ネットに接続するものでございますし、また峡南広域行政組合計算センターで示される峡南地域広域ネットへの接続条件を満たさなければなりません。このため、計算センターも中に入った中で、職員向けパソコン導入設置使用書を作成し、内容を精査し、安価で購入できるよう検討したところでございます。この結果、9月補正で1台17万円。90台で1,530万円を予算計上させていただきました。

以上のような経過で、業者が見積もりました金額と予定価格との差があまりなかった理由、落札率が高かった理由だと、こちらでは考えております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

計算センターも完備したいということで、おおむねの様子は分かったわけですけど、職員194人に対して、今現在、パソコンはどんなふうな配置状況というんですかね、それについて、お聞きしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

職員、一般事務をやっている人には1人1台で対応しています。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

（なし）

ほかに質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第10号、同意第11号は人事案件でありますので、質疑・討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第10号、同意第11号は質疑・討論を省略いたします。

お諮りいたします。

追加提出議案につきましては、委員会付託を省略し、討論・採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、追加提出議案の委員会付託は省略いたします。

追加日程第4 追加提出議案に対する討論を行います。

議案第117号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。



追加日程第5 追加提出議案に対する採決を行います。

議案第117号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第117号 財産の取得については、原案のとおり可決決定いたしました。

同意第10号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、同意第10号 身延町入ヶ岳二山恩賜林保護財産区管理会委員に身延町大崩152番地、佐野馨氏、昭和6年9月14日生まれ。身延町大島1500番地、小笠原修治氏、昭和10年1月24日生まれ。身延町帯金2734番地、鈴木進氏、昭和3年2月22日生まれ。身延町椿草里384番地、吉野政市氏、大正12年9月28日生まれ。身延町大島4939番地、依田至氏、昭和7年3月31日生まれ。身延町大島1284番地、名取好巳氏、昭和7年11月24日生まれ。身延町帯金3549番地12、松野拡氏、昭和32年10月17日生まれ。以上7人を同意することに決定いたしました。

同意第11号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、同意第11号 身延町大河内地区財産区管理会委員に身延町大島2018番地1、佐野喜一氏、昭和8年3月17日生まれ。身延町丸滝863番地、鈴木正男氏、昭和11年1月22日生まれ。身延町角打175番地、平田登氏、昭和9年2月4日生まれ。身延町和田1969番地、松永竹久氏、大正15年5月6日生まれ。身延町帯金659番地1、吉野賢造氏、昭和20年5月20日生まれ。身延町大島1359番地、若林庄明氏、昭和14年4月3日生まれ。身延町丸滝233番地1、佐野菊一氏、昭和11年3月14日生まれ。以上7人を同意することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをいただきます。

町長。

○町長(望月仁司君)

大変、ご苦労さまでした。2日間という短い時間ではございましたが、議員各位には提出いたしました議案につきまして、それぞれ真摯にご審議をいただき、全議案をご議決・ご同意くださいました。誠にありがたく、衷心より敬意と感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、私にとりまして最初の定例会でございましたので、大変な失礼を申し上げましたが、お許しをいただきたいと存じます。

いよいよ年の瀬も迫り、寒さも日ごとに厳しくなっております。議員各位にはくれぐれもご自愛をいただき、ご家族の皆さまともども、素晴らしい新年をお迎えいただきますことをご祈念申し上げ、甚だ簡単ですけれども、お礼のあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。  
会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は、これで閉会することに決定いたしました。

議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

いよいよ厳寒に向かいます折から、各位におかれましては、くれぐれもご自愛をいただき、  
町政発展になお一層のご尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、町民の皆さま、議員ならびに町長をはじめ執行部の皆さまには無事に越年され、ご多  
幸な新年を迎えられますようお祈り申し上げまして、平成20年身延町議会第4回定例会を閉  
会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時25分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長遠藤守が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長並びに署名議員により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上